

令和 8 年舟形町議会  
第 1 回定例会会議録

舟形町議会

令和8年舟形町議会第1回定例会会議録

招集年月日 令和8年2月25日

招集の場所 舟形町議会議場

開 会 3月4日 午前10時

応招議員(9名)

1番 伊藤 廣 好

7番 佐藤 広 幸

2番 叶内 昌 樹

8番 八 鋤 太

3番 荒澤 広 光

9番 石山 和 春

5番 小国 浩 文

10番 斎藤 好 彦

6番 奥山 謙 三

不応招議員(1名)

4番 伊藤 欽 一

令和8年3月4日（水曜日）

第1回舟形町議会定例会会議録

（第1日目）

令和8年舟形町議会第1回定例会第1日目

令和8年3月4日(水)

---

出席議員(9名)

1番 伊藤 廣好	7番 佐藤 広幸
2番 叶内 昌樹	8番 八  歙  太
3番 荒澤 広光	9番 石山 和春
5番 小国 浩文	10番 斎藤 好彦
6番 奥山 謙三	

---

欠席議員(1名)

4番 伊藤 欽一

---

地方自治法第121条の規定により説明のため議場(会議)に出席した者の職氏名

町 長 森 富 広	地域整備課長	伊藤 秀 樹
副町長 伊藤 幸 一	地域強靱化対策室長	伊藤 英 一
総務課長 兼選挙管理委員会書記長 デジタルファースト推進室長	鍛冶 紀 邦	会計管理者 相馬 広 志
まちづくり課長	佐藤 仁	農業委員会会長 叶内 栄 一
ふるさと応援推進室長	曾根田 健	総務課財政係長 仲野 健 太
住民税務課長	野尻 誠	教 育 長 浅井 純
健康福祉課長	豊岡 将 志	教 育 課 長 森 英 利
農業振興課長 兼農業委員会事務局長	沼澤 一 征	代表監査委員 齊藤 徹
新規就農・女性活躍支援室長	斎藤 雅 博	監査委員事務局長 大場 健 一
	岡崎 千恵子	

---

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長 大 場 健 一 事 務 補 助 員 大 場 正 江

---

議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸般の報告

日程第4 議員派遣の報告

日程第5 町長挨拶並びに行政報告

日程第6 一般質問

---

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時00分 開会

**議長** ただいまの出席議員数9名です。定足数に達しております。

ただいまから令和8年第1回舟形町議会定例会を開会いたします。

直ちに会議を開きます。

---

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

**議長** 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により議長が指名をいたします。1番伊藤廣好議員、7番佐藤広幸議員の両名を指名いたします。

---

#### 日程第2 会期の決定

**議長** 日程第2 会期の決定について議題といたします。

会期の発言は、八鍬議会運営委員長よりお願いをいたします。

**8番** それでは私から、去る令和8年2月25日に開催されました議会運営委員会において、令和8年第1回舟形町議会定例会の会期について協議いたしましたので、ご報告を申し上げます。

令和8年第1回舟形町議会定例会の会期は、本日3月4日より11日までの8日間とすることに決定しましたので、ご報告をいたします。

**議長** お諮りいたします。本定例会の会期は、八鍬議会運営委員長報告のとおり、3月4日から11日までの8日間と決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

**議長** 異議なしと認めます。よって、会期は本日から11日までの8日間とすることに決定をいたしました。

---

#### 日程第3 諸般の報告

**議長** 日程第3 諸般の報告につきましては、議案書掲載のとおりです。朗読は省略をいたします。

---

#### 日程第4 議員派遣の報告

**議長** 日程第4 議員派遣の報告につきましては、議案書掲載のとおりです。朗読は省略をいたします。

---

#### 日程第5 町長挨拶並びに行政報告

**議長** 日程第5 町長挨拶並びに行政報告をお受けいたします。森町長。

町長 おはようございます。

本日は、令和8年第1回舟形町議会定例会を招集しましたところ、議員各位には、時節柄、何かとお忙しい中ご出席賜りまして、誠にありがとうございます。

さて、今回、町議会定例会に提案しております議案説明に先立ちまして、令和8年度町政運営の所信の一端を申し上げ、議員各位並びに町民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

アメリカとイスラエルによるイランへの大規模な軍事攻撃は、21世紀の国際秩序を根底から揺るがす重大な転換点となっています。イランの最高指導者ハメネイ氏の死亡を受け、アメリカ・イスラエル連合軍はイラン国内の重要拠点への空爆を開始いたしました。トランプ米大統領は作戦が数週間に及ぶ可能性を示唆しており、イラン側も周辺の米軍基地や近隣諸国へ報復攻撃を行うなど、中東全域が戦火に包まれる「大戦」への危機に直面しています。イラン国内では指導部が空位となり、体制崩壊に伴う極度の混乱が続いております。

アメリカの経済面では、世界のエネルギー供給の要であるホルムズ海峡が事実上の封鎖状態に陥ったことで、原油価格が急騰、それに伴うインフラ再燃リスクや、金融市場の不安定化という3つの影響が出ております。物流・交通インフラも麻痺状態にあります。中東空域の閉鎖により、世界中で1,500便以上のフライトが欠航し、主要海運会社も航行ルートの変更を余儀なくされております。

現在の事態は、単なる一地域での紛争にとどまらず、エネルギー供給網と国際金融システムを麻痺させる「世界規模の危機」へと変貌を遂げている状況であります。

日本国内では、衆院選で圧勝し、順風満帆に見えた自民党高市政権でありましたが、アメリカ・イスラエルによるイラン攻撃は、日本国内に深刻な経済的打撃を与えると同時に、高市政権にとっても最大の試練となることが予想されます。高市政権の最優先課題、「物価高対策」にとって最大の脅威はエネルギー供給の寸断です。原油輸入の約9割を依存するホルムズ海峡が封鎖状態となったことで、ニューヨーク原油先物相場で原油価格が高騰しており、またその影響で円安傾向が続くと予想され、紛争が長引けばガソリン価格や電気代の高騰は避けられず、国民生活を直撃することになります。市場では日経平均株価が1,500円、昨日は1,700円を超える大暴落を記録し、企業活動も物流の停滞によってサプライチェーンが麻痺するなど、景気後退への懸念が急速に強まってきました。

高市政権には実利と同盟のバランス外交、つまり緊密な連携を求めるトランプ政権（アメリカ）と同調しつつ、原油の安定供給を確保するために中東諸国とのパイプをいかに維持するかという、極めて困難なかじ取りを迫られています。今後、国内の経済情勢や国の政策については注視をしていかなければなりません。

舟形町においては、国内外の社会情勢は大きく変化するものの、人口規模が縮小する中でも

「持続可能なまちづくり」が極めて重要であると捉え、今後とも持続可能なまちづくりを基本に、町民の皆様が安全で安心して暮らせる町の土台を強固なものとしながら、とりわけ若い世代にとっても安心して働き、出産や子育てができる環境の充実や、生活利便性の向上、さらにはにぎわいと活力に満ちた町の魅力創造など、町の成長と発展に向けた未来への投資をしっかりと進めてまいり所存であります。

折しも令和8年度は、後期短期アクションプランの2年度でありますので、着実に舟形町民の幸福のため、第7次総合発展計画で目指す町の将来像「住んでいる人が誇れるまちづくり、わくわく未来舟形」を目指して、6つの目標と1つの基盤に基づき、確実に政策を実施してまいります。

まず、1つ目の目標「いつまでも元気で笑顔溢れるまち」では、「100歳元気プロジェクト」を一層推進するため、人間ドック等検診事業についてオプション検診補助や、人間ドックを41歳、46歳、51歳、56歳、61歳、66歳の節目の方は5,000円の個人負担で、特定検診では腹部超音波検査も1,000円の負担で受診できます。

また、ワンコインがん検診事業では、胃、大腸、肺、子宮頸部・乳がん検診、前立腺検診のほか、新たに生活習慣病対策として推定食塩摂取量検査を追加いたしました。さらには、高齢者インフルエンザ予防接種も1,000円の負担で接種できるほか、50歳以上の方に带状疱疹予防接種の2分の1を補助しております。そのほか、介護予防「通いの場」、80歳以上の方へのタクシー券助成などをはじめ、健康長寿に向けた事業に取り組んでまいります。

2つ目の目標「町の宝を守り育てるまち」では、引き続き少子化対策として出産費用の軽減を図るとともに、おたふく風邪予防接種、小児インフルエンザ予防接種の費用は自己負担なし、また町の未来を担う子供たちには、保育園の米飯給食開始、小学校給食無償化による国の交付金との差額1人当たり月額2,300円の上乗せ負担、さらに中学校の給食費も無償化とし、日本一のおいしい給食食育推進事業のさらなる充実を図ってまいります。また、中学校制服の無償化や、小学校体育着の無償化、保育所園児には指定の帽子とかばんをプレゼントするとともに、小中学校の教材費の無償化の対象も拡充し、舟形町に住んでよかった、舟形町で子育てをしてみたいと思ってもらえる子育て支援策に取り組めます。さらには、ICT教育の充実を図るとともに、国際感覚の醸成などを目的とした「まちなか留学」を実施してまいります。

輝く未来を築いていくためには、子供への投資は必要かつ不可欠でありますので、子育て支援や教育の充実引き続き力を注いでまいります。

また、国宝縄文の女神を舟形町に里帰りさせるため、町職員によるプロジェクトチームによる「縄文の女神ミュージアム（仮称）基本構想」に基づき、博物館の建設に向けての計画を進めるほか、ペーパークラフトコンテストをはじめ、「縄文の女神」の里帰り機運の醸成を図

ってまいります。

3つ目の目標「地域の魅力・活力を生み出すまち」では、町独自の「農業ビジョン」の3つの基本方針「もうかる農業」「次代につなぐ持続可能な農業」「集落の農地を守る」を目指し、新規就農や女性が就農しやすい環境を整備するとともに、マイスター制度、園芸拡大ジャンプアップ事業、さらには舟形町のおいしいお米を差別化するため、衛星を利用したおいしいお米プロジェクト、圃場整備の促進のほか、スマート農業の推進、農業機械の導入など、国県の補助制度を最大限に利用してまいります。また、次世代交付金を活用し4棟目の東北農林専門職大学の学生アパート整備事業を進めるとともに、交流施設ふなぼんを拠点として、学生同士、学生と先生、学生と先生と町民との交流を深めてまいります。そして、東北農林専門職大学、先生、学生の豊富な知識や技術、新しい感覚とアイデア、知恵と若い力をお借りして、新たなまちの魅力づくりにも努めてまいります。さらには、商工業者支援の活力アップ推進事業などで、農業・商工業の振興を図ってまいります。

4つ目の目標「つながり、支え合うまち」では、地域活性化起業人や集落支援員を活用して地域づくりを進めてまいります。今年、全町において地域運営組織が組織されましたので、「にぎやかな過疎地域」の実現に向けて努力してまいります。また、町内会アプリなどを導入し、デジタル化にも努めてまいります。

5つ目の目標「くらし・生命を守るまち」では、令和6年7月の大雨による災害からの復旧復興に全力で取り組んでまいります。町道舟形一の関線、福寿野岡矢場線の道路改良、除雪ロータリの更新等を実施いたします。また、地域未来交付金を活用し、避難所等の防災資機材を整備拡充するとともに、消火栓の新設・改修を実施いたします。さらには、福祉避難所や防災センターにおいて防災訓練・避難所開設訓練を実施して、町民の安全安心に努めてまいります。

6つ目の目標「快適な暮らしを叶えるまち」では、この冬の豪雪を受けて、空き家の除却補助の上限を倍の200万円に、補助率を80%に引き上げるとともに、対象建物を小屋だけでも可能といたしました。また、融雪設備導入補助事業では、上限額を200万円まで引き上げるとともに新築・リフォームでも可能とし、補助率も2分の1から90%といたしました。さらには、高断熱住宅を普及させるための支援制度、民間アパート建設への支援もしてまいります。

7つ目の目標「健全で持続可能な行財政運営」では、6つの目標を支える1つの基盤として、一昨年7月の大雨災害による復旧復興により財政負担は増えたものの有利な起債等財源の確保に努め、情報発信力強化や職員研修を進めて、健全財政を堅持してまいります。

6つの目標全てに関わる重点プロジェクト事業として、地域未来交付金を活用しデジタル化を進め、町民サービスの向上及び先進的少数社会の実現に向けて努力してまいります。

国際情勢の変化、その影響を受ける日本の国政の変化への対応など、新たな課題が次々と出

現し、町民の皆様の幸せのまちづくりのゴールへの道のりが一進一退を繰り返しながらも、しっかりとそれらの課題に真摯に向き合い、職員と一丸となって取り組んでまいりますので、議員の皆様、町民の皆様におかれましては、なお一層のご指導、ご協力をよろしくお願いを申し上げます。

令和8年度当初予算の概要については、予算の内示会で説明を申し上げましたので省略をさせていただきます。

次に、12月定例町議会以降の主な行事について、行政報告を申し上げます。

(1) 縄文の女神ペーパークラフトデザインコンテスト表彰式について。

12月23日（火）、第6回縄文の女神ペーパークラフトデザインコンテスト表彰式を開催いたしました。今年度は町内外から応募総数102点の作品が集まり、小学生部門、一般部門のそれぞれの受賞者を表彰いたしました。また、第1回から第5回までの歴代最優秀作品からグランプリを選出し、併せて表彰いたしました。

(2) 令和7年度山形県・舟形町合同冬期防災訓練の開催について。

令和8年1月25日（日）、山形県内で初となる山形県・舟形町合同冬期防災訓練を、福祉避難所「てとて」及び舟形小学校一帯で開催いたしました。この訓練は、舟形町では震度6強を観測し、町内各所で被害が発生したことを想定したもので、山形県高橋副知事、齋藤最上総合支庁長、齋藤町議会議長をはじめ多数のご来賓が参観する中、陸上自衛隊第20普通科連隊、山形県警察本部、舟形町消防団、舟形町第1から第4の町内会など、15機関の約250名が参加し、災害対策本部設置訓練や避難所設置訓練、倒壊家屋からの救出訓練、電力供給訓練、避難者の救助訓練などを実施いたしました。厳冬化の気候や気温に応じた大規模災害時の各種訓練を通じて、冬特有の課題や対応方法、適切な連携を確認・共有することができた大変有意義な訓練となりました。

(3) 舟形町総合教育会議について。

1月29日（木）、令和7年度舟形町総合教育会議を開催いたしました。この会議は、首長と教育委員会が十分な意思疎通を図り、地域の教育の課題やあるべき姿を共有して、より一層民意を反映した教育行政を推進するために行っているものであります。会議では、第1次舟形町教育振興計画と、舟形町こどもまんなか条例の制定に向けて協議し、さらには今後の教育行政の進め方について意見交換を行いました。

(4) 長沢子ども遊々塾について。

2月1日（日）、長沢地区の日の出山において冬季の「長沢子ども遊々塾」が開催され、保育園から中学生までの計26名が参加し、けつつぞり体験や、スノーチューブ、バナナボート、雪中宝探しなどが行われました。これは「地域の子どもたちを地域の知恵と力で育む」を基本理念に、地区の各団体が連携し、四季折々の自然や文化体験を通じて自分たちの住む地域

のすばらしさを肌で感じながら学び、地域住民との交流を通じてふるさとのよさを子供たちに伝承していくことを目的として、平成14年から継続して開催されているものであります。参加者らは例年になく豪雪にも負けず、雪遊びを楽しみ、保護者や協力者の皆さんと一緒に餅つきをし、つきたての餅を食べながら交流を図りました。

地域運営組織「長沢地区連合会」の地区びじょんには、地域課題の一つに少子高齢化が挙げられており、世代間交流の場づくりを進めていくことが掲げられています。地域運営組織の健康増進・交流事業部会の構成員である長沢子ども遊々塾実行委員会は、今後も活動を継続していくことで地域課題の解決につなげていきたいと考えております。

(5) 全国雪対策連絡協議会冬季要望会議について。

2月3日(火)、全国雪対策連絡協議会冬季要望会に参加しました。全国雪対策連絡協議会は、積雪寒冷地域の201市町村で構成される組織で、国に対し雪対策に係る予算の確保、制度の継続・拡充について活動を行う組織であります。県内からは新庄市と舟形町が参加し、国土交通省、総務省及び財務省の幹部12名に対し、除排雪関連経費等について、今季の降雪の状況に応じた財政支援の強化を要望いたしました。折しも、1月中旬からの連日の降雪により、1月29日に長沢・野での162センチ、松橋で206センチの積雪が観測され、豪雪対策本部設置基準である150センチ(西又・松橋においては200センチ)に達したことから、豪雪対策本部が設置されました。国に対しては、豪雪対策本部が設置されたこと、それ以降も雪が降り続き、町民生活が脅かされている極めて厳しい状況であることを写真で示しながら訴え、特段の配慮をお願いしたところであります。

(6) 「もがみのジオラマ」制作の視察と完成おひろめ会について。

2月4日(水)、県立新庄神室産業高等学校で、舟形町のジオラマの制作状況を視察してまいりました。この「もがみのジオラマ制作事業」は今年度で5年目を迎え、町内在住の方が制作した舟形町の鉄道ジオラマがきっかけとなり、最上広域市町村圏事務組合と県立新庄神室産業高等学校の協力によって、毎年1から2台程度最上地域の市町村のジオラマを制作し、ゆめりあ内の鉄道ギャラリーに展示しているものであります。当日は、機械電気科と環境デザイン科、それぞれの制作現場を視察し、建物の再現や鉄道模型の走行などについて生徒から説明をしていただきました。

ジオラマの制作については、今年度当町のジオラマが最後となり、2月21日(土)にゆめりあ鉄道ギャラリーで開催された「もがみのジオラマ完成おひろめ会」では、制作に携わった生徒10名や町を代表して舟形小学校の児童も参加し、課題研究発表会やジオラマの除幕式などが行われ、最上8市町村全てのジオラマが展示されました。町内在住の生徒も今回の制作に携わっており、鉄道ジオラマの制作と展示が地域の魅力創造につながることを期待いたします。

(7) 令和7年度教育功労者表彰について。

2月16日(月)、令和7年度舟形町教育功労者表彰式が舟形町中央公民館で行われました。この表彰は、当町の教育、芸術、文化向上発展に寄与された方、また善行奇特の行為等により、他の模範となる個人、団体を対象に贈呈されるものであります。今年度は、教育功労4部門において、個人22名の方に表彰状、個人2名の方と団体1団体に感謝状がそれぞれ贈呈されました。

(8) 令和7年度舟形町総合戦略推進会議について。

2月24日(火)、町中央公民館3階ホールにおいて、令和7年度第1回舟形町総合戦略推進会議を開催いたしました。今年度は、第3期舟形町総合戦略(第7次舟形町総合発展計画後期短期アクションプラン)のスタートの年であり、1年目の成果及び効果と計画の推進に関連する事業について検証を行いました。

会議では、第3期舟形町総合戦略の目標指標であるKPIの達成状況や、国の「新しい地方経済・生活環境創生交付金」を活用した事業状況について、住民代表をはじめ産業界、行政機関、教育機関、金融機関、労働団体、メディアの分野から構成された10名の委員からご意見をいただきました。委員からは、KPIの中で、がん検診精密検査受診率(平均受診率)や防災士の数の進捗率が高いとの評価や、商工業の事業継承、交流・移住のさらなる推進などについて意見をいただき、総評として、「全体的におおむね達成できている。職員の頑張りが現れている」との評価をいただきました。

以上、8件について行政報告を申し上げます。

さて、本定例会に提案します案件は、承認案件について2件、令和7年度一般会計、特別会計等補正予算について5件、条例の設定について2件、条例の制定について4件、工事請負契約の変更について1件、町有財産の無償貸付けについて1件、舟形町過疎地域持続的発展計画の策定について1件、辺地総合整備計画の策定について1件、新庄最上定住自立圏協定を変更する協定の締結について1件、人事案件について15件、令和8年度舟形町一般会計、特別会計等予算について6件、以上39件についてご提案申し上げますので、慎重審議の上、満場一致をもちましてご決議賜りますようよろしくお願いを申し上げます。挨拶とさせていただきます。

なお、12月定例町議会以降の主要事業につきましては、次に記載のとおりでありますので、説明は省略させていただきます、挨拶並びに行政報告とさせていただきます。よろしくお願いを申し上げます。

---

## 日程第6 一般質問

議長 日程第6 一般質問をお受けいたします。順次発言を許可いたします。3番荒澤広光議員。

**3番** おはようございます。それでは、私からさきに提出しました通告書に従いまして、空き家対策事業について一般質問を行います。

本事業の現状について、別紙資料1を添付しておりますので、参考にしていただければと思います。

質問の主題として、空き家の実態と今後の対応策は。

舟形町では「快適な暮らしを叶えるまち」を生活環境の基本目標とし、住環境の整備を基本施策として、定住環境の整備、空き家対策を2つの具体的な施策として取り組んでおります。当町でも少子高齢化や人口減少による世帯数の減少に伴い空き家の増加が深刻な課題であります。老朽化した建物が防災・景観・環境衛生への悪影響を与えるため、他の自治体より先駆けて空き家対策事業を行っているものと認識しております。

空き家対策事業の具体的な取組、以下の5つの項目についてお尋ねいたします。

①管理不全な空き家は令和7年度現在で88戸と把握しているようですが、空き家の実態調査はどのようにして行われているのかお聞きいたします。

②空き家バンクに登録されている住宅がありますが、相談または問合せの内容、件数はどの程度あるのかお聞きいたします。

③当町の空き家除去事業は、平成26年度からスタートしておりますが、山形県内の他自治体にも類似事業があるようですが、どのような事業内容なのかお聞きいたします。

④空き家除去事業補助金を活用し、平成30年度からの解体は住宅で71戸、附属建物で38戸と実績はあるものの、令和6年度は6戸、令和7年度は3戸と減少傾向にあります。解体費用の高騰も一つの要因としてあるものと推察いたします。管理不全な空き家は現在も88戸あるのが実態です。本事業の補助金増額を検討する計画はないのかお聞きいたします。

⑤空き家の発生を予防する取組、舟形町空き家等対策計画は重要だと思います。どのような対策計画なのかお尋ねいたします。

住宅、作業小屋等は本人が求めた財産ですので、本来は所有者自身が計画的に管理し、最終的には解体を行うのが基本だと認識しております。いつまでも安心して暮らしていける住環境の整備には、今まで以上に取り組む必要があると思いますが、町長のお考えをお尋ねいたします。

**町長** それでは、3番荒澤広光議員の「空き家の実態と今後の対応策は」のについてのご質問にお答えいたします。

ご質問1点目の「空き家の実態調査がどのように行なわれているか」についてであります。調査は町内会に依頼して行っております。調査の頻度は、町内会の負担を考慮して3年に1度としており、調査内容としては外観の目視点検や管理者の有無の確認をしており、前の調査データに修正、追加していく形を取っております。

ご質問2点目の「空き家バンクへの相談等の内容、件数」についてですが、町の役割は売りたい人と買いたい人をつなぐことで、交渉や契約に係る行為は当事者間で行うか、宅地建物取引業協会へ仲介を依頼することになりますので、答えられる内容もそれに沿ったものになります。月3件程度の問合せ等があり、建物の立地、価格、購入までの流れについてなどです。また、購入を前提とする相談・問合せについては、所有者から連絡する旨を伝えております。

ご質問3点目の「空き家除却事業の他自治体の内容」については、舟形町では不良住宅の除却について、補助率2分の1、補助金の上限額100万円の支援を行っております。県内の他自治体も、対象とする建物、補助率、補助金の上限額に違いはありますが、ほとんどの自治体で空き家除却の支援を行っております。補助金の上限額に着目しますと、舟形町と同額の100万円の自治体数は10自治体、舟形町より額の大きい自治体数は5自治体、額の小さい自治体数は19自治体、制度なしの自治体数は1自治体という状況であります。ただし、舟形町では小屋の除却に対する支援もありますので、作業小屋のある農家住宅等では補助金額の最も高い南陽市の160万円、それに次ぐ三川町の150万円と同程度の補助金額になる場合もあります。

ご質問4点目の「補助金の増額の計画の有無」については、荒澤議員のご指摘にもありますが、解体件数減少の要因の一つに解体費用の高騰があると考えており、令和8年度当初予算の内示会でお示ししたとおり補助率及び補助金の上限額を改正し、令和8年度の施行を予定しております。改正内容については、補助率は除却費用の50%から80%に、補助金の上限は住宅の除却が100万円から200万円、小屋の除却は30万円から50万円に改正し、これにより危険な空き家の除却を促進し、倒壊や火災、不法侵入、害獣・害虫、悪臭、不法投棄や景観の悪化の防止に努めたいと考えております。

最後に、ご質問5点目の「舟形町空き家等対策計画はどのような対策計画か」についてですが、本計画は空き家対策審議会でご審議いただき策定した計画ではありますが、空き家対策を総合的かつ計画的に進めることを目的としており、対策の方針としては「住民の意識の向上による空き家の発生予防」、「所有者等による管理意識の向上と適正管理の促進」、「空き家の利活用」、「管理不全空き家の除却等」についての4つで、具体的対策として空き家相談窓口の設置、空き家バンクによる空き家の流通促進、リフォーム支援等による利活用の意識づけと定着、利活用困難な空き家の除却の促進、代執行等が示されております。

空き家につきましては、少子高齢化の状況から今後も増える傾向にあると予想します。空き家バンクでは、延べ登録数34戸中13戸が成立しており、空き家除却事業では平成30年度以降、住宅71戸の除却を実施しております。しかしながら、管理不全空き家は平成30年度の45件から令和7年度88件とほぼ2倍に増えております。

今後の空き家対策の取組といたしましては、実績に照らしても除却に対する支援を柱として

取り組む考えであり、さきにお答えしたとおり除却補助金の上限額の引上げ等を令和8年度に予定しているところであります。

利活用につきましては、リフォーム支援による利活用の意識づけと定着を引き続き推進し、流通促進においては、買いたい人への情報提供の充実を図るため最上地区空き家対策エリアマネージャーに内覧立会いや契約支援等を委託するなど、国、県、民間と連携しながら情報発信等を進めてまいりたいと考えております。

### 3番 答弁ありがとうございました。

まず初めに、今町長から説明ありました、あと先日の予算の内示会でも展開がありましたけれども、空き家事業の補助金の増額という予算書の提案ですけれども、大変ありがたい予算案ではないかなと私は思っています。

まず最初に、私が添付しました資料1について、町長からも今説明ありましたけれども、簡単に説明をさせていただきたいと思います。

資料1の一番上の表になりますけれども、これは平成26年度から令和7年度までの、12月末の世帯数の推移になります。平成26年度と比べまして令和7年度、今現在が1,821世帯ということで、78世帯減少していますという世帯数の推移になります。これは、イコール空き家の数にはなりませんけれども、世帯数がこのように減っているという実情になっております。

次に、その下の表ですけれども、管理不全な空き家数ということで、平成28年度が16戸、令和7年度が、今答弁でもありましたように88戸ということで、72戸増加しているというところが現状です。

次に、3番目のクリーム色のグラフになりますけれども、これも町長から説明ありました、補助金を利用して解体した実績になります。住宅に関しましては累計で71戸、附属建物、いわゆる作業小屋等に関しましては38戸ということで、トータルで109戸の建物を補助金を活用して解体したという実績になります。

一番下の表ですけれども、これは予算対決算の実績になります。令和6年、令和7年度に関しましては、1,800万円の空き家解体の除去の予算に対しまして、令和6年度が530万円、令和7年度、今年度は230万円ということで、予算の執行率、今年度に関しましては12.8%まで下がっているというところが、今現在の空き家関係に関しての実績になります。参考にしていただければと思います。

今、町長の答弁からありました、管理不全な空き家数は現在までで88戸という数があるようですけれども、この中には老朽化が激しい建物、いわゆる危険度Cですか、あとは危険が切迫している建物、危険度Dと判断している建物の内訳ですけれども、どのようになっているのかお尋ねしたいと思います。

**町長** その件につきましては、地域整備課長より答弁をさせていただきたいと思います。

**地域整備課長** ご質問の管理不全空き家、C、今すぐに倒壊や建築材の飛散等の危険性はないが管理が行き届いておらず損傷が激しい建物につきましては、全体で31戸あります。Dの倒壊や建築材の飛散など危険が切迫しており緊急度が極めて高い建物につきましては27戸あります。

以上です。

**3番** 分かりました。とりわけ危険度が切迫している、今報告ありました27戸の建物ですけれども、これに関しましては建物の持ち主、あるいは相続、その辺ははっきり分かっているのか、分かっていないのか、その辺も併せてお聞きしたいと思います。

**町長** その点につきましても、地域整備課長より答弁をさせていただきます。

**地域整備課長** 危険な空き家につきましては、外見の状況把握等々しておりまして、持ち主等につきましても、調査して台帳という形で整理しております。

以上です。

**3番** 分かりました。ちょっと今の私の再質問とダブるかもしれませんが、それぞれの空き家の調査を3年に1回町内会にお願いしているというお話でしたけれども、空き家の外観、外から見た面に関しましては町内会で把握できると思うんですけれども、あとは空き家の管理者の情報、状況、その辺は町内会で把握できるものなのか。ちょっと、この辺についてもいま一度確認をしたいと思います。

**町長** やはりその空き家となった住宅についての、例えば関係性というものの、親戚関係とかというものもございますので、やはり行政側よりは周りの町内会の方々のほうが、その内容等がお分かりになるというところで、それを聞き取りして町のほうで台帳に整備しているというところがございます。

**3番** やはり空き家に関しましては、見た目もそうですけれども、その後の、地元に住んでいる者からすれば何とかしてもらいたいなという気持ちは誰もが持っていると思うんですけれども。やっぱりその建物一戸一戸に関して、相続だったり、名義がどうなっているのかであったり、その辺をやはり地元からの情報を得ながら町で把握しておく必要はあると思いますけれども、その辺について少しお聞かせ願いたいと思います。

**町長** まさにそのとおりだと思います。また、法律も改正されまして、現在ですと必ず相続登記をしなければいけないということになりましたので、これは空き家対策ということがメインとして改正されたと思っておりますが、やはりそういったところをまずしっかりやっただくということが大事かと思っております。ただ、その財産、空き家だけでなく様々な面で負債も相続の対象になるというところもございまして、そうした場合にやはり相続というのがうまくいかないという場合で、相続放棄という形になることもこれからは考えられると思っております。

**3番** そのとおりかなと思います。あと、答弁の中で最後のほうに、私たち町民の意識づけも大変重要という答弁がありました。やはりそのとおりだと思います。12月の中でですけれども、町で初めて空き家を解体したという経過があるんですけれども、あれはまた特例だということ町民の方からは理解していただきたいもんだなと思います。

私も持家に住んでおりますけれども、例えば農業関係ですけれども、農業者に対して、今後あなたは農家の規模拡大を行いますか、後継者はいますかというふうな調査がたまに入ってくるがあるんですけれども、今よりもやっぱり住まいに関してもう一步踏み込んで、それぞれといいますか、多分全戸対象だと一番いいと思うんですけれども、この建物をどうするのか、将来後継ぎがいるのかどうなのか、その辺の意向調査といいますか、その辺も全世帯に展開して町民の意識を上げてもらうという取組も、私はしていかなければこれからはならないのかなと思っていますけれども、そういう考え方はどういうものなのか、お聞きしたいと思います。

**町長** 全く同感でございます。町の65歳以上の高齢化率というのが43.7%というところもございまして、大体町民の半分近くは65歳以上というところでありまして。私の家も、それから副町長の家も、65歳以上の方々しか住んでいない家というところもございまして、そうするとその住宅それぞれでどうするかというところを、やはり元気なうちに話題として考えておかなければならないと。

今、終活という言葉がございまして、ある意味、持家の住宅についても空き家にしないために、特に危険空き家にしないためには、そういったことがやっぱり町民一人一人に求められるものかなと。新しく建てるとなると厳しいんですが、リフォームしてという形だと割合に求められるというところもあるようでもございますので、ぜひ、もう住めなくなる前の段階でどうするかというところを、しっかりやっぱり考えていかなければいけないと。そういった機運を、町民一人一人にやっぱり植え付けていかなければいけないと思っておりますので。

また、元気なうちに住宅を明け渡したときのその先のということについては、サ高住とか様々な議論が議会の中でも交わされておりますが、そういったことも踏まえてですね、考えていかなければいけないと思います。

一つの空き家対策だけではなく全体的な、この公設というところもありますので、高齢者にとって優しい環境、そして住んでいる人が、美観等も含めてですね、そこに住んでいていいというような、そういう環境をつくっていかなければいけないと思っておりますので、少しずつではありますが、町民にそういった運動を展開していけるように努力をしてみたいと思います。

**3番** 大変難儀な作業になるかとは思いますが、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

次に、②の空き家バンク関係について、再度ちょっと確認をさせていただきます。

今現在、町の空き家バンクの実績ということで、先ほど34戸中13戸成立という回答がありました。できれば空き家に関しましても、次の方が移住し活用できれば一番いい循環だと思いますけれども、なかなかマッチングするハードルが高いと私も思っております。

私の近くにも、空き家になって長い日にちがたたないうちに次の方が入ってくれたという大変いい事例がありました。その方と私も話したんですけれども、その方は雪の少ない東根のほうから来た方です。空港の近くで住んでいたそうでした。私にはどうも考えられないんですけれども、飛行機の音がうるさくてということで、理由はそれだったそうです。この雪の多い舟形に来てくれたということで、大変私からすれば考えられない、いろいろな方もいるということを改めて私としても実感したところであります。

町では、現在空き家バンクということで7戸の建物を空き家バンクに登録しているかと思えます。そのほか「もがみ空き家の杜」ということで、最上地区の空き家対策エリアマネージャー、多分一般社団法人だと思いますけれども、そこには3件ですか、町で登録しているかと思えます。その空き家バンクの写真なりを見てみますと、町の空き家バンクはほぼほぼが建物の外観を撮った写真、あるいは昔大工さんが描いた図面とかが見られるような空き家バンクの写真だと思うんですけれども、そのもがみの空き家の杜というところを開くと、その建物のそれぞれの部屋、例えば風呂場だったり、台所だったり、全てが見られるような情報が載ってありましたので、ぜひそういうところも、舟形町は今現在多分3物件だと思いますけれども、そこにある程度、建物のいいところもあると思えますけれども、その物件を増やせば、そういうふうな方とマッチングするチャンスが出てくると思えますので、そちらに空き家バンクに登録する物件を増やすという考えはどうか、ちょっとお聞きしたいと思います。

**町長** その件につきましては、地域整備課長より答弁をさせていただきます。

**地域整備課長** 議員おっしゃるとおり、もがみ空き家の杜という最上地域の空き家バンクポータルサイトありまして、舟形町からは4件登録しておりました。1件が成立しております。

おっしゃるとおり、極めて内容について、360度の写真であったり、間取りであったり、外観であったり、細かい写真、視覚的な部分で詳しく載っております。さらには所有者に対しての取引価格の助言とか、あと内覧対応、不動産の紹介等、売買に係る情報提供等をやっております。極めて充実したものになっております。

我々としましても、できるだけ登録数を増やしたいとは思っているんですけれども、1件当たり5万5,000円の委託料がかかりますので、現在は、こうやってしまうと何なんですけれども、売れそうな物件について厳選しまして載せている状況であります。状況をしばらく注視しながら、今後増やすかどうかという部分も検討していきたいと思えます。

以上です。

**3番** 今、委託している委託先の代表の方ですけれども、たまたま私と顔見知りというところで、先日少し話を聞いてきました。最上郡内のある自治体では、例えば独り暮らしの方が亡くなったりすると同時に住民税務課に死亡の届けに来ると思うんですけれども、それと同時に、例えば舟形町だったら地域整備課の空き家の担当者のほうに連絡がつながって、建物を今後どうするのか、台帳に登録するとか、そういうふうな動きを同時にしているという最上郡内で自治体があるようなんですけれども。やはりそういうのも、亡くなって空き家になった、あるいは転出して行って空き家になるというところの届出が役場にそれぞれ来ると思いますので、そのタイミングで何らかのその方に聞き取りなり、そういうアクションも必要なのかなと思って聞いてきたところなんですけれども。その辺の取組はどのように考えているのか、少しお聞かせ願いたいと思います。

**町長** 大変、他自治体の好事例だと思います。なかなか、我々がその亡くなった方が独り暮らしなのかどうかというところの判断というのがつかない状況でありますので、そこら辺も少し住民税務課と、それからその方の住宅の状況というふうな、独り暮らしなのかどうかというところについての検討も必要かと思いますが、できるだけその関係者が少なくとも集まるような葬儀の期間中とかそういった段階で、その状況、意向調査をするというのは非常にいいのではないかと思いますので、どういう形でうちの町でそれが可能かどうか、検討させていただきたいと思います。

**3番** ぜひ、よろしくお願ひしたいと思います。

次に、3つ目の空き家の除去事業に対しての再度確認をしたいと思います。

今ほども、委託先の代表の方と話をしてきたという話をしたんですけれども、舟形町の空き家事業の実態、実績を見てもみますと、ほかの自治体と比べて舟形町はどうでしょうかねという話をしてきたんですけれども。その代表の方は、近隣市町村あるいは県内の自治体と比較しても舟形町は真面目に取り組んでもらっていて大変ありがたいという高い評価をしておりました。そういう評価があったんですけれども、そういういい評価ですけれども、それは担当の方の耳に入っているものなのかどうか。少し聞いてみたいなと思います。

**町長** 答弁の中でも申し上げましたが、空き家対策審議会というのがございまして、そこには町関係以外でも最上地区の不動産関係とか、それから行政書士さんとか、あとそういった方々、職種の方がいらっしゃってございまして、その会議の際についても舟形町の支援策というのは、まだ改正する前の段階でも他町村よりも非常に充実していると、非常にありがたいことだということ言われておりますので、職員のほうもその点については認識をしている上で、さらに答弁でも申し上げましたが、最近分別の細別化ということ、さらにはアスベストの調査もしなければいけないというようなことで、かなり除却する費用というのがかかるということもありましたので、令和8年度の新しい制度の中では補助率とか、補助の上限額を上乗

せしたところであります。

**3番** 引き続き、ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、空き家の予算対決算、執行状況ですけれども、令和6年度が29.4%の執行率で、令和7年度、今現在ですけれども12.8%の執行率というところで、2年連続で今のところ下がっていますけれども、この下がった要因というところはどういう状況があるものなのか。担当課ではどのような分析をしているか、お聞かせ願ひたいと思ひます。

**町長** その点につきましては、地域整備課より答弁をさせていただきたいと思ひます。

**地域整備課長** 個人の財産ですので、まずは個人の考えというところがあるんですけれども、やっぱり一番の要因は、先ほど町長答弁したとおり物価の高騰が大きいと思ひます。令和元年度については解体費用140万何がしぐらいのものが、現在、令和7年度においては、建物の間取りとか大きさとか違うところもあるんですけれども、260万円、270万円とか300万円近くになっているという状況で、令和元年度から比較しますと約1.8倍ぐらいの解体費用になっている状況であります。

国の試算におきましても、平成27年度1平米当たりにつきましては2万4,000円ぐらいであったものが、令和7年度には3万3,000円、1平米当たりになっているということで、1.4倍ぐらい高騰している。先ほど町長おっしゃったとおりリサイクル関係、最終処分関係で処分費が高騰しているのが大きいかなと考えております。

以上です。

**3番** ありがとうございます。

最後になりますけれども、12月、略式代執行をしていただきまして、その隣の方の話を聞いてきたんですけれども、別世界に来たみたいだということで大変喜んでおりましたので、ぜひその辺も、大変ありがたい話かなと思ひます。

空き家の対策に関しましては、なかなか出口が見えてこないというふうな大変な事業だと思いますけれども、引き続き粘り強くこの空き家解体事業、空き家の安全対策事業、ぜひ継続をしていただきたいと思います。

これで私の一般質問を終わりとさせていただきます。ありがとうございます。

**議長** 以上をもって、荒澤広光議員の一般質問を終結いたします。

続きまして、1番伊藤廣好議員。

**1番** 通告しております3点の質問をいたします。

1点目ですけれども、デマンドタクシーの増便運行を。

町営バスを廃止し、平成30年4月からデマンドタクシーを運行して8年になります。停留所で待たずに自宅から乗降できるなど評価されております。他方で、高齢者による免許返納などにより運転できない世帯が増えております。役場、金融機関、買物などの用事足しの移動

手段に高齢者は不安を抱いております。高齢者の皆さんは元気に過ごせる余暇期間の活動の充実を図りたいという願望があります。これは、舟形町の後期短期アクションプラン基本目標、福祉健康の、高齢者が安心して暮せるまちづくり施策にあるものであり、デマンドタクシーの増便により利便性を高めていただきたいと考えております。次の2点について質問いたします。

(1) 町外便である県立新庄病院行きの始発時間は午前7時30分と午後0時30分の2本のみであり、病院の予約時間、その他の用事対応として、その中間の午前10時頃の増便要望が多いが、増便する考えはないかお尋ねします。

(2) 次に町内便ですけれども、舟形駅発は現在午前11時発の後、午後3時30分となり、4時間30分の間隔があります。11時までに用事が終われば11時便に乘車して帰宅できますが、終わらないと午後3時30分まで4時間30分の間隔があります。待ち時間が長くなります。その中間の午後0時台に増便できないかとの声が多くあります。増便する考えはないかお尋ねします。

2点目、クマ・イノシシ対策と捕獲数は。

危険鳥獣であるクマ・イノシシの出没範囲が拡大しており、今後も被害が予想されます。町民の皆さんは被害者が出ないことを祈っております。安全安心のためには長期的な視点での対策が必要と考えますが、次の4点についてお尋ねします。

(1) 今後の危険鳥獣対策強化をどのように考えていますか。

(2) クマ用の箱わな、イノシシ用のくくりわなの町保有数は何個ありますか。また、わなを設置する場所の基準はどのようになっていますか。

(3) 昨年、わなで捕獲したクマ、くくりわなで捕獲したイノシシの頭数と捕獲した個体の処分はどのようにされていますか。

(4) 危険に伴う猟友会業務の処遇は改善されていますか。お尋ねします。

3点目、空き家略式代執行後の管理は。

昨年10月15日、舟形町初の特定空き家略式代執行が堀内地区で行われ、住宅・附属小屋の解体が11月下旬に完了しました。周辺の住民の方々は感謝しているところであります。しかし、解体後の土地名義は元の所有者のままであり、更地の維持管理は地元町内会で、当該土地の利用は制限されるとのことです。地域住民からしますと、解体経費746万円は全て公金であり、この状態でよいのか、地域から疑問の声があります。

舟形町に所有権を移し、今後の利活用などを考えるべきと思うが、どのように管理していく考えなのかお尋ねします。

**町長** それでは、1番伊藤廣好議員の「デマンドタクシーの増便運行を」についてのご質問にお答えいたします。

平成30年4月からスタートしたデマンド型乗合タクシーは、利用者の需要に対して運行し、玄関前から目的地付近までの利用が可能のため、それまでの町営バスと比べると利用しやすい移動手段として年を追うごとに利用者が増えている状況にあります。

利用状況については、令和6年度に町内便の午前10時便を増便したこともあり、令和6年度実績で町内便が延べ2,974人で、対前年度比587人の増、町外便については延べ1,978人で対前年度比28人の増となっております。予約体制についても、前日の夕方5時までの受付だったものが令和6年度から導入した予約システムにより利用の1時間前までの受付が可能となるなど利便性の向上が図られ、利用者には定着しつつあると感じております。

ご質問1点目の、町外便の午前10時頃の増便についてですが、デマンド型乗合タクシーの実施主体であるタクシー会社の所有車両台数は現在4台で、その中で本来の通常のタクシー業務とデマンド型乗合タクシー業務を行っており、病院の予約時間が早い方と遅い方がいる中で全ての方に対応することは難しいことから、増便ではなく時間帯の変更についてタクシー会社と検討してまいりたいと考えます。

次に、ご質問2点目の町内便における午前11時から午後3時30分までの間の増便についてですが、この件についてもタクシー会社の車両台数と業務体制の関係から、現時点においては増便ではなく運行時間の変更について検討してまいりたいと考えます。

町内便については、利用者のほとんどが午前中の便で通院と買物に利用し、午前中の便で帰宅される方が多く、一方で午後3時30分の便については利用者が少ないことをタクシー会社より報告を受けておりますので、この午後3時30分の便について運行時間の変更が可能な場合は道路運送法の地域公共交通会議の開催など必要な手続を行って変更してまいりたいと考えます。

移動にお困りの方の移動手段として、できるだけ多くの利用者にお応えしたいとの思いから運行したデマンド型乗合タクシーではありますが、限られた条件の中で運行しておりますので、タクシー会社へ寄せられる増便など全ての方のご要望にお応えすることは難しい状況のようであります。

町では、80歳以上の方にタクシー券をお配りしてタクシー料金の一部助成を行っております。令和6年度からはタクシー券1枚の金額を500円とし、枚数を40枚に増やして利便性の向上と助成額の拡充により利用者の負担軽減に努めているところであります。

デマンド型乗合タクシーは定時運行で、また1時間前までの予約制でありますので、タクシーを利用したい方の時間帯に運行時間が合わない場合も多々あるかと思いますが、その場合は町がお配りしているタクシー券を活用して、通常のタクシーをご利用いただきたいと考えます。

続いて、「クマ・イノシシ対策と捕獲数は」のご質問にお答えいたします。

初めに、1点目の今後の危険鳥獣対策強化についてであります。まずは危険鳥獣を人の生活エリアになるべく近づけさせないことが肝要であります。そのため、今年度から実施しました県と町が連携して支援する補助事業を推進したいと考えております。具体的には、集落周辺にクマなどが近づきやすくなるやぶについて刈払いを行う町内会などを支援する「鳥獣緩衝帯整備支援事業」や、クマを呼び寄せる柿や栗などの収穫しない果樹の伐採を支援する「不要果樹伐採支援事業」について補助上限額を引き上げ、予算額を増額して実施する計画であります。

2点目のわなの保有数であります。クマ用の箱わなについては舟形町鳥獣被害防止対策協議会が8つ、舟形町猟友会が2つ保有しております。また、イノシシ用のくくりわなについては、同協議会において20個以上保有しております。いずれにつきましても、不足すれば新たに購入しております。

3点目の、今年度におけるクマ及びイノシシの捕獲頭数と、その処分方法であります。クマの捕獲数は16頭でありまして、全頭箱わなで捕獲しております。イノシシの捕獲数は7頭でありまして、これまでは主にくくり罠で捕獲しておりましたが、今年度は全頭をライフル銃により捕獲しております。処分方法については、自家消費が多くなっておりますが、夏季に捕獲したクマについては埋却処分、焼却処分をしております。

最後に、4点目の鳥獣被害対策業務に携わる猟友会の処遇についてであります。舟形町鳥獣被害対策実施隊員としての活動日当は、昨年度まで1時間当たり1,000円でありましたが、令和7年度からは2,000円に引き上げております。また、捕獲時の報奨金については、クマは昨年度までありませんでしたが、7年度からは町単独で1頭当たり2万円にしております。イノシシは、昨年度までは国が7,000円、夏季においては県が8,000円加算しておりましたが、7年度からは町単独で1万3,000円を加算し、2万円または2万8,000円にしております。

以上のように、従前より待遇を改善させているところであります。処遇の改善や町独自支援の実施については、日頃より猟友会と意見を交わしながら進めている状況であります。

次に、「空き家略式代執行後の管理は」についてお答えいたします。

ご質問の土地については、略式代執行を行うに当たって、町で土地を取得することも検討しておりました。所有者不明の土地を取得するためには、町は家庭裁判所へ申立てを行い、予納金を納め、裁判所は弁護士等からなる清算人を選任し土地の清算に当たり、町は裁判所が清算に基づき決定した土地代金を納めるという手続になります。

この手続から、土地取得を検討するに当たり、経費を次のとおり概算いたしました。家庭裁判所に納める予納金は100万円、取得する土地代金は近傍類似の売買実績である堀内分譲地を参考とし1平米当たり3,700円、面積が523.7平米ですので193万8,000円と試算し、予納金と土地代金の合計で約300万円としました。

これを踏まえ、土地の取得を検討しましたが、結果として土地の利活用が見いだせず、利用する計画のない土地に300万円を投じて取得することに対し、町民から理解を得ることは困難と判断したところであります。なお、この300万円はあくまで概算であり、実際の金額は家庭裁判所が決定するものであります。

略式代執行は、所有者が不明であり、倒壊や保安上の危険、著しい衛生上の有害、または著しい景観阻害がある特定空家に対して、町がこれらの重大な危険等を解消するために法に基づき行う手続であります。法の定めに従い実施し、危険等が解消されておりますので、解体に係る公金の使用については疑問を挟む余地がないことをご理解願います。

参考に、他自治体では、第三者が土地を取得する見込みがある場合に限り、公費で予納金等を支出している事例がありました。あくまで裁判所の判断になりますが、第三者が土地を取得し、裁判所に土地代金が支払われた場合、町は解体経費を負債として請求する権利を持つため、清算により略式代執行の費用の一部を回収できる可能性があるようであります。

今後、利活用の計画、または第三者による土地取得の見込みがあれば、土地の取得、清算に係る家庭裁判所への申立てについて改めて検討したいと考えております。

#### 1番 答弁ありがとうございました。

デマンドタクシーの増便については、町内便、町外便ともに時間帯の変更でタクシー会社と検討していくというような答弁ですけれども、先ほどもありましたように舟形町の高齢化率が45.13%と高く、もっと高齢者が住みやすいまちづくりを推進すべきではないかと思えます。移動手段も少ない高齢者が、除雪ができなくなって自宅に住めない場合、舟形には高齢者向けのアパートもない。加えて、今年のような大雪になった場合、除雪の心配のない、やっぱり雪の少ない地域に転出を考える方も多く、ますます人口が減少するのではないかと危惧しております。町では、住んでいる人が誇れるまちづくりを取り上げておりますけれども、やっぱり高齢者にとっては大変現状は厳しい状況があるのではないかと思います。これについては答弁は要りませんけれども。

それです、増便を検討しないで現行の便を変更するというような答弁だったんですが、それがタクシー会社の体制なり、車の台数というような答弁あったんですが、私は会社のほうでは増便に対しては理解あるという感触を持っておりますので、その辺は財政的な負担というか、そういう町の負担があるかもしれませんけれども、その辺はちょっと理由づけとしてどうなのかなと思えますので、その辺、再度答弁をお願いしたいと思います。

**町長** 伊藤議員がタクシー会社さんとお話をされたのか分かりませんが、現在やはりタクシー会社のドライバーさんも高齢化している中で、そういう状況で午後6時以降の運行もやっていないという状況、それから台数というところもございます。タクシー利用のその状況が今までと大分違う状況になってきて、これからタクシー会社がどういう経営的に拡大して

いくかということについては、タクシー会社の判断ということになると思います。増便することで、タクシードライバーを1名雇用しなければならなくなったりとか、台数を増やさなければいけなくなったりということを、我々のほうとしてはタクシー会社さんに押しつけるわけにはいきません。我々としては、町営バスを廃止して、デマンドタクシーという形で業務を委託しています。したがって、町でデマンド型タクシーを運行しているわけではございませんので、その点まず第一に、役場だけで、行政側だけで全て解決できるものではないというところをまずご理解した上で、しかもタクシーという業界の、かなり新庄市内もなくなりましたし、最上町でもタクシー会社がなくなっているというそういう現状の中で、いかに事業継承していただいて、やはり星川タクシーさんがあるがゆえにこのデマンド型タクシーというのも使えるわけでございますので、そういったところを勘案して、お互いに納得できるところ、そういったところを我々としては求めていかなければいけないんだろうと思います。

本来のタクシー業務で運賃収入をしたほうが利益率は高いのかもしれませんが、それに対して町としては、町営バスを運行していたというところの経過も踏まえてご協力をいただいているということでもありますので、やはり全て町民の要望に応えられるわけではございませんので、お互いにやっぱり理解しながらやっていくということが大事かと思っておりますので、要求は非常に分かりますけれども、ぜひそういったことについてもご理解をいただかなければいけないと思います。

**1番** 町だけでできない、できるものではないという、それは分かりますけれども、タクシー会社さんもあります、私の感触としてはやっぱりその辺については理解あるというような感触を得たものですから質問しました。

次に、先ほどの答弁では町内便の午後3時30分発が利用者が少ないというような答弁あったんですが、私の聞くところによりますと、温泉の利用をされる方が一定数いるというようなことがありました。逆に午後6時15分の最終の便ですか、これについては利用が少ないというような情報もありますので、今後検討する段階でそれらも踏まえて、ひとつ考慮しながら検討をお願いしたいと思います。要望でありますので、答弁は要りません。

次に、クマ・イノシシ対策と捕獲数についてですけれども、まず再質問の前に、私の質問でわなを設置する場所の設置基準はどうなっているのかという質問をしていますが、これに対しての答弁がありませんので、この点、答弁をお願いしたいと思います。

**町長** 大変失礼いたしました。農業振興課長より答弁をさせていただきたいと思っております。

**農業振興課長** ただいまのわなの設置基準についてお答えさせていただきます。

わなの設置基準につきましては幾つかありまして、1つは捕獲した、檻の中に入ったクマ等を、最後に息の根を止める止め刺しで銃器が使用できる環境かどうかというのが一つの基準

になります。銃器を使用する際には、半径200メートル以内に10戸以上の住宅があると罰せられる可能性がございます、そういった場合はできません。また、撃つ方向にバックストップ、土手とか山とか、弾が止まるような場所があるかどうか非常に重要なポイントとなります。2つ目は、わなを設置することで、クマの場合は蜂蜜等を餌に置くものですから、クマを誘引することでかえって人身事故が起きるということも想定されることから、そういった人の行き来があまりないところ、事故が起りにくいところというのが選定の基準にあります。主なものについては、その2つでございます。

**1番** 分かりました。

山形県の令和8年度のクマ対策当初予算は、前年度と比較しまして約2倍ということで、4億3,000万円弱が計上ということで報道がありました。個体数の調整をする春の捕獲では、例年より100頭多い130頭を目指すというようなこともありまして、またハンターへの報酬として1頭当たり8,000から8万円ということで大幅に増額するとか、あと若手ハンターの積極的参加を促して市街地出没時に捕獲を担う人材育成につなげていくということで、県自体も大変予算化をして頑張るような流れであります。

それで質問ですが、真室川町では鳥獣被害対策実施隊の身分や任務などについて、これまで町の要綱で定めていたんですが、今後はそれを条例制定、3月の議会に提案するという話を聞きました。これまでですと、猟友会の町との協力体制が曖昧な面があったということと、猟友会以外のハンターもいるというようなこともありまして、保険とか待遇とかを明確に明記して条例で定めるというようなそういう流れですが、消防団と同じように特別職の身分というようにするというような話を聞きました。これらは、全国的にそういう流れだというようなことを聞いていますけれども、舟形町での対応というのはどういうふうにされているのか、お聞きしたいと思います。

**町長** 町でも要綱で設置しております。今、お聞きしますと、真室川さんでそういう条例で対応するという事になったようでございますけれども、管内のほかの自治体でもまだ要綱で実施しているところがありますし、各それぞれの自治体における猟友会の方の人数とか、それぞれで事情が違うものと思っておりますので、詳細については農業振興課長より答弁をさせていただきたいと思っております。

**農業振興課長** 舟形町での対応でございますけれども、今町長からありましたとおり、条例で定めているという市町村のほうが逆に山形県内では少ない状況でございます、舟形町では設置要綱で実施隊を位置づけておりまして、特に待遇的な問題はないと。また、法律的にも実施隊につきましては鳥獣被害防止の特別措置法のほうに定めがありまして、そちらの中では条件が2つありまして、報酬などのことを条例で定めること、こちらについては、舟形町特別職の給与に関する条例の中で位置づけておりますので特に問題はございません。また、も

う一つの条件が、町長が任命または指名することという定めがありまして、そちらについても要綱の中で任命をするというふうになっておりますので、特に問題はないと認識してございます。

**1番** ハンターの身分については、そういう面で保障されているという、そういう理解でよろしいですね。

次に、先ほども言いましたように、クマの個体数を減らすというのが大事だと言われておりますけれども、春熊駆除が効果的だというようなことが言われておりますけれども、これについて県でもそういう取組が、方針が出されていますけれども、舟形町でも春熊駆除については強化するような方針でいるのでしょうか。その点、伺いたしたいと思います。

**町長** 県で強化すると言っても、県のほうでハンターを雇っているわけでもございませんので、各市町村にお願いするしかないんだろうと思います。県のかげ声がちょっと、去年のクマ被害の関係もございまして、非常に予算から何から、かけ声はいいんですが、我々自治体との連携というものについては、いまいち連携が強化されているというところではないと思います。

春のクマの狩猟の強化をするかしないかについては、猟友会のほうとの関係等もございまして、農業振興課のほうで事情等が分かっているのであれば、答弁をお願いしたいと思います。

**農業振興課長** クマの春期捕獲については、県のほうから直接、県の猟友会を通じて各猟友会と話をすることで今年度については連絡を受けておりまして、特別強化というふうには当町においてはそういうふうには伺ってはいない状況でございます。

**1番** 次に、鳥獣被害による農作物の被害ですけれども、県内ではクマよりもイノシシのほうが農作物被害は大きいというような報道がありました。イノシシが大繁殖して、田んぼ、畑、果樹など被害が多発しているということで、農家にとりましては収入減、危機的な状況というふうに思いますが、舟形町においては今後イノシシの対策についてはどのように考えているか、お尋ねしたいと思います。

**町長** 1番議員おっしゃられるとおりで、クマよりもやはり農作物の被害というものについてはイノシシであったり、野ウサギであったり、それからカラスというところのほうが多いというところがございますので、今後もしっかりとイノシシ対策については努力をしていかなければいけないと思っておりますが、具体的な対応策というのがなかなか見いだせない状況ではありますが、まずはそういったことについては農業団体、それから耕作者の方々と相談しながら、電気柵等の設置ということとか、様々な場合によって対応していかなければいけないと思っております。

より具体的な対策等についてあれば、農業振興課長より答弁をさせていただきたいと思いま

す。

**農業振興課長** イノシシの対策でございますが、鳥獣関係の専門の方、またその普及課とか農業関係の専門の方にいろいろ聞いているんですが、特別有効な手だてというのが、これまでと変わりがありません。一番大事なのは、これまでも町民の方にお知らせしてきましたが草刈り、やぶをなくしたりする環境整備、こちらについては町長の答弁にありましておのり補助事業でございますのでご活用いただければと考えております。そして、続いては被害の防除ということで、今ありました電気柵であったり、金網的なワイヤーメッシュによる柵を作るとか、そういった事業が、そういうことが必要でございます、電気柵については補助事業も準備しているところでございます。最終的には、実施隊からの駆除という形になりますので、そういった基本的な部分はこれまでと変わりがありませんという状況でございます。

**1番** 電気柵についても最初はいいんですけども、慣れるとまた駄目だというような、そんな評価もあるようです。でも、いろいろイノシシ対策についてもよろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、有害鳥獣の担当課は農業振興課になっていると思うんですが、職員の方も大変激務で、大変難儀しているんですが、緊急の呼出しとかいろいろなので大変だと思うんですが、農業振興課の組織の体制の強化という面で、新年度何かその辺、体制の見直しというか、そういうものについては考えてはならないんでしょうか。

**町長** 今のところまだ考えておりませんが、必要に応じてということになるかと思ひます。

**1番** いろいろ体制を整えてもらえれば、いろいろな対策も講じられると思ひますので、考えていただきたいと思ひます。

次に、米沢市と山形市では有害鳥獣対応に当たる職員に対して日当とか手当、危険手当的なものを新年度から検討するというような報道がありますけれども、その辺については町長はどのように考えていますか。

**町長** 伊藤議員が職員時代に様々な手当がございました。しかしながら、行政改革というところもございまして、手当がほとんど廃止されている状況であります。改めて、危険鳥獣の現場に行ったというところでの手当を支給するというところが、本当に必要なかどうかというところも含めてですね、総体的に検討していかねばいけないと思ひますし、逆に手当をもらっているからというところで義務的なところが出てきて、危険なところに行ってしまうというところがあったりすると、それも非常に怖いと思ひております。やはり職員、それから有害鳥獣駆除実施隊員の安全も確保しながら、町民の生命財産を守っていきたくて考えているところでございます。

**1番** 次に、空き家の略式代執行ですが、内容については、町が裁判所に申出とかいろいろな手

続やって経費もかかるということは理解しましたけれども、要するに現在の法律では解体までの制度というようなことは整備されているんですが、やっぱり土地の所有者関係についてはまだ制度が不備であるというようなことではないかと理解します。今後については、法の改正の整備を要望していく必要があるのではないかと思います。相続人がいても、やっぱりそれを放棄すれば相続人には管理責任がないというか、今のあれですと管理するのが宙ぶらりんなような状態になっていまして、やっぱりなかなか今の法律には理解できない面があります。

それで、最後に、現在町内には略式代執行の対象物というか、そういう類いのものは、町として把握しているんでしょうか。その点どうでしょうか。

**町長** その点につきましては、地域整備課長より答弁をさせていただきます。

**地域整備課長** 今後の略式代執行の予定計画ということにつきましては、今のところはありません。略式代執行の最も重要なところは所有者が不明であること、所有者がいないということがあります。その中で、かなり危険な状況の建物というのが、今のところは代執行しました堀内地区のみということで判断しているところであります。

以上です。

**1番** 分かりました。

以上で、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

**議長** 以上をもって、伊藤廣好議員の一般質問を終結いたします。

ここで、午後1時まで休憩いたします。

午前11時50分 休憩

---

午後 1時00分 再開

**議長** それでは、休憩前に復し会議を再開いたします。

引き続き一般質問をお受けいたします。6番奥山謙三議員。

**6番** それでは、通告書に従い一般質問を行いたいと思います。

タイトルとしましては、共助による除排雪は機能したのか。

今冬は、1月下旬から2月2日をピークに想定外の降雪に見舞われました。舟形町では1月29日に西又、松橋地区の積雪が200センチに達したため、舟形町豪雪対策本部を設置し、全面的な対策を図ることとしました。その後も降雪が続き2月2日に舟形小学校観測地点において275センチの積雪が観測されました。短期間の大雪により、多くの町民は自助による除排雪の限界を感じたことと思います。県では2月4日に舟形町に災害救助法を適用しましたが、町民にどのような対応をしてくれるのか周知が足りなかったように思います。

今回の豪雪により感じたのは、高齢者の独り暮らし、特に高齢者世帯の多さ、単身世帯など、

自助による除排雪の限界を実感しました。これからも舟形町に住んでもらうためには、公助での対応が一番の解決方法ですが、これも限界があると思います。来季に向けて共助による対応を強化することが肝要と感じています。

①除排雪における、自助・共助・公助の町で考えている役割分担をお聞きします。

②共助による除排雪活動で町が考えていること、また今回の豪雪時において共助による好事例があったのであればお伺いします。このことは広く周知し、多くの地区で活動につなげてもらいたいと感じています。

住んでいる人が安心して暮らせるためには、除排雪の解決も重要と考えるので、共に知恵を出し合い、共助による助け合いを強化する必要があると考えますが、町長の考えをお伺いします。

**町長** それでは、6番奥山謙三議員の「共助による除排雪は機能したのか」についてのご質問にお答えいたします。

この冬は、1月下旬から降雪量が増え始め、1月23日には舟形町雪対策連絡会議を、1月29日には2年連続となる舟形町豪雪対策本部を設置し、全町的な雪対策を実施しました。その後、集中的な降雪により2月2日には舟形本町の観測地点で275センチ、翌3日には松橋の観測地点で302センチの積雪深を記録し、2月4日に山形県から当町へ、「令和8年1月21日からの大雪により県内では例年以上の積雪深となっている地域があり、一部地域ではこれを放置すれば住家が倒壊するおそれがあり、多数の住民が生命または身体に危害を受けるおそれが生じていることから、内閣府へ災害救助法の適用に向けて協議を行う予定がある」との連絡がありました。

そこで、舟形町において災害救助法の適用による応急救助を必要とする状況にあるかとの問合せに、災害救助法の適用の必要があると回答したところ、2月4日付で災害救助法が適用され、その後開催した舟形町豪雪対策本部会議において制度の概要と今後の対応について全課で情報を共有し、対応について協議したところであります。

災害救助法の適用対象は、「積雪により倒壊等のおそれがあり、身体に危害を受けるおそれがある住家で、かつ自らの資力及び労力によっては除雪を行うことができない要援護者世帯」と限定的であり、既に健康福祉課において対象世帯を把握していたこともあり、一般的な周知は行わずに個別の問合せに対応することとしたものであります。

2月6日には、町社会福祉協議会が要援護者世帯103世帯の現況調査を実施し、2月12日時点で災害救助法の対象となる14世帯全ての除雪が完了し、まちづくり課では全町内会長に町内会が主体となって行う世帯の除雪に係る災害救助法の適用範囲について電話連絡を行い、その後文書による周知も実施し、2月12日時点で災害救助法の対象と見込まれる2世帯の除雪を完了しており、地域整備課においては1月29日に空き家の所有者または管理者へ屋根の

雪下ろし等の適正な維持管理について周知し、2月5日には空き家からの落雪や倒壊により周辺に危険を及ぼす建物等について巡回点検を実施したところであります。

ご質問1点目の、除排雪における自助・共助・公助の町で考える役割分担についてですが、自助は自分でできる部分については自分で行っていただくこと、共助は自助ではできない部分について町内会や地域運営組織などにより対応していただくこと、公助は自助や共助でもできない部分について行政が対応していくことと考えております。このような考えから、第7次舟形町総合発展計画後期短期アクションプランの基本目標5「防災安全」分野に、基本施策(3)「雪に強いまちづくり」の推進を掲げ、具体的施策②「協働による雪処理の体制づくり」における主な事業・取組により、町民が安心して暮らせるまちづくりを目指しております。

次に、ご質問2点目の、共助による除排雪活動で町が考えていることについては、少子高齢化という現状から共助による除排雪活動がより重要となっており、その活動には町内会や地域の団体、そして地域運営組織が必要不可欠となると考えます。どのような体制で、どのような取組を行うのかについて、町内会や地域運営組織を中心に話し合い、情報を共有し、場合によっては行政と連携を図りながら取り組んでいただけることが望ましいと考えます。

また、今回の豪雪時における共助の好事例については、町内会としては長沢第1、長沢第3、長者原、団体としては奥山謙三議員も参加されている福寿野の健寿会の取組がありました。この事例は、町内会と地域の団体が地域の見守りを行い、必要と判断した世帯の除排雪を行ったものや、役場からの緊急な情報提供に対応し、町内会や地域の団体が役場関係課と連絡調整を図り、家屋の倒壊などの危険を回避したものであります。この事例の背景としては、日頃からの地域の見守りと協力体制や、役場関係課との連携があって取り組めたことと考えます。

なお、今回の豪雪においては、さきに述べましたが全町内会長に電話と文書で除排雪に取り組む際の内容についてご連絡しており、各町内会では地域の実情を踏まえ実施の可否を判断したものと考えます。

また、毎年行っている「地域支え合い除排雪活動支援事業」では、他の町内会でも公民館や生活道路などの除排雪を行っており、長沢、富長、堀内の地域運営組織では有償除雪ボランティアを展開するなどして共助による取組が広まっていることを申し添えます。

今回の事例については、実績もさることながら取組に至った背景が重要であると考えますので、来年度開催される町内会長会議等で周知し、情報の共有を図り、さらなる共助の推進を目指してまいりたいと考えます。

町では、公助による取組については当然であります。少子高齢化、人口減少社会という現

状において自助、共助の意識の醸成が重要と考えており、平成29年度から「住民主体の地域づくり推進事業」に取り組んでおります。各地域運営組織の地区びじょんや、町内会の町内会びじょんには「雪」に関する課題が多く、町では自助、共助の推進の一助となるように「舟形町家庭用除雪機購入補助事業」や、「舟形町地域支え合い除排雪活動支援事業」により支援を行っており、令和6年度の実績としては、家庭用除雪機購入補助事業は21件、地域支え合い除排雪活動支援事業には前年度より6地区多い23の町内会が取り組みました。

特別豪雪地帯である当町においては、「豪雪」を現状として受け止め、また克服していかねばなりません。町民と行政が自助・共助・公助の意識を持って互いに協力し合い、協働によるまちづくりを推進していく中で、行政は町民や地域に寄り添い情報や課題を共有し、さらなる共助の推進が図られるように町民と共に取り組んでまいりたいと考えます。

**6番** それでは、何点かについて再質問をさせていただきたいと思います。

まず、基本的なところを町長にお聞きしたいと思います。私は2月2日にたまたま町内を回ることができて非常に危険な状況、それ以上に、2日に回ってみて感じたのが、恐怖を感じた状況でありました。そういった中での、今回のこの災害救助法が適用になるような豪雪にあったわけですが、この点について町長の再度の認識をお聞きしたいと思います。

**町長** 災害救助法が適用されるか否かについてよりも、やはり当町においては1月29日から2月2日までの大変な豪雪というときがございました。町では、先ほど答弁の中でも申し上げましたが、連絡会議から、さらには豪雪対策本部会議を開きまして、各課長方と豪雪の状況を把握しながら、被害の状況、それから今後の対応としての、まず町の公共施設の状況を把握することとそれらの対応、そして地域整備課等については町道の除雪の確保というもの、さらには健康福祉課というところについては常に地域支え合い事業で、前年度の収入によってその低所得者の支え合いというふうな部分が、健康福祉課のほうの除雪ということについては行われるわけですが、それは前年度の収入というところもございまして、逆に言うと今年もう収入がない、働いていない、もしくは病院に入院して誰も除雪をする人がいないというようなところもございまして、そこは町内会とか、社会福祉協議会のほうでさらなる調査をするというところで指示を出しまして、まずはお年寄りの方々が、もしくは自分で屋根雪、そして玄関前の除雪ができない人の対応を図るようというところで指示をしたところ です。

一方で、災害救助法については、皆さんちょっと誤解もあって、我々も町民の方にいろいろお話をする、もっとしておかなければいけなかったかなど。全部災害救助法が適用されると、役場でしてけんなんべ、自衛隊来て除雪してけんなんべというようなちょっと誤解があったので、その点についてはやはりそうではないと。国県のほうでそういった最低限、収入がなく自分で除雪ができないような人に対して支援をするというところでありますので、その点

は先ほど言いましたとおりもう健康福祉課のほうでそのときの数というものは把握しておりましたので、そこを重点的に、社会福祉協議会の方も一緒になって見て回ったというところでございます。

そういった災害救助法という、一つちょっと何かオールマイティーなカードが出されたものですから、そういうふうな認識になっているようではすけれども、やはりそうではなくて、常日頃の我々の、お年寄りであったりそういった除雪を必要とする方の把握と、町内会や民生委員の方々との連携をしておくことが大事だと思っています。それに対して今回のような災害救助法が支援になれば、町単独で出していたものにプラスして、国県のほうからお金が来るという程度でございました。

あわせて、自衛隊に関しまして申し上げますと、前日、2月3日ですか、全国克雪協議会の中で要望会に行って青森の方々とお話をする機会がございました。青森は災害救助法が先に指定されまして、自衛隊が派遣されたんだそうです。自衛隊は一個小隊20人ぐらいが来て、青森のある町長の言葉を借りるとテレビさ映るとこだけの除雪しかしていかななんだ、という話を聞きました。玄関前とか、道路に面した屋根のとこだけして行って、後ろとかそういうところはしていかななんだと。なしてらすと聞いたら、一個小隊というのは20人なんだそうです、20人で青森市内全部回るなんていうことはできないと。そういうところなものですから、自衛隊を要請しても限られているというところもあるようですので、そういったところも町民の方々、そして議員の皆さんと情報を共有しながら、やっぱりちょっとそこは進めていかなければいけなかったかなというふうには思いますが。まずは、その災害救助法が指定される、指定されないの以前の、やっぱり雪のこの豪雪状況を見て、我々が常日頃やっていることをしっかりとやりながら、地域の町内会の方々とも連携してやるということが大事かなと思ったところでございました。

**6番** 次にですけれども、舟形町についてですけれども、住んでいる人が誇れるまち、これは分かります。小田切徳美さんが提唱しているにぎやかな過疎、私の解釈では人が減ってもその地域の交わりが深ければ、この地域のにぎわいというのは維持できるんだと。人と交わりということは、助け合うという地域に持っていくというようところが、このにぎやかな過疎というところに行くんじゃないかなと、自分なりの理解をしているわけですが、この、にぎやかな過疎という言葉についての町長の見解を、ちょっとお聞きしたいと思います。

**町長** 残念ながら今年で解散してしまいますが、大江町の前の町長さん等が提唱しまして、最上管内の5町村と、それから小国町で交ざっておりましたけれども、その講師の方もおっしゃられておりましたにぎやかな過疎というのは、明治大学の小田切先生が言っている言葉なんです、その前に活性化という言葉、活性化するというような言葉の定義があるんですが、常々私が申し上げているのは、いろいろな解釈、これもあるかと思いますが、地域に住んで

いる人が地域の資源を活用して、生き生きとした創造的な社会をつくっている、もしくはつくろうとしているところが活性化なんだと。活性化の目的は、持続可能な地域をつくることだというふうな言葉がございます。そういった意味でいきますと、にぎやかな過疎というのは、人口減少というのは日本の全体的な問題であります。さらには、このような豪雪地域でいくと、移住定住の競争をしたときにどうしてもハンデが出ると。やはり移住を頑張るといふところよりも、まず定住を頑張っていかなければいけないという思いもでございます。そういった中で、定住をしていくためには、そこに住んでいる人たちが自分たちの住んでいる町をこういうふうにしたい、こういうふうにあつたらいいんでねか、かというふうなところを、常々町民一人一人がいろいろな話をできる、そういう環境をつくるということが大事かと思えます。

そういう意味で、奥山議員と、住民のコミュニケーションというものは非常に似通っている認識かなと思えますが、そういう意味でやっぱりにぎやかな過疎というのは、人口はなかなかこれを克服するというものはできないかもしれませんが、そこに住んでいる人が本当に舟形町をこうしたらいいねという夢を持っていろいろ語れるということが、私は大事なまちづくりの未来像だと思っております。

**6番** 考え方が同じというような方向性なので、ほっとしておりますが。

次の質問ですけれども、舟形町の除雪体制につきましては、業者委託という方式を取っておりますが、最上町とか金山の場合ですと町直営で除雪を委託しているわけです。どっちがいいのか悪いのかというような問題じゃなくて、どこがどう違うのか、この辺についてちょっとお聞きしたいと思います。

**町長** これは当初、私が役場に入った昭和56年の当時は直営でやっておりました。その段階で、それでも十分に対応ができたかと思うんですが、一部雪の少ないときがございましたり、期間雇用ですので11月から3月までとかというところで雇用しておまして、当然雪の作業がない時期がございます。当時、木友にございました除雪センターで、あまり町民の方から評判のよくないような行為があつたのではないかとということがございまして、議会で問題になって、それで直営から民間委託ということになりました。

その当時、民間委託をしたのも舟形町結構早いほうでございまして、業者さんのほうで引き受けてくれるところがなくて、要は昨年まで雇っていたオペレーターの方々をどこか冬季間雇ってもらわないと困るところで、今業者さん、やっていただけたところの大きなところから引き受けていただいたという経緯がございます。

比較しますと、除雪経費に関しましては、やはりドーザーとかロータリというような持っている機種によって単価が違いますので一概には言えませんが、直営のほうが当然安く雇えるものですからその辺は除雪経費は安く上がると。ただし、それに関する職員というも

のが、やはり大変、統括してオペレーターを管理しておかなければならないので、行政的なところとしてはちょっと負担が多いかなと思いますが、経費的な面だけを見ると、直営のほうが安く上がるだろうとは思っています。

**6番** 私も、どっちがいいのか悪いのかちょっと分かりませんが、機動的に町民に対応できるというところが、どっちがいいのかよく分かりませんが、それが一番のポイントだろうと思います。

次の再質問ですけれども、共助をこれから育成していくためには、やはりこの町道で住宅密集地で消雪になっていない地域について、もう少し地域住民を巻き込んだ一斉除排雪、要は町道に全部雪を出してもらって、そのときにダンプなり町の除雪機で一斉に運んでしまう。これは、今やっているかどうか分かりませんが、金山町で一斉除排雪というふうな、地域住民を巻き込んでやっていると聞いておりますが、この点についても直近のこの活動状況、金山町の活動状況を把握していれば、ちょっと内容等分かっていたら教えていただきたいなと思います。

**町長** 様々な、共同で除排雪をするというところが出ています。昔、私が担当している頃あたりだと旧13号、村山の袖崎とかそういうところとかありました。最近ですと新庄市でやりました、国のほうで進めているスクラム除雪と、国県と一緒に国道に雪を出してするというようなやり方もあるようでございます。金山の事例について、地域強靱化対策室のほうで分かっていたらお答えさせていただきたいと思います。

**地域強靱化対策室長** ただいまのご質問にお答えいたします。

金山における一斉除排雪事業という仕組みについてでございますが、こちらのほうは町とあとは町内会、自治会のほうで協働して取り組んで、除排雪をするという取組になっている中身となっております。作業の当日などは、道路の交通状況などの規制がかかるために、実施日の約2週間くらい前からチラシ等とかそういったことをやっているようです。それで、住民や関係機関への周知調整を十分に図らないと駄目だということをお聞きしております。

近年のその状況についてなんですけれども、令和4年度以前は七日町というところでやったそうなんですけれども、そちらのほうでは1件ありまして、5年と6年と7年度につきましてはちょっと課題がありまして、こちらのほう取り組んでいないというふうになっております。

その課題についてなんですけれども、こちら通行止め規制ということがありますので、そちらのほうのチラシとか、そういったものを配布する前のその状況とか、あとはいつにするというその状況を考えた上でやらなければならないので、交通状況のほうの規制のほうマイナスになるのではないかとということがありまして、そちらを解決しないと、それを実施するというようなことがちょっと難しいのではないかと話でした。

以上です。

**6番** ありがとうございます。何かこう共助で、みんなで助け合うような除排雪活動というようなところで、参考的に出したわけですけども。

次が、尾花沢市細野集落で行っている地域有志によるこの除雪隊、スノーバスターズという名称で活動を行っているようではありますが、この内容と、活動しているということしか私分かっていませんので、この有償状況とか、市からの支援状況等、この辺どうなっているのかよく分かりませんが、この辺についてももし情報があれば教えていただきたいと思えます。

**町長** 尾花沢の例につきましては、まちづくり課長より答弁をさせていただきたいと思えます。

**まちづくり課長** ただいまのご質問にお答えします。

尾花沢市の細野地区のスノーバスターズの取組なんですけど、こちらにつきましては尾花沢市で地域除雪活動支援事業といった交付金を交付している事業があるそうです。そして、細野地区につきましては昔から大変地域づくりが有名な地区でありまして、代表の方も舟形町の講演会に来ていただいた経緯もあります。そこでは、スノーバスターズといった除雪隊をつくって地区内の除雪をしているんですが、ここの中心になっておられる方に特色があります。このスノーバスターズの中心になっている方は若い方じゃなくて、いわゆる仕事を辞められて日中お住まいの70から80歳までの方が中心メンバーだそうです。若い方にはこれ以上負担をあまりかけられないだろうということで、70から80までの方が中心になっている組織だということを知っています。

以上です。すみません、忘れていました。

交付金のほうは、細野地区については今年度15万6,000円の交付金、内容については機械の借り上げとか、あとは保険代そういったものを申請して交付金を頂いて、その中で何回でも自由にやっていいといった制度のようです。

**6番** 何とか来期からいろいろな共助の体制をつくっていききたいという思いでいろいろ提案しているわけですけども、今回の豪雪を受けて、来期に向けて何か町でこういったところを強化していきたいというようなところがあれば、お聞きしたいと思えます。

**町長** 共助としましては、先ほどから申し上げております地域支え合い事業というのがございますので、そこで恐らく完結できるだろうし、町内会単位で難しければやっぱり地域運営組織で拡大しながらやっていければいいなと思っています。

ただ、除雪の問題については、やはりしっかりと融雪装置関係も必要かなと。私の隣の方でございますが、お父さんが家を建てる時に植えた松というのを大事にされていて、その松がないとタイヤドーザーが入って行って除雪が楽だったんですが、ずっとお父さんが植えた松だから切らないでというところで我慢してやっていたんですが、今年やはりもうどうしよ

うもなくて松を切ったというところでございまして、できればその住宅の方、お年寄りの方なのですが、その住宅のアプローチ部分には昔の散水の消雪装置がありまして、そこ少しでもあればまずはそんなに困らないのかなと。屋根からの雪とかは、何とか周りで助けていますのであれなのですが、やっぱり常日頃の何かは、そういうところで融雪装置をしっかりしていれば安心して暮らせるかなというところで、令和8年度に補助率を9割まで上げるのと、それから上限を200万円まで上げるというようなところで、できるだけお年寄りの方々も安心して暮らせるような、そういう融雪装置の支援もしてまいりたいと考えているところでございました。

**6番** 時間がありませんので、一つは自主防災組織、各町内会で立ち上がっている町内会が多くあるので、ぜひ町内会長会議の中で今回の豪雪における危険箇所の点検、このくらいはやってもらいたいなということで、提案をしていただきたいと思います。

あと、もう1点ですけれども、今回の豪雪で感じたのが屋根に積まっている雪の多さ、これで恐怖を感じたんです。それでぜひとも、高齢世帯では様々金銭的な面で厳しい方が多くいるだろうということを考えていくと、屋根のペンキ塗装に対して補助金を出してもいいんじゃないかなと、私個人的に思うんです。その範囲としては、やはり住民税非課税世帯とかそういうような条件は出てくるかもしれませんが、やっぱりそういった世帯はなかなかペンキも塗れない、塗れないから雪も落ちない、落ちないから危険度が増していく、非常に悪循環になっていくと思うんです。そういったところで、このペンキ塗装についての補助、これは全町民を対象にしろとは私も考えておりませんので、一例としては住民税非課税世帯、または独り暮らしのご高齢の方、この辺は町のほうにお願いをするにしても、何とか来期に向けてこの屋根の塗装というようなことについて、私からの提案というようなことで、これをもちまして一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

**議長** 以上をもって、奥山謙三議員の一般質問を終結いたします。

続きまして、2番叶内昌樹議員。

**2番** それでは、通告書に従いまして私からは1つの主題としまして質問したいと思います。

街路灯や防災無線で安全安心対策の強化をということで、質問させていただきます。

令和6年からはクマが「指定管理鳥獣」に指定され、国を挙げた対策が加速した節目の時期です。令和7年4月からは、改正された鳥獣保護管理法に基づき、クマが国主導の対策対象となって1年がたとうとしています。本町においても、通学路や住宅地周辺での目撃情報が後を絶たず、住民の不安は解消されていません。特に早朝・夜間の暗がりにおける不意の遭遇は、重大な人身事故に直結するおそれがあります。クマとの遭遇を避ける基本は、早期に発見し距離を置くことです。通学路やゴミの集積所または職場付近など、クマの出没リスクが高い場所への防犯灯として、クマを自動検知して住民に即時通知するAIカメラつき街灯

のスマートポール（多機能灯）を町が直接管理して設置してはどうかと考えますが、町長の考えを伺います。

また、現在活用しているデジタル化した防災無線ですが、防災無線情報メールに登録している住民にとっては貴重な情報源となっていますが、アナログでの放送ではメールに送付されません。特に、クマ情報においてはアナログ放送が多いために、職場が町外の場合に通知を知らず、情報不足になるとの町民の声がありました。今後の対策について伺います。

**町長** それでは、2番叶内昌樹議員の「街路灯や防災無線で安全安心対策の強化を」のご質問にお答えいたします。

クマの出没による町民の皆様の不安につきましては、町としても重大な課題と認識しております。特に去年は、通学路や住宅地周辺での目撃情報が続いたこともあり、不安を感じた町民の方は多かったのではないかと思います。叶内議員ご指摘のとおり、早朝や夜間の暗がりにおける不意の遭遇は、重大な人身事故に直結するおそれがありますので、早急な対策が必要であると考えております。

まず、叶内議員からご提案のございました、A Iカメラつき街灯によるクマの自動検知システム、いわゆるスマートポールの設置についてお答えいたします。

叶内議員ご指摘のとおり、クマとの遭遇を避ける基本は、早期に発見し距離を置くことです。この観点から、A Iカメラによる自動検知システムは、人の目が届きにくい早朝や夜間において有効な対策の一つになり得ると考えられます。

山形県朝日町では、令和6年度に株式会社デンソーと共同で実証実験を実施し、A Iカメラによる野生動物の検知システムの有効性について検証が行われました。実証事業は令和6年10月28日から12月12日までの約1カ月半、町内のリンゴ園において実施されたとのこと。朝日町の担当者によると、実証期間が短期間であったことに加え、通信の不具合など技術的な課題も生じたことから、有効な検証データを十分に得るには至らなかったようであります。また、クマは出没場所の予測が困難であり、効果的な対策を講じるためには膨大な数のカメラ設置が必要となることから、費用面においても大きな課題があるとのこと。このため、デジタル田園都市国家構想交付金等の活用も検討されたものの、見送ることになり、実証事業の段階にとどまったとお聞きしております。

このような状況を踏まえますと、叶内議員からご提案いただきましたクマ対策におけるスマートポールについては、全国的にもまだ実証段階レベルであると思われ、また技術面や費用面において課題もあることから、現時点における導入は難しいものと考えております。

次に、防災行政無線のアナログ放送とメール配信の連携についてお答えいたします。

現在、当町では防災行政無線メールを通じた情報発信を行っておりますが、叶内議員ご指摘のとおり、役場内及び屋外スピーカーでの緊急のアナログ放送がメールに配信されないとい

う課題があります。

ここで、現場の実情についてご説明させていただきます。クマの目撃情報が寄せられた際は、町では町民の皆様を守ることが最優先に対応しております。具体的には、現地での追い払い花火による対応、舟形町鳥獣被害対策実施隊への通報や出動依頼、警察への応援要請、学校などの関係施設への連絡、現場での安全確保など、緊急性の高い現場対応と防災行政無線での放送を同時に行っております。また、緊急性が極めて高い場合には、一刻も早く町民の皆様へ危険をお知らせするため、直接音声での呼びかけを行っております。

その理由は、デジタルでの放送には設定に時間がかかるためであります。特に、昨年の秋には防災行政無線システムの不具合により、放送内容の入力作業終了後から20分以上経過しても設定が完了しないこともありました。そのため、やむを得ずデジタルでの緊急放送を見送らざるを得ない状況となり、防災行政無線メールについても発信できない状況でありました。つまり、現状では「迅速な現場対応」と「確実な情報発信」の両立が、人員や体制、システムの面で困難な状況にあるということでもあります。

当面の対応としましては、運用面での改善を図ってまいります。現場対応と並行して情報発信を行えるよう、役場内で各課横断的な対応も含めて、職員間の役割分担を明確化し、緊急時の情報発信手順を見直してまいります。

将来的には、AIなどのデジタル技術を活用して、こうした課題を解決していきたいと考えておりますが、現時点におきましては、従来からの対策を着実に実施していくことも重要であります。特に、町民の皆様一人一人の意識向上が重要であり、集落に近づけさせないためのやぶの刈払いや、収穫しない不要果樹の伐採、餌となる食品残渣などの適切な管理、早朝・夜間の外出時の注意、農地などへの侵入を防止する電気柵の設置など、日常生活の中でできる対策を実践していただくことが、最も基本的で効果的な対策であります。

町民の皆様のお安全安心を確保することは、町政の最重要課題です。近年、デジタル技術を活用した鳥獣被害対策は着実に進展しております。町としましては、今後も技術革新の動向を注視し、将来的には費用対効果や技術的な課題を一つ一つ検証しながら、AIなどのデジタル技術を積極的に活用し、より実効性の高いクマ対策を実現してまいりたいと考えております。

**2番** ありがとうございます。幾つか再質問させていただきます。

まず、一つは、やっぱりクマとの遭遇を避けるために、早朝、夜間のときの対応が一番大事なのかなと思います。街路灯とっていいのかわかりませんが、道路照明灯とっていいのかわかりませんが、街路灯、防犯灯とかありますけれども、やはり安全を守るためには、道路灯という形で表現しますけれども、やはり早朝、夜間の注意喚起、気をつけてくださいという放送は流れましたけれども、やはりそのときに活動する人も結構

いるわけで、何を気をつけていいのかという、逆に言われるようなこともあります。確かに、近くで目撃情報、町内でも目撃された中で、朝晩気をつけてください、でも出勤しなきゃいけないという状況のことがありまして、町はいろいろ、小学校前の通路とかそういうところに街灯とかを整備してすごく安全対策はしていただいていますけれども、ちょっと一歩離れた、町内でも例を言いますとほなみさん、旧保育所に行く通りとか、ほなみさんのほうでは施設内には夜間つく電気はありますけれども、早朝とか本当の夜間につく道路灯というものはなくて真っ暗だという声がありまして、クマの目撃情報が付近にあったときに、早朝に出勤する方から怖くてうちの人から送ってもらったということがありました。そういう観点から、そういった街路灯というか道路灯を、まずこれ町管理的なものでの設置の考えはないかという一つのことでしたけれども、そういう、例えばちょっと外れた場所についての考えはまずないのか、お聞きします。

**町長** 道路照明というのは、道路の構造上必要な部分、交差点付近とかそういったところに設置するものでございますが、そのほか町としましては集落と集落の間については防犯灯として町で設置している照明がございます。そのほか、町内会の中のものについては町内会の中で街路灯として設置しているものがございます。

そういったところで、まだ足りないというところがあれば、町としても町内会と連携しながら、必要な部分を補足するということは必要かと思えます。ただ、どこがどれだけ必要なのかと、特にクマがどこを通るか分からないので、そこにというところまで100%網羅できるというのは、なかなか厳しいのではないかとは思いますが、まずはそういったほなみというところがあったようでございますし、そういったところを第3町内会なり、第2町内会になるのか分かりませんが、そこら辺の町内会とも相談しながら、必要な対策を講じられれば講じていきたいと思えます。

やはり、いずれにしても、一人一人が気をつけていただくということが大事だと思います。

**2番** 町内会と町内会の間は町管轄になるということで、町内会等の関与も必要なのかなと思えます。やっぱり山手近くとか、山の下辺りというのはクマの一番出没しやすい場所だと思いますので、そういうところもうまく各町内会と行政と連携しながら、取り組んでいただきたいと思えます。

先ほど、朝日町での実証実験という話がありましたけれども、まず県内ではまず朝日町1つかなということで、あと東北地区では岩手県の花巻市ではA Iカメラつきのクマとかを検知する装置を60台設置したということがありました。これはスマートポールではなくて、A Iカメラつきの設定であります。あとは新潟のほうでは、同じくクマを検知すると市民へ安心メールを自動配信するシステムを導入し、それによって町民の方への周知を行っているよう

です。

山形県の朝日町では、実証期間が短いということもあって、あとはリング園ということでもやはり電波的なものがちょっと難しいと思いますけれども。やはり、町で出沒するというところでの提案ではありますけれども、費用面等を考えますと、実際今の町内会でしている街灯等については年間で数千円程度だと思います。それで、防犯カメラとしてのA I 感知システムの単価といたしましては、15万円から40万円の初期導入費、あとは月額が今度3,000円から8,000円かかってしまいます。今後の参考ですけれども、そうやってもしA I 普及していった場合に考えると、そこでは大体月に3,000円から8,000円。スマートポールについては、これはまた高くなりまして、初期費用が大体200万円くらいかかります。それであと維持費がやっぱり月に1万円から3万円、どんどん値段が上がっていきます。まず、町に対してですけれども、町ではまず防犯カメラ等が多分設置されていないと思いますけれども、今後もし、防犯カメラという意識ではなくて多目的な利用、クマ対策費用だけではなくて通学路の防犯とか、ごみの不法投棄とかそういうことを踏まえて、そうやってスマートポールだったり、A I 探知型の防犯灯、防犯対策も必要かなと思っただけの質問ですけれども、それについてはどのように今後考えていくか、お聞かせください。

**町長** ご提案ありがとうございます。やはり、もう少し廉価にならないと取り組めないということと、積雪観測システム、町内4か所に設置しておりますが、やはり様々な観測したデータを送ってくるというようなところでの不具合等がございますので、なかなかそれを設置したから全て解決ということにはならないのかなと思っています。

そういったところも踏まえながら、警察のほうからも防犯カメラを設置してくださいというような要請はあるんですが、お金を出すという話はなく、自分たちで設置していただいて管理してくださいと、それを使わせてくださいというだけですので。もし、そういうようなところにいろいろなところのものが、地域未来交付金とかが使えるようであれば、取り組んでいきたいとは思いますが、やはりそれに関しましても月々のランニングコストがかかってしまうと、どうしてもやっぱり町の費用負担が重くなってしまうということがありますので、まずはもう少し状況を見ながら、それらについて取り組んでいかなければいけないのかなと思っています。

まずは、さきの一般質問のほうでも答弁しましたが、やぶそれから不要な果樹等についての伐採等を進めまして、できるだけ人の住むエリアにそういう危険鳥獣を呼び込まないというのが大事かなと思いますし、また一部例なんですけど、長沢のほうの例で、クマの目撃情報あったところなんですけど、よくよく話聞いてみると午前3時に散歩をしたと。それはクマの時間帯で、人はもう少し明るくなってから散歩していただけたらいいのかなという思いもあります。やはり一人一人の心がけという部分、やっぱり、危なかったと言われれば危な

いんですが、そんな時間帯はできるだけ散歩を控えていただいて、もう少し明るくなってから、人通りが出てからとか、朝仕事に向かうというような時間帯に散歩していただけるような、そういった町民の意識力というところも向上させていかなければいけないのかなと思っています。

**2番** 人の行動は時間帯は制限ないんですけれども、やはり野生となりますと出没する時間帯とかは大体決まっています。今、国県がクマに対しての対策的なものをどんどんしていますので、もしそういった対策面での、もし費用面が免除なるようなことがあれば、別にそんな何十台も設置ではなくて、最初はまだ小規模で、例えば5基ぐらいを設置するとかして、それからもしそれが機能がよければ中規模にどんどんステップアップしていくようなものでもいいのかなと思っています。まずは町民のリスクを避けるためには、やはり目視状況では検知できない部分も多分多数あると思います。スマートポールに限らず、その下の段階、例えばLEDの照明が人感的センサーでパッと光って、それでクマを検知するような安価でできるようなものも多分あると思います。欲を言えばスマートポールなんですけれども、そこまでいなくてもやっぱり街路灯とか道路灯ではクマ対策にならないと思います。突然の光とか、瞬時にパッと光ればやっぱりびっくりするのかなということもありますので、そういったAIとかも使いながら、数か所程度で最初スタートして、それがどんどん、費用対効果、ランニングコスト等もあると思いますので。やっぱり昨年町にも出てということで、今年も2月かな、もう亀割のほうで子グマが目撃されております。冬眠しなかったクマなのかなと思っています。今年もそういった状況の中で、クマが春からまた出始めたとなると、やはり同じ状況が今年も続くのかなと思いますので、できるだけ国とか県の、もし対策があつてそこうまくそういう財政面的なものも適用できれば、即座にそういう対応をしてほしいなと思いますけれども、その点についてどのような考えか教えてください。

**町長** クマのことについてさほど詳しくないもんですから、対応策等々について、農業振興課長より何か、そういったデジタルを活用したものがあれば、説明をさせていただきたいと思います。

**農業振興課長** AI、例えばドローンとかもそうなんですけれども、追い払いに使ったり、例えば出没したクマの追尾に使ったりとか、熱感知のシステムを搭載したものとか、いろいろ出ているようでございますけれども、その効果というか、それがまだはっきりとしないということもあつて、導入がなかなか難しいのかなとは思っております。

私どものほうで、不要果樹の伐採を幾度となくお話ししている件については、今年の10月、11月がクマの出没が1年間の過半を占めます。それで、目撃されるパターンが多いのは柿の木に上っているとか、あとクマが栗林に栗を食べに来ているとか、そういったことが非常に多い状態です。クマの生息している場所の中に餌がない、最後に残るのは栗、そして一番最

後は柿ということがパターンと見受けられますので、そちらの不要果樹の伐採が非常に効果的と考えております。というのも、集落内で出た場所にクマがいなくなったというときには、その果樹の実がもうなくなっている状況であります。違う場所に移っているということがありまして、ぜひそれを強く進めているところであります。

それで、追加で申し上げますと、昨年非常に同じ場所にクマが出たというのがありまして、追い払ってもまだ子グマが戻ってくると。そうすると、うちのほうで七十数回昨年防災無線で流しているんですけども、それで10月、11月の場合の3分の1ぐらいは同じクマが来ているんです。ですので、出没の回数というのは、多く捕獲されている最上町や真室川町とかとはレベルが違って、どこに行ったか分からないような子グマが同じ果樹に来ているという状況でありまして、その辺についてはちょっと私どもも、その放送の仕方をもっといろいろ検討しないと駄目だなと思っていたところでありました。そういった状況でございます。

**2番** 個体数につきましては、やはり同じクマが目撃情報として上げられたのかなとは私も思っています。同じクマがあっち行ったりこっち行ったりしているだけの問題かなとも思っていますし、捕獲頭数も最上町と比べると断然少ないということを考えると、やっぱり同じクマなのかなということがあります。

いろいろな意見等ありますけれども、一つは、確かにクマ対策ということも大事なんですけれども、安心安全を守るということで防犯対策とか、あとは不法投棄とか、そういうことを多目的な要素でそういうものを取り入れられないかなということが一つの提案であります。クマ対策と限ってしまうと、やっぱりクマ対策ではない状況も多分、世の中では今多々あると思いますので、そういった安全に住む、安心して暮らせるということは、防犯対策に対しても重要な課題なのかなと思いましたので、決してクマ対策という観点ではなく、多目的利用ということで、どうか検討していただきたいなと思います。

それと、さっき言いましたけれども、本町とか学校通りとかは大変明るくなりましたけれども、そのAIシステムが可能でなければ、やはりちょっと外れた地域、町内会とも連携しながらですけれども、そこら辺は照明もあつたほうが職場に行くのも安心して行けるのかなと。朝5時頃来ると、月によっては真っ暗な時期もあります。そのような中で、車から降りられないという心情的なものを相談されたものですから。その企業のものでありますけれども、ただ道路となりますとまた町内会とか町の管轄になってくると思いますので、そういう場所をちょっともう一回再確認して、そういう照明灯が設置されれば夜間とか、そこで活動しなきゃいけない人に対してはすごく安心につながるのかなと思いますので、その点はよろしくお願いいたします。

続きまして、防災無線の周知であります。去年の不具合等は、ちょっと私分からなかったもので、そのときに相談受けたのか分かりませんが、やはりクマ対策の、クマの目撃情

報とか、追い払い花火とかという情報が結構アナログで放送されて、私も防災登録しているんですけども、やはり町外に出ているときに全然知らなくて、戻ってきたらこういうことがあったんだよみたいな、出ていると分からない情報がありますので、そういった連携的なものがないかなと思っただけの質問だったんですけども。最近ではA I、デジタル推進課もいますけれども、言葉を換えるというか、すぐ……、自動音声というか、言葉を瞬時に換えるようなシステムありますので、そういうのが一緒にできないのか、ちょっとお伺いします。

**町長** その点につきましては、デジタルファースト推進室のほうから答弁させていただきます。

**デジタルファースト推進室長** 防災無線の音声をテキスト化、メール配信、自動でできないかというようなご質問かと思えます。そちらにつきましては、まずは実際、今の現状としましては、アナログ放送につきましては職員がマイクで直接呼びかける方式でありますので、その音声を自動で文字化してメール送信するためには、音声認識技術を含む新たなシステム整備というものが必要になると考えております。将来的にはA Iの音声認識技術も進展する可能性もございますので、技術的な動向を見てまいりたいと考えております。

**2番** すみません、さっき出てこなくて、文字起こしですね、自動文字起こしというか。確かに、方言だとかそういうことはそのままになってしまうので、ただそれを一旦確認して、修正できると思うので、自動音声、例えばアナログで放送しながら自動音声もして、こっちに文字起こしされたものをちょっともう1回読み直して、ちょっと修正等をして配信できないかなということなんですけれども、その点についてはどうでしょうか。何か必要なんでしょうか。

**町長** まず、先ほど答弁申し上げましたとおり、現場に出ている職員が何を一番優先的にしなければいけないかというところを申し上げました。その上で、町民に対して目撃情報の注意喚起を行うということでもありますので。その際に、今の防災行政無線の中ではそれがまだできないという状況ですが、今後技術革新なり、また新しい防災無線のシステム等について、現場に行った職員の例えばスマホであったりタブレットで、そのことから今度町のほうの行政無線なり、それからスマホでの配信ということが可能かどうかは、デジタルファースト推進室のほうから答弁させていただきたいと思えます。

**デジタルファースト推進室長** 先ほども申し上げましたとおり、既存の防災無線のシステムではそうしたシステムではございませんので、現状ではそうしたことは不可能ということです。

ただ、先ほども申し上げましたとおり、町長からも申し上げましたとおり、次回のシステム更新とかになれば、そうした現場から直接送るような仕組みも、可能性としては将来的にはそういった技術も、進化する可能性もありますので、そうしたところを見てまいりたいと思えます。

**2番** 答弁書にもありましたので、今後並行してできればということで、そういうような対応を

してもらいたいなと思います。

あわせて、先ほども言った要望等、道路灯、一步として、まず光ですね。やっぱり安全、安心するためのまず光的なものが必要であれば、箇所を把握しながら、町内会と共に行政もわりながらしていただくことと、あとは防災無線の今後のさらなる進化を期待しまして、私の一般質問とさせていただきます。ありがとうございました。

**議長** 以上をもって、叶内昌樹議員の一般質問を終結いたします。

続きまして、5番小国浩文議員。

**5番** 通告書に従い、私から一般質問をさせていただきます。

豪雪時の高齢者世帯対策はと題して。

高齢夫婦世帯や独居高齢者世帯では、降雪時に屋根の雪下ろしが困難となり、軒先の破損や、家屋倒壊等の危険が高まることが懸念されます。そのような中、町では国からの防災救助法の適用を受けたわけですが、その適用を受け、町民の屋根の雪下ろしなどの支援はどの程度実施され、課題はどの程度解消されたのか。対象件数、実施件数等、把握している範囲で伺います。

また、今年度町の駐車場の除雪管理方法が変更になったと聞いておりますが、変更により従来よりも駐車しにくくなったなどの、利用者に不便が生じていないか伺います。

さらに、大雪のたびに、町道舟形小学校線沿いで大きな落雪が発生していると聞いております。幸い人身・物損事故はないようですが、当該箇所は小学生の通学路でもあり、町として注意喚起や点検、落雪防止等を含め、安全確保のための具体的な対策をどのように講じているのか伺います。

**町長** それでは、5番小国浩文議員の「豪雪時の高齢者世帯対策は」についてのご質問にお答えします。

今年は平年以上の大雪となり、町では1月29日に豪雪対策本部を設置し、全町的な雪対策に当たりました。地域整備課では、降雪状況を踏まえて直ちに空き家の所有者または管理者へ屋根の雪下ろし等の適正な維持管理について周知を行い、2月5日には空き家からの落雪や倒壊により周辺に危険を及ぼすものについては、目視による点検を実施いたしました。教育委員会においても、学校に対して教職員、児童生徒への通勤通学時の交通安全・交通事故防止に十分注意するよう通知したところであります。

また、短期間での集中的な降雪であったため、舟形町では初めてとなる大雪による災害救助法が2月4日に適用されました。これにより16世帯分の除雪が国庫負担等の対象となり、2月12日までに除雪を完了しています。

次に、町の駐車場の除雪管理方法が変更になったことにより不便が生じていないかのご質問についてですが、駐車場の除雪は従来どおり各施設の担当部署が委託等により行っており

ますので、管理方法に変更はありません。ただし、昨年度から委託先が変更になった本町通り駐車場の除雪については、これまでより大型の除雪機材を使用する関係で、駐車場内に一時的な雪のストックヤードが必要となり、10台分ほど駐車スペースが少なくなっております。これまでに町民からのご意見はいただいておりませんが、公民館利用者が使用される際にご不便をおかけしている場合があるかもしれませんので、役場庁舎前駐車場を案内するなど、対応してまいります。

最後に、通学路の安全確保対策についてですが、学校においては日常的に通学路等の安全確認や点検を行っており、危険箇所については必要に応じて教育委員会に措置を依頼するようになっております。ただ、今回のような急激な積雪時は把握が遅れてしまうことも想定されますので、地域の皆さんの見守りや通報等へのご協力についてもお願いしてまいりたいと思います。

**5番** 私から、再質問させていただきたいと思います。6番議員も同じような質問をしておりますので、重複するところがあると思いますので、間違っても同じような質問をしたときは申し訳ないですけれども、よろしくお願ひしたいと思います。

まず、1つ目で、空き家の所有者に、このたびの大雪で所有者に対して町としては連絡をされたようすけれども、全部の空き家じゃないですけれども、危険なものに対して役場としては全部連絡済みなんでしょうか。

**町長** 特に道路に面していないところなんかは別に不必要だと思いますが、どのような通知をしたか、地域整備課のほうから答弁をさせていただきたいと思います。

**地域整備課長** 危険性のあるところ80戸ぐらいに対して、郵送で通知を出しております。

以上です。

**5番** そうすると、申請がないところは該当にならないということですか。申請は関係ないんで、全部行っているということで、はい。

それでは、今後ですけれども、これも全部対応していくという対策でよろしいのでしょうか。

**町長** 町として空き家調査をしましたので、それらの中で、特にやはり道路面に接している、もしくは隣家に近いというようなところで、管理すべき方が現在の舟形町における降雪状況というのが分からないというところで、そのことによって管理が遅れてしまっただけ被害が大きくなるというところがあるので、町のほうとしてはそういったところをピックアップして、お知らせをしているということでもありますので、今後もやはり、今年のような急激な降雪に関して、あった場合に関しては、同様の対応をしていくと。

あとは通常は、平年ベースであれば、そこはその管理をしなければいけない方々が来ていただいて、状況を見て判断をしていただくという形になるかと思ひます。

**5番** 分かりました。

それでは、続きまして、災害救助法が適用になったわけですが、それを受けて舟形町では16世帯の除雪を国庫負担を含めて行ったというお話でありますけれども、その16世帯は舟形町ではどの辺、地域で西南部4地区あるわけですが、どの辺が一番多いのか、分かればお聞かせください。

**町長** 災害救助法が適用になったからといって、全てばら色ではないというところで6番議員さんの質問にもお答えいたしました。そのことについては、まずは国からの支援がありますよというところがまず一つ、災害救助法のメリットであるということでもあります。先ほども申し上げましたが、それ以前に低所得であったり、自分で除雪することが困難な方については、健康福祉課のほうで社会福祉協議会と協議しながら、この方については町のほうで支援をするという制度をつくっておりますので、それを災害救助法が適用なったところについては、町のお金でなく災害救助法で該当するということになるだけの話でございまして、新たに何かなるというわけではございません。

それから、災害救助法が適用になったのが2月4日でありまして、2月4日以前、1月29日から豪雪になっているわけですが、それ2月4日までの間のところは該当しないということでもあります。基本的には2月4日から2月13日までの10日間しか該当しないということでありまして、10日間で業者さんがそんなに回れるわけがないというところで、さらに10日間を延長させていただいたところはあるんですが、その際には今度は雪が大分落ち着いてきたので落とす必要もなくなってきているというところもございました。

したがって、災害救助法の該当するところというのは、その4日から13日までの間のところで、そういう除雪のタイミングにあった方ということになるかと思えます。どこの地域が多いのかということについては、健康福祉課のほうで分かっていたら答弁をお願いしたいと思います。

**健康福祉課長** 経緯については、今町長が申し上げたとおりでございまして、我々健康福祉課サイドでは、2月4日の災害救助法を受けまして、主に社会福祉協議会職員ですが、5日、6日と緊急に回ってその対象家屋の写真撮影をして、私どもと一緒に緊急性があるないというところを判断させていただいたところでございます。

翌2月6日から、実際除排雪、委託業者なり町内会なりということで、順次入ったところでございます。一応学区ごとで件数を申し上げますが、14件中、長沢学区が6件、舟形学区が2件、富長学区が4件、堀内学区が1件の14件が健康福祉課サイドで除雪を行ったものでございます。

**5番** ありがとうございます。なぜ私がこの質問をするかという、やはり町長が先ほど6番議員の答弁の中で、言葉の独り歩きじゃないですけども、町民にやっぱり「自衛隊が来て屋根の雪落としてけんだって、待ってろ」と言っていた町民がいたわけですよ。それに対して、

私も何も言えなかったんですけれども。やはり、情報の独り歩きというのが、自分たちが言っていないことまで回るのが、やっぱりうわさ話なのかなと思っております。私も、自衛隊が来て全て舟形町の屋根の雪を落としてくれるわけがないなど、私は思っていたんですけれども、やっぱり町民はそうは思っていなかったんですよ。その辺の、情報の独り歩きを今後回避するためにも、ちゃんとした啓発・啓蒙はしていかなければならないと考えますけれども、その辺についてはどのようにお考えですか。

**町長** これは、やっぱりマスコミも非常に、すぐ災害救助法ドーンというふうに花火を上げるものですから、期待をするところであるんですが。じゃあ、それで何ができるかというところとかをもう少し聞いていただかないと、書いていただいて、問合せ先は各自治体にとかというところでしたいただかないと、最初にマスコミの、テレビとか新聞とかのニュース記事が出てしまうので、ちょっとまずいのかなというふうに思います。

また、市町村長もいよいよの場合は自衛隊に直接お願いをすることが、出動要請できるんですが、基本的には県知事が自衛隊に要請する形になりますので、自衛隊がまず派遣されるのは、基本的には県知事が要請した場合というところもありますので、そういったことについてもマスコミのほうでも伝えていただきたいということと、議員の皆様方からもそういったところでご承知おきいただいて、町民の方にご周知いただければと思います。

**5番** そう私は理解していたんですけれども、ただそれも私たちにそうじゃないんだよということとは伝わっていないわけですよ。でも、自分の中ではそんなことあり得ないなと思って、ないよとは言ったんですけれども、やはりその辺のところ、マスコミに踊らされるわけではないんですけれども、やっぱりそういうこともあるのかなと思いますので質問をさせていただきました。

またこの豪雪、町長が前の地域整備課にいたとき、十何年前かな、あのときはとんでもない雪が降ったんですよ。12月に降って、1月に降って、2月に降って、今回の倍とは言わないんですけれども、すごい雪降った年がありました。ただ、あの頃まだ、十四、五年前の話ですので、高齢者の方々はまだ屋根に上って自分で雪下ろしできたんですよ。しかし今、その方々が70代の後半、80代になろうという人が増えてきているわけです。そういう方々がやっぱり屋根を眺めながら、みんな周りでは上るな、危ないから、けがするからやめろとみんな言うんですけれども、じゃあ誰が落としてくれるんだやと、やっぱり本人にしてみればそういう思いは物すごく強いのかなと思いました、今回の雪で。

その中で地域支え合い、自助・共助・公助とありますけれども、まず自助ができないというのが事実なわけです。やはりそれを考えたときに、まず共助の中でも今回長沢、長者原、福寿野で、各町内で頑張っていたいただいたというのは大変ありがたいなという思いもあります。やっぱりそれを全町に広げていくときではないのかなと。でないと本当に、ちょっと大雪降

ったらもう、屋根の雪下ろしを諦め、軒先、今年破損した方大分いますよ。やっぱりそういうことを考えると、年に1回でいいですから、せめて1回ぐらい落とすくらいの補助はしていただきたいなど。やっつけているんですけども。その中で、地域支え合いで240万円ぐらいついているけれども、どれだけ予算を消化したのか。その辺、分かればお聞かせください。

**町長** 基本的には町で、地域支え合いのほうでやっただくというところ、さらには個人で業者さんを頼めないという人に関しましては業者さんを紹介するなどの事業もごございますので、1回も下ろせないということはないかと思えます。ただ、今回のように短期間に集中的に降られた場合には、やっぱり業者さんが混み合ってしまうというところがございますので、その点はやはりちょっと前もってとか、そういうところも一つ必要かと思えます。

予算の関係でどれだけ使われているのかということについて、今年度はまだ精算終わっていないかと思えますが、まちづくり課のほうで分かる範囲内で答えさせていただきたいと思えます。

**まちづくり課長** 地域支え合いにつきましては、先ほど6番奥山議員からの質問にも町長のほうでお答えしましたように、6年度の実績なんですけど23団体とお答えしていたかと思えます。上限は8万円までの交付金となっておりますので、まず大体大雪であれば8万円は使い切るといった団体が多いです。少ないときはやはり8万円以内で実績になるんですけども、大体8万円、上限で使い切る団体が多いと捉えています。

**5番** 分かりました。

あと、健康福祉課になるかな、間口除雪とか屋根の雪下ろしに対して健康福祉課のほうで助成を行っていると思えますけれども、間口除雪は1回今年度は幾らだったのか、屋根の雪下ろしに対しては1人について幾らの助成をかけているのか、分かればお聞かせください。

**町長** 詳細等については健康福祉課より答弁をさせていただきたいと思えます。

**健康福祉課長** 除雪費に対しての助成額単価ということでお答えしますが、屋根の雪下ろしにつきましては、1人当たり1日1万4,000円です。これについては、豪雪対策本部が設置になれば6人まで町で補助すると。あと玄関前通路、間口除雪になりますが1人当たり1回900円です。あと、重機の借り上げ等が必要な場合ということで、町では6万3,000円まで補助しているというものです。

対象者については、おおむね65歳以上の単身世帯、または高齢者のみの世帯、あとは心身障害者世帯であって低所得世帯、昨年の所得税が非課税の世帯ということで限定させていただいております。

**5番** ありがとうございます。やっぱり、町民全部にこれを当てはめろとは私も言いません。非課税世帯でも、非課税とはいえ財産のある方もいらっしゃるわけです。本当に生活に窮して

いる方にのみ私は補助するべきだと思います。そこは、やっぱり民生委員なりそういう方々と連携していただいて、困っている方に対しての助成をしていかなければならないと思います。

また、屋根の雪下ろし1万4,000円というお話いただきましたけれども、私も今年とんでもない雪なもんだから、業者さんを頼もうかなと。新庄の業者に言ったら2万円だったら出してやるよと言われました。それでも集まらないのが今の現状なんですよ。1万4,000円が高いとか安いじゃなく、やっぱり本当に困っている方々に限定すれば、もう少し今の実情に合ったような単価に改定していかなければ、本当にこの町に住み続けるためには必要な施策ではないのかなと私は思っております。町長も言っているような、町に対しての考えもございましょうし、ただし私はやっぱり高齢になっても住み続けられる町、これは絶対に必要だと思いますので、その辺のところを踏まえてもう少し拡充できないものか、その辺についてお聞かせください。

**町長** 単価の問題はいつも出てくるわけですが、必ずしも町からの補助金だけで除雪をお願いしてくださいというわけではなくて、その全体の費用の一部を町のほうで、ここまでだったら町で支援しますよということなので、非課税世帯といって全く収入がないというわけではございませんので、そういったところをうまく使っていただいて、少し町のほうで1万4,000円を補助するという形であります。2万円であれば、6,000円はその方がやっぱり出していただくということになるかと思えます。

ただ、除雪の単価等については、毎年一応業者さんの状況を見ながら検討させていただいている状況でもありますので、また来年度のそういった支援の単価等については、来年度において検討をさせていただきたいと思えます。

**5番** ぜひ、やっぱり生活に支障のある方々に対しての支援でありますので、その辺よろしくお願ひしたいと思えます。

次に、小学校の通学路について質問をさせていただきます。小学校の通学路ですけれども、団地のほうから上ってきて米倉庫ありますね、あの場所で大雪のたびにとんでもない雪が落ちてきています。今年も、落ちたところは見えていなかったんですけども、落ちた後の雪の量は確認させていただきました。役場職員も来て、交通整理等やっていただいておりますけれども。あそこ本当に危ないと思えますよ、私は。あれ通学時間だったら、死亡事故発生しますよ、間違いなく。そういうことを踏まえると、やっぱりあそこに何とか対策を講じていかなければならないんじゃないかと私は思うんですけども。その辺についてはいかがでしょう。

**町長** 詳しい報告をちょっと受けていないものですから、米倉庫の屋根雪が落ちてきているというところでございますでしょうか。それとは別に空き家があって、その空き家の屋根雪が落ち

ているということでしょうか。

**5番** 個別の名前を出してもいいんだったら幾らでも出しますけれども、米倉庫の向かいの空き家です。町長もご承知だと思いますけれども、とんでもない雪ですよ。あそこ埋まるんだから、間違いなく子供がいれば死亡事故になります。今年、選挙で県議の車が、屋根が引っ込んだときも、私その場にいましたけれども。あの雪であのくらいなら、あの3倍も4倍もあるくらいの雪がどんと落ちてくるわけですので、物損とかで済まないんじゃないかなど。前にも言ったことあるんですけれども、このことに関しては。今年もそれを目の当たりにさせていただきましたので、恐怖心が最初起きました。これ、通学時間帯だったらとんでもないことになってしまうなど。やっぱり、いろいろ問題も分かるんですけれども、そういうことを確認してそれに対して対策を講じないと、やっぱり子供たちが、大切な大切な子供が死亡したなんてなったら、町の存続に関わる大問題だと思いますので、その辺について考えがあればお聞かせください。

**町長** 基本的に、通学路の指定については教育委員会のほうで、やっぱりその状況状況を見て判断するものだろうと思いますが。まずは、先ほどから話題になっております空き家の屋根雪問題については、私どものほうでも管理している方々に通知はしております。それ以外のことのできるかというところと難しいところはあるんですが、そういった場合については、まずはそういった事故が起きないように教育委員会のほうで通学路の指定を別のルートに変えるとかというところを実施するというところもあるでしょうし、また様々なことが起きた場合に責任があるんだよというところで、再度その管理者にもう一度こちらのほうから連絡するというところが、せざるを得ないんだろうと思います。

またその上で、その道路というものがもしそういう状況になりつつあるような状況にあったときには、やはり一部通行止めをしておくとかというところで対応せざるを得ないのかなと思います。

いずれにしても、今年の雪のあの状況ではありますが、それでもやっぱり町民の安全安心、生命、財産というものをしっかり守っていかなければいけないと思いますので、それらのことについてなお注意しながら、見守っていきたいと思います。

**5番** ぜひお願いしたいなと思います。

あの場所、あの状況を見なければ分からないと思いますけれども、やはりとんでもない。今回初めてだったら私もそんなに強くは。毎回毎回あそこ大雪降るたび、雪崩止めもついているわけでもないし、多分所有者は、かなり探すのは厳しいのかなど。本人はもうこっちにいないでしょうし、どこにいるのか私らも、町内会だって分からないと思います。そういう状況の空き家ですので、ルートを変えろと言っても、町長が変えてもいいよと言っても無理だと思います。逆に、お寺のほうに上がってきて、私の家の前を歩いていかなければならない

状況になりますので、それじゃちょっとあれだなという思いもありますので、今後町として、やっぱり町民の安心安全、まして子供たちの安心安全のためにも、やっぱりそれには取り組んでいただきたいと思いますので、よろしく願いを申し上げて私の一般質問を終わりたいと思います。

**議長** 以上をもって、小国浩文議員の一般質問を終結いたします。

本日の日程は全て終了いたしました。

明日は午前10時より再開いたします。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでございました。

午後2時56分 散会



令和8年3月5日（木曜日）

第1回舟形町議会定例会会議録

（第2日目）

令和8年舟形町議会第1回定例会第2日目

令和8年3月5日(木)

---

出席議員(9名)

1番 伊藤 廣好	7番 佐藤 広幸
2番 叶内 昌樹	8番 八  太
3番 荒澤 広光	9番 石山 和春
5番 小国 浩文	10番 斎藤 好彦
6番 奥山 謙三	

---

欠席議員(1名)

4番 伊藤 欽一

---

地方自治法第121条の規定により説明のため議場(会議)に出席した者の職氏名

町 長	森 富 広	新規就農・女性活躍支援室長	岡崎 千恵子
副町長	伊藤 幸一	地域整備課長	伊藤 秀樹
総務課長 兼選挙管理委員会書記長	鍛冶 紀邦	地域強靱化対策室長	伊藤 英一
デジタルファースト推進室長	佐藤 仁	会計管理者	相馬 広志
まちづくり課長	曾根田 健	総務課財政係長	仲野 健太
ふるさと応援推進室長	野尻 誠	教 育 長	浅井 純
住民税務課長	豊岡 将志	教 育 課 長	森 英利
健康福祉課長	沼澤 一征	代表監査委員	齊藤 徹
農業振興課長 兼農業委員会事務局長	斎藤 雅博	監査委員事務局長	大場 健一

---

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 大場 健一 事務補助員 大場 正江

---

議事日程

日程第 1 承認第 1号 令和7年度舟形町一般会計補正予算(第6号)の専決処分の承認  
について

日程第 2 承認第 2号 令和7年度舟形町一般会計補正予算(第7号)の専決処分の承認  
について

- 日程第 3 議案第 2 号 令和 7 年度舟形町一般会計補正予算（第 8 号）について
- 日程第 4 議案第 3 号 令和 7 年度舟形町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算（第 2 号）について
- 日程第 5 議案第 4 号 令和 7 年度舟形町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 2 号）について
- 日程第 6 議案第 5 号 令和 7 年度舟形町介護保険特別会計事業勘定補正予算（第 3 号）について
- 日程第 7 議案第 6 号 令和 7 年度舟形町下水道事業会計補正予算（第 4 号）について
- 日程第 8 議案第 7 号 舟形町こどもまんなか条例の設定について
- 日程第 9 議案第 8 号 舟形町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の設定について
- 日程第 10 議案第 9 号 舟形町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 11 議案第 10 号 舟形町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 12 議案第 11 号 舟形町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

---

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時01分 再開

**議長** 皆様、おはようございます。

ただいまの出席議員数9名です。定足数に達しております。

ただいまから2日目の定例会を開会いたします。

直ちに会議を開きます。

---

**日程第1 承認第1号 令和7年度舟形町一般会計補正予算（第6号）の専決処分の承認について**

**議長** 日程第1 承認第1号 令和7年度舟形町一般会計補正予算（第6号）の専決処分の承認についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

**総務課財政係長**（朗読、説明省略）

**議長** これより質疑に入ります。質疑はございませんか。ありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長** 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長** 討論なしと認めます。

これより承認第1号を採決いたします。承認第1号を原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

**議長** 起立多数です。よって、承認第1号は原案のとおり承認されました。

---

**日程第2 承認第2号 令和7年度舟形町一般会計補正予算（第7号）の専決処分の承認について**

**議長** 日程第2 承認第2号 令和7年度舟形町一般会計補正予算（第7号）の専決処分の承認についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

**総務課財政係長**（朗読、説明省略）

**議長** これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

**8番** 補正予算書の24ページですけれども、災害復旧費の中の公共施設等の災害復旧費の中で、12番に委託料の中で、被災者住宅の応急修理等の委託料というのがあります。今回の補正はほとんどが大雪による除雪の委託料かと思うんですが、この項目だけ若干違うような気がす

るんですけれども、この内容についてお伺いします。

**住民税務課長** ただいまご質問ありました災害復旧費の委託料になりますけれども、普通の除雪につきましても3款のほうで置いてございまして、こちらにつきましても昨年度の7月豪雨でもありました住宅が被災した場合の応急修理分ということで、1件当たり73万9,000円という金額になります。雪等で日常生活に支障がある場所、例えばトイレ、居間、あとは台所等が破損して、すぐに応急修理をしなくてはいけないといった場合にこちらの委託料で直すものでございます。昨年度の7月にも水害で駄目になった部分をこれで直しているのと同じものになります。

以上です。

**8番** それでは、中身からすればこの雪で、大雪で何か壊れた部分の応急処置と、そういうふう  
に理解してよろしいでしょうか。

**住民税務課長** おっしゃるとおりでございます。

**議長** よろしいですか。ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

**議長** 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**議長** 討論なしと認めます。

これより承認第2号を採決いたします。承認第2号を原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

**議長** 起立多数です。よって、承認第2号は原案のとおり承認されました。

---

### 日程第3 議案第2号 令和7年度舟形町一般会計補正予算(第8号)について

**議長** 日程第3 議案第2号 令和7年度舟形町一般会計補正予算(第8号)についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

**総務課財政係長** (朗読、説明省略)

**議長** これより質疑に入ります。なお、質疑につきましては、歳入歳出一括で行います。ページ、款、項、目を明言され、できるだけ簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

**1番** 11ページの債務負担行為の補正ですけれども、その中の廃止ということで、重粒子線治療費利子補給補助事業が当初令和8年度から令和13年度までというような期間だったんですが、

廃止というのはどういう理由なんですか。

**健康福祉課長** この件につきましては、県内の動向を見ても借り入れる方がいないということが続いてまして、県のほうでも廃止の予定であるということで、うちの町でも同じように廃止するというものでございます。

**1番** 本体というか、本部のほうで借入れをしないというようなことなんですか。事業主体で山大ですか。山大の関係の施設で。

**健康福祉課長** この利子補給というのが、治療を受けた方が高額なものですから借入れして利子を補給するというものでございます。なので、病院が借り入れてっていうものではなくて、その実績がない状況がずっと続いていまして廃止になったというものでございます。

**1番** 個人のもの、個人が借りる対象のものだということですね。分かりました。

**議長** ほかにございませぬか。ありませんか。

**2番** まず最初に、ページが歳入の22ページなんですけれども、町債の22-1-5商工債で備考で、説明のほうでは若あゆ温泉事業債とありますけれども、ページ飛びまして歳出の36ページ、農林水産費の6款1-12若あゆ温泉管理費ということで、工事請負費が1,000万円と追加になっていますけれども、まずは、この内容はどのような内容なのかお聞かせください。

**ふるさと応援推進室長** ただいまのご質問につきましては、若あゆ温泉の工事請負費の内容というところで、1つがキュービクルの改修工事になります。もう1つがヘアキャッチャーの改修工事、この2点になります。

**2番** 補正ということなんですけれども、今期2月にセンターハウスの屋根が多分落雪で軒先が壊れたのかなと思って、ちょっとその部分が入っているんだと思ったんですけれども、その点については違う形での追加でしょうか。

**ふるさと応援推進室長** ただいまのご質問につきましては、テニスコートの多分クラブハウスの軒先が折れた件かなというふうに思いますけれども、そちらにつきましては今回の補正ではなく、ちょっと別に検討させていただきたいと。そちらにつきましては保険のほうも入っているという状況もございまして、そちらのほうと併せて検討させていただきたいというふうに思っております。

**2番** 今年の連日続く大雪で、多分手が回らなかったのかなと思いますけれども、やはり温泉の施設内という管理的なものもありますので、やっぱり使用してないような形ですけども、やっぱりしっかり体制して、やっぱり危険なときには早めの対応でよろしくお願いします。

**副町長** 一応副町長が社長ということですので、管理については十分対応していきたいというふうに考えておりますので、いろいろと今回は手が回らなかったという状況ですので、大変ご迷惑かけているところもございしますが、よろしくご理解のほどお願いしたいと思います。

**議長** ほかにございませぬか。

**3番** 16ページの歳入について質問します。

まず、個人の町民税ですけれども、今回2,400万円の増というふうな補正のようです。トータルで1億8,700万円、これは令和6年度の決算と比較してみますと3,580万円ほど増えています。増えた要因は何となくは分かるんですけれども、増えた要因についてお聞きいたします。

**住民税務課長** ただいまご質問ありました町民税の増額の理由ということで、一つは令和6年度は定額減税がありまして、そちらの分が影響しています。基本的には令和5年度予算をベースに令和7年度当初予算を置いたんですけれども、給与分の上昇で約1,000万円と、農業部分で約1,400万円の伸びとなってございまして2,400万円の補正としているところです。

私の当初予算の査定の段階でちょっと見積りが甘かったなというふうに反省をしているところです。

以上です。

**議長** いいですか。ほかにございませんか。

**1番** それでは、歳入の18、19ページ。第15、第2項5目の土木費国庫補助金の社会資本整備総合交付金（住宅）の予算で1,989万1,000円減額なっていますが、この内容についてまずお願いしたいと思います。

**地域整備課長** 今回、実績により減額したところであります。実績につきましては、危険ブロック塀1件、空き家除去分として堀内住宅略式代執行分などを計上しましてこの減額の1,989万1,000円となっております。ほかに、当初では要配慮者に対する賃貸住宅の支援等も入っていたんですけれども、それについてはゼロ件ということでこのような減額になっております。

以上です。

**1番** 歳出のほうで、民間賃貸借共同住宅等建設支援補助金2,030万円減額になってはいますが、この関連はあるわけですよね。町のほうではいろんな民間の住宅を建設した場合、補助金地区によって補助額が違うようなんですけれども、それがこの分2,030万円というのはその金額ではないですか。そうした場合、この国のほうの社会資本整備総合交付金との兼ね合いで、町の補助金に対して大体何%ぐらい国のほうの交付金の対象になるのかなということをお聞きしたかったんです。

**地域整備課長** 当初で計上している歳入部分、社会資本総合整備交付金の住宅部分であります。具体的に述べますと、耐震診断、耐震改修、ブロック塀、住宅確保、要配慮者賃貸住宅、空き家除却、リフォーム、専門職大学の関連の解体、堀内の住宅の解体、堀内の元駐在の住宅の解体という形で計上しております。

使用されたのが先ほど申し上げたとおりブロック塀と空き家解体関係になっております。住宅要配慮者賃貸住宅の改修につきましては、歳入で見ているのが200万円掛ける1戸の50%で

100万円分を見ているところであります。

以上です。

**1番** 民間賃貸借共同住宅を造った場合、町で補助金制度あるわけですがけれども、それに対しての国の交付金っていうのはどうなんでしょうかということ聞きたい。

**町長** 民間住宅の補助については単独でございますので、社総交のほうの補助金のほうには該当しておりませんので、その点ご理解していただきたいというふうに思います。

**議長** ほかにございませんか。

**2番** ページが44ページになります。9款-1-2です。消防施設費ですがけれども、内山の消火栓の更新となっておりますけれども、これは補正の前に修復とかそういうのはなかったのか、何基など、どの程度の修復なのかまずお聞かせください。

**住民税務課長** こちらの消防施設事業の工事費ですがけれども、内山の消火栓1基になります。年明けに不具合の報告が内山消防団から来まして、3月補正で対応させていただきたいと考えているところです。

以上です。

**2番** ちなみに、消火栓の不具合というのはどういうふうな不具合でしょうか。

**住民税務課長** 以前、堀内のほうでもあったんですがけれども、回しても空回りして上がってこないということで、これを更新するという事です。多くの消火栓が昭和46年から51年までの間に造られたものでございますので、こういった不具合が出てくるのかなというふうに感じているところです。

以上です。

**議長** よろしいですか。ほかにございませんか。

**3番** 32ページ、33ページ。4-1-3予防費についてお聞きいたします。

この説明のところでございますけれども、帯状疱疹予防接種委託料マイナスで330万円書かれています。当初予算が582万円ということで252万円ですか、実績。予算に対して43%程度しか使われていないんですが、これに関しましては1回接種で済むやつ、あとは不活化ワクチンというやつが2回接種ですかね。それあると思うんですがけれども、割合的には生ワクチンと不活化ワクチンの予防接種、どちらがどのぐらいなのかお聞きしたいと思います。

**健康福祉課長** 今現在の人数ですが、不活化ワクチン1回2万円程度かかるものについては57人です。生ワクチン8,000円ぐらいの1回で終わるものについては17人になりますので、3分の1ぐらいが生で、人数的にはその人数になります。

**3番** 今年度町で拡充した事業だと思っておりますので、もう少し実績が上がればなということちょっとお聞きしました。この件に関しましては私も対象になっておりますので、本会議終わ次第やる予定ですので、もう少しPRも必要なかなと思っておりますので、その辺周知の方法

も含めてですけれども、もう少し頑張っていたきたいなと思いますけれども、作業をどのようにするかちょっとお聞きしたいと思います。

**健康福祉課長** この補助につきましては令和6年度から始まったもので、国に先んじて舟形町は開始したものです。令和7年度に入りまして、国のほうで定期接種ということで65、70、75、80と5歳刻みの方に勧奨するというので、うちの町でも通知を差し上げたところです。当初についてはその予定がありましたので伸びるのではないかと予想はしたんですが、このような結果になったということがありますので、国のほうでもマスコミ等を使ってCMをしている中ですので、うちの町でも広報媒体等を使ってさらに制度周知はしていきたいと考えております。（「よろしく願います」の声あり）

**議長** ほかにございませんか。

**5番** では、私からは44ページ、45ページ。9款1項消防費の中の防災事業、防災資機材購入費1,450万円ほど減額になっていますけれども、総務文教の中では、所管事務調査では全部購入したという、テント等含めて購入しているというお話がありましたけれども、この減額になった理由をお聞かせください。

**住民税務課長** ご質問ありました防災費の防災資機材購入事業でありますけれども、当初国に申請したものは5,000万円当初予算も5,000万円つけてございました。その査定の中で、大型モニターというものが事務用品に当たるだろうということで、査定で落とされておまして、それを除いた金額の内示額が3,912万円となってございます。その予算の中で執行したのが3,538万6,000円となってございまして、5,000万円から3,538万円を引いた部分が今回の減額補正というふうにご理解いただければいいかと思います。

**5番** そうしますと、当初予定していたものが該当しないと国のほうから言われて減額になったという認識なんだと思います。それでよろしいのでしょうか。

**住民税務課長** はい。国の審査においてその部分がならなかったという認識でよろしいです。

**議長** ほかにございませんか。

**6番** 総務文教で春以来3回にわたってこの防災資機材の購入等について所管事務調査をしてきたわけですがけれども、第1回目が7月に実施しているわけですがけれども、その段階でこのモニター部分については外れておったというふうなことでいいのでしょうか。もし、最初入ってるのであれば、2回、3回の所管事務調査の中でそういうような変更等についてのこの話があってもしかるべきではなかったかなというふうに思うものですから、7月時点での状況はどうだったのかお聞きしたいと思います。

**住民税務課長** ただいまご質問ありました7月時点ということですがけれども、私の説明が非常に足りなくて誤解を生んだ部分あるかと思いますがけれども、7月の時点で国の審査からは外れていたということがございます。（「分かりました」の声あり）

**議長** ほかにございませんか。

**2番** ページが36ページ、37ページになります。6-1-6ですね。農地費であります。

37ページの4番農業水路等長寿命化防災事業でありますけれども、この測量とか設計のまづは説明というか、説明のほうで松山と幅ということでしたけれども、この内容をまずお聞かせください。

**地域整備課長** 農業水路等長寿命化防災・減災事業の測量設計業務につきましては、松山堰の下流地区ということで、位置としましては松山の圃場、堀内から実栗屋に下りていく高台のところの圃場になるんですけれども、その下流部分につきましては、水路改修になります。幅堰につきましては、幅堰の水路に山腹水が流入するというので、その流入部分で土砂堆積が非常に発生するところがありまして、それにつきまして改修をするというような事業内容になっております。いずれの地区も、当初、最初は令和8年度からの施行で計画していたところなんですけれども、国のほうで前倒しで令和7年度への前倒しということで予算化しているところであります。

以上です。

**2番** 幅のほうは分かりましたけれども、松山地区ですけれども、結構長い水路の距離だと思いますけれども、水路の幅ですね、上流から河口側に来る幅的なものが、何か下に来ると狭くなるってようなことあるようなんですけれども、やはりどンドン水を吐いて狭くするのはいいんですけれども、やはり雨とかそういうときに下のほうがあふれてくるというようなことがありましたので、そういうふうな改善点も含めての工事内容なんでしょうか。

**地域整備課長** 今回、松山堰の改修につきましては、最下流、実栗屋のほうに流れて、沢のほうに、パスカル工業の脇のほうを流れている沢、最上川に合流するんですけれども、そこまで行く水路については、今回狭いんですけれども今回の工事には入っておりません。今回は松山開田のブナの実塾辺りを流れている部分で、ちょうど断面が非常に狭くて水路勾配も緩いような箇所についての改修になります。

以上です。

**2番** ぜひとも今後ですけれども、やはり下流のほうの水路の狭さというのが、多分その地域地区だけではなくていろんな地区でもなると思いますけれども、そういうことも考慮しながら、やっぱり豪雨災害とかも含めた時の水路の幅的なものを考えていただきたいのでよろしくをお願いします。

**議長** 答弁ありますか。いいですか。

**町長** 土地改良事業の長期計画というふうなところで、山形県内の首長さんを代表して東北農政局のほうで長期計画に対する考え方等々を述べる機会を与えられましたので、その際も現在農業用水路が持っている機能というふうな中で、従来の危険性というふうなところを、従来

は危険性を加味してないというところがあったんですが、やはり平成30年の舟形町における災害等、令和6年の災害等についても、どうしても農業用水路が山腹排水を受けてしまって下流が被害を受けるというふうなところもありますので、今2番議員さんがおっしゃられた下流の断面等についての設計の基準の見直し等々についても、私のほうから提案を申し上げたところでございます。

**議長** ほかにございませんか。

**7番** それでは、34ページの4款2項1目の清掃総務費、35ページの清掃事業の死傷動物処理運搬業務委託料23万1,000円。この内容について質問いたします。

**住民税務課長** こちらにつきましては、当初予算で県道、町道に死んでいるタヌキや猫の動物の処理をして、鮭川まで持っていき、運搬する部分についての委託をしたところなんです。そちらの金額、当初27匹程度で見ていたんですけども、今年度今のところ43匹の死傷があったということで、少し増額させていただいているところです。

以上です。

**7番** それで、この43匹の町道の中で死んでいるものの運搬なんだろうけれども、これはある程度の規定なり、何ていうんですか、要綱なりそういったものに基づいて、要するに町民が苦情来れば持っていきますよというだけの話の中じゃなくてこの事業を行っているのか、そのところのちょっと確認をさせてもらいたいと思います。

**住民税務課長** 町のほうとしましては、本当に小さなものについては大変気の毒なんですけれども小鳥なんか死んでいるものについては回収は行わずに、タヌキ、猫が基本なんですけれども、ハクビシンなど、そういったものなども亡くなっていて住民から通報した場合には一応回収するというようなことをしております。大きさ何センチメートル以上とかなんとかという基準は特に設けていないところでした。

**7番** まず、つまり規定なり要綱なりはなくて、町民の苦情が来ればそれにはきちんと対応しますというふうに言ってるように聞こえるんですけども、今後なんですけれども、やっぱり熊との衝突とかイノシシの車との衝突とか、そういったことも考えられるような世の中になってきたと思うんです。その中で、ただ苦情が来たから処理しますよというだけの話ではなくて、ある程度規定なり何か要件なりをきちんと決めてやらないと、何ていうんですかね、非常にどこまでやっていけるんだというような感じになりかねないのかなというような気もするものですから、そういった考え、今後要綱なり規定なりきちんとつくる気があるのか、ちょっとそこら辺のところ気になったものですから質問いたします。

**町長** 基本的には道路管理者としての責務というのがございまして、それについては道路管理者で良好な状態に通行に支障のないようにとかなければいけないというところがありますので、通常であれば、町道については町というふうなところになるんですが、県道も町の管轄

の中でいくと、県道に死んでいる場合についても町で片づけなければならないという協定等がございまして、ただ、国道については国のほうでやっていただきますので、そういうところでございますので、我々が規定を決めるというところではなくて、道路上にそういった動物等が死んでる場合については、うちのほうでいうと衛生のほうで片づけていると。それ以外の通行に支障あるものが落ちていた場合については地域整備課のほうでそれを管理するというふうなことでございまして、その要綱を定めるというふうなことにはならないというふうに思っております。

**議長** 佐藤議員の本件に関する質疑は既に3回になりましたが、標準会議規則第55条のただし書の規定によって、特に発言を許可します。

**7番** 3問で終わる予定だったんですけども、課長の答弁で、鮭川にこの動物を持っていくというふうな答弁がありましたけれども、それは鳥獣保護管理法なんですかね。そこの鮭川に持っていくっていうのはどこなのか、その確認だけさせてもらいたいと思います。

**住民税務課長** こちらの死傷動物につきましては、カモシカなんかもそうなんですけれども、鮭川で焼却処分をするということで鮭川のほうに搬出しているところです。

**議長** ほかにございませんか。

**9番** 26、27ページになります。防犯対策費、特殊詐欺防止機能付電話機等購入費補助金、これ70万円ほど減額になっておりますけれども、何台購入あったんでしょうか。

**住民税務課長** ご質問ありました防犯対策費の電話機購入事業ですけれども、今年度2月末現在で7台となっております。令和6年度には26件、令和5年度には39件ということで推移してはいたけれども、需要が落ち着いているのかなというふうに感じているところです。

**9番** 防災対策上、非常に重要な補助金になるのかなというふうに思いますけれども、この補助金というのは今年度限りでもう終わりというふうな補助金になるわけですか。

**住民税務課長** こちらの補助金につきましては、毎年度延ばしている補助金になりますけれども、来年度以降もこの事業についても続けていきたいなど。ただ、ほかの防犯対策事業なども含めた8年度予算として予定はしているところです。

**9番** 防犯対策事業というのは出てくるのかなと思いますけれども、この電話機の購入に限った事業というのは今年度で終わりというふうな理解でよろしいですか。

**住民税務課長** すみません、説明が足りずに。この電話機の購入事業も含めた事業を来年度も予定しておりますので、電話機の購入事業は来年度もあるというふうに捉えていただいて結構です。

**議長** ほかにございませんか。

**5番** 34ページ、35ページ。4款2項の右側真ん中の定住自立圏食品トレー中間処理事業負担金2万9,000円と金額は少ないんですけども、この事業の内容をお聞かせください。

**住民税務課長** こちらの定住自立圏食品トレー中間処理事業ですけれども、事業の内容としましては、現在8市町村で食品トレーの回収をしてリサイクルしましょうという大きなものがございまして、舟形町におきましては、町内5か所の集積場にいろんなトレーを持ってきていただいたものを回収して、新庄の作業所に持っていきまして分別して、それを今度また新たなトレーにしていくというのを8市町村で分担金を出し合いながら処理の費用を賄っているといったもので、令和7年度については委託料のほうが少し膨らんだので、追加で分担金を頂きたいということがありましての補正でございます。

**5番** そうしますと、リサイクルをするという食品トレーをまたリサイクルしてまた使えるようなものにする事業だという認識でよろしいでしょうか。

**住民税務課長** そのとおりでございます。

**議長** ほかにございませんか。

**6番** ページが20ページ、そして21ページ。歳入です。18-1-5 商工費寄附金、今回20万円というふうな金額があります。この寄附してくれた方の商工費寄附金、この思いと、今後町はどういうふうにしてこの寄附金を活用していくのかお聞きしたいと思います。

**総務課長** 今回の20万円の寄附金ですけれども、かねてから交流のございます港区の方からの寄附ということであります。町との交流のつながりの中でのということもありますので、一応交流事業のほうに充てて使っていきたいというふうに町のほうでは考えております。今回、金額的には個人ということ、こういった金額ですので有効に使わせていただきたいというところでございます。

**6番** 内容等は分かりましたが、今回、この商工費寄附金というふうな項目にしたという、もう少し理由。別にここに当てはまらなくてもよかったというような気もするものですから、あえてここにこだわった理由、もう少し教えていただきたいと思います。

**総務課長** 都市交流事業のほうに充当して使わせていただくということのために商工の部分への寄附金ということで分類させていただいております。

**議長** ほかにございませんか。

**1番** 38、39ページ。7款1項商工振興費の企業誘致対策事業の補助金でございますが、3,000万円今回減額ということになっておりますけれども、今年度どのような活動といたしますか、企業訪問なりそういうものをなされたのか、その辺伺いたいというふうに思います。

**ふるさと応援推進室長** ただいまのご質問の件ですけれども、企業訪問とかそういったものについては、昨年度そういった相談というか、ございませんでしたので行っていない状況でございます。

**議長** いいですか。ほかにございませんか。違うものですか。

**1番** それでは、44ページ、45ページの10款1項の教育の事務局費の中の放課後わかあゆ塾実施

委託料の事業の内容と減額の理由についてお願いしたいと思います。

**教育課長** ただいまの放課後わかあゆ塾実施委託料の事業の内容について申し上げます。

こちらは、町のほうで平成28年度から行っています公営塾に係る委託料でございまして、今年度についてはオンラインによる公営塾を開催いたしております。昨年度の事業を検証しまして、今年度リクルートスタサブというふうなオンラインの学習塾を選択をして、そちらの公営塾を開催したところでは、昨年度と価格的にかなり安価に抑えられたこともございますので、それから併せて今年度初めて国内留学というふうなことで、ハローワールドのほうにお願いをしまして、小学6年生から中学生を対象にして、まちなか留学を開催をしたところでございます。参加者については、まちなか留学のほうは17名というふうなところで、実績による減額というふうな内容となっております。

以上です。

**1番** オンラインの学習については何名ぐらい対象になっているのでしょうか。

**教育課長** オンラインの学習塾の人数なんですけれども、こちらについては小学5年生、6年生、そして中学生生徒全員をこちらのオンライン学習塾の対象ということで、全員が受けられるような体制を取ったところでございます。

以上です。

**議長** ほかにございせんか。

**3番** 40、41ページの8-2-2道路新設改良費です。右側のページの3番の生活道路整備補助事業ということで、この事業は大分続いた事業だと思いますけれども、150万円今年度は今のところは使われていないというふうな金額ですけれども、これに関して相談等々はあったのかお聞きしたいと思います。

**地域強靱化対策室長** そのご質問については、相談のほうはありませんでした。

以上です。

**3番** それでは、この事業始まってからの実績ですね。それもお聞きしたいと思います。

**地域強靱化対策室長** ただいま手元のほうにございせんので、ちょっと後のほうで報告させていただきます。

**議長** 3番議員、よろしいですか。（「はい」の声あり）ほかにございせんか。

**6番** ページが24、25。2-1-6、25ページのほうに行きまして、住民主体の地域づくり支援事業で、その下、企業人材派遣事業負担金590万円の減というふうなことですけれども、これどういうふうなことで、どういうふうな事業内容で、なぜ減額になったのかお聞きしたいと思います。

**まちづくり課長** こちらの企業人材派遣事業負担金につきましては、当町における地域づくりアドバイザー的なものをしていただける人材が欲しいという観点からつけた予算でござい

す。総務省のホームページがありますので、そちらのほうに募集を行って、問合せが6件ほどありました。そして、こちらのやはり考え方、地域づくりに対する考え方とマッチングをそれぞれ行ったところ、なかなかマッチングできる相手方がおりませんでした。無理に合わないという状況の中で、無理にちょっと町に入れなくてもいいんじゃないかという判断から、このための減額とした経緯であります。

**6番** 内容等は分かりましたが、令和8年度以降についてはどういうふうな、引き続きこの舟形町に合致するような人を探して、そういう人を置いていくというふうなことなのかお聞きしたいと思います。

**まちづくり課長** 今年度6件の問合せで、なかなかそのマッチングというのは難しいというふうに感じました。なぜかといいますと、申し込まれてくる方は、やはり独自の地域づくりの観点が当然お持ちであります。ただ、いろんな実績をお持ちの方もいるんですが、その実績をそのまま舟形町にちょっとそのまま投入するということは考えてなくて、その実績を舟形町の中にどうやって生かしていけるかといった観点から、ちょっとなかなかマッチングがなかなかあったということがあったものですから、一応来年度につきましてはこの予算は計上しておりません。実際適材な方がいた場合に補正等で計上したいなというふうに考えております。

**議長** ほかにございませんか。

**5番** 40ページ、41ページ。7款1項の右の段で行くと、都市と農村交流事業94万円ほど減額になっておりますけれども、減額の要因と事業内容についてお聞かせください。

**ふるさと応援推進室長** こちらのほうは、都市交流実行委員会という実行委員会のほうに補助金を出しまして、そちらのほうで都市交流事業のほうに旅費だったりそういったものに活用していただくというようなところでございます。様々な交流事業参加していただいているわけですけれども、令和7年度につきましては、県の総合支庁と宮城県の北部地域地方振興事務所、それから、秋田県雄勝地区振興局というところが事務局を持っている東北のへそ祭りであるんですけれども、そちらのほうで事務局の都合により、まず中止になったというところ。それから、こちらの会員さんのほうでちょっとその日行けないというようなところがある会員の都合によって、港区の白金の丘学園交流事業というものと、あと、梅夢フェスタという世田谷区で行われるもの、そちらのほうについてはちょっと参加できないという状況になりまして、今回、その分減額させていただいたという状況でございます。

**5番** そうしますと、これは町ができなくてではなくて、そういう組織が機能しなかったっていう、今年度もそれにはまた取り組んでいくという考えでよろしいでしょうか。

**ふるさと応援推進室長** 今年度につきましてはほぼ完了というふうなところということで認識しております。

令和8年度取り組んでいかれるのかというところかと思っておりますけれども、令和8年度につき

まして都市交流実行委員会のほうで様々な活動を行っていただきたいというふうに考えております。

**議長** ほかにございませんか。

**9番** 46、47ページになります。47ページの児童交流学習事業、これ秋季交流学習交通費交付金、これが当初予算で208万円ほどになっております。今回60万円ほど減額。パーセントにして28%ぐらい減額になっておりますけれども、減額になった要因をお聞きしたいと思います。

**教育課長** ただいまの児童交流学習事業費の秋季交流学習交通費等交付金の減額理由についてですけれども、実績による減額になるんですけれども、実績から申し上げますと、こちらは児童交流、まずは秋季交流ですが、そちらに小学生児童5年生の児童に行く交通費等に対する補助と、それからPTAの保護者の方が引率する分に補助をしているというふうな補助金でございまして。当初、保護者、PTAの方ちょっと多めに積算をしていたんですけれども、実績としてはPTAについては9名の引率というふうなところで、その分が補助額にして減額になったというふうな理由でございまして。

以上です。

**9番** そうしますと、児童の参加が減ったと、こういうふうなことではないというようなことでよろしいんですね。

**教育課長** 議員おっしゃるとおり児童については人数が大体分かっていたので、児童が減ったというふうな理由ではございません。

以上です。

**議長** ほかにございませんか。ありませんか。

(「なし」の声あり)

**議長** 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**議長** 討論なしと認めます。

これより議案第2号を採決いたします。議案第2号を原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

**議長** 起立多数です。よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第4 議案第3号 令和7年度舟形町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算(第2号)について

**議長** 日程第4 議案第3号 令和7年度舟形町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算(第2

号) についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

**総務課財政係長** (朗読、説明省略)

**議長** これより質疑に入ります。質疑はございませんか。ありませんか。

(「なし」の声あり)

**議長** 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありますか。

(「なし」の声あり)

**議長** 討論なしと認めます。

これより議案第3号を採決いたします。議案第3号を原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

**議長** 起立多数です。よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

---

**日程第5 議案第4号 令和7年度舟形町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第2号)について**

**議長** 日程第5 議案第4号 令和7年度舟形町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第2号) についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

**総務課財政係長** (朗読、説明省略)

**議長** これより質疑に入ります。質疑はございませんか。ありませんか。

(「なし」の声あり)

**議長** 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありますか。

(「なし」の声あり)

**議長** 討論なしと認めます。

これより議案第4号を採決いたします。議案第4号を原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

**議長** 起立多数です。よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

---

**日程第6 議案第5号 令和7年度舟形町介護保険特別会計事業勘定補正予算(第3号)について**

**議長** 日程第6 議案第5号 令和7年度舟形町介護保険特別会計事業勘定補正予算（第3号）  
についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

**総務課財政係長**（朗読、説明省略）

**議長** これより質疑に入ります。質疑はございませんか。ありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長** 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

**議長** 討論なしと認めます。

これより議案第5号を採決いたします。議案第5号を原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

**議長** 起立多数です。よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

ここで、午後1時まで休憩といたします。

午前11時52分 休憩

---

午後 1時00分 再開

**議長** 休憩前に復し会議を再開いたします。

午前中の3番議員の質問に対して答弁ありますので、お受けしたいと思います。

**地域強靱化対策室長** 先ほどのご質問にお答えします。

生活道路の整備費補助金の内容につきまして、各年度ごとの地区と、あと件数の実績のほうを報告させていただきたいと思います。

平成28年度です。野地区の2件、西又1件、松橋1件、合計で4件。平成29年度の、野地区1件、こちらは1件のみとなります。平成30年度、紫山1件、新堀1件、合計で2件であります。令和元年度、大平地区1件、木友地区1件、野地区2件、合計で4件です。令和2年度から令和4年度までの実績はございません。令和5年度になります。西又1件で、事業開始の28年度から全体で12件の実績となっております。

以上です。

**議長** 以上で報告を終わります。

---

**日程第7 議案第6号 令和7年度舟形町下水道事業会計補正予算（第4号）について**

**議長** 日程第7 議案第6号 令和7年度舟形町下水道事業会計補正予算（第4号）についてを

議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

**総務課財政係長**（朗読、説明省略）

**議長** これより質疑に入ります。質疑はございませんか。ありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長** 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

**議長** 討論なしと認めます。

これより議案第6号を採決いたします。議案第6号を原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

**議長** 起立多数です。よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第8 議案第7号 舟形町子どもまんなか条例の設定について

**議長** 日程第8 議案第7号 舟形町子どもまんなか条例の設定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

**教育課長**（朗読、説明省略）

**議長** これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

**1番** それでは私のほうから。少子化の中で、町の宝である子供を町全体で守り育てていくという条例であります。大変すばらしいと思いますが、この条例案をまとめるまで、町民あるいは関係機関とどのような協議がなされてこの原案を作成されたか、その点伺いたいと思います。

**教育長** ご質問ありがとうございます。

この策定の過程においては、町民の皆様から広くご意見をいただくという場はございませんでした。この趣旨を分かっていたきたいという思いが先にあったからでございます。ただ、教育委員の皆さん、また、PTAの皆さん、様々学校関係者、例えば校長、教頭等の意見を参考にしながら、長い期間をかけて少しずつ案を練ってきた次第でございます。

**1番** 分かりました。第7条に町民の役割ということで、第3項に積極的に地域活動に参加させるというような文言があります。それは分かりましたが、そのほかにそれぞれの役割があるわけですけれども、その辺については今後組織とかをつくってこれを進めていこうとしているのか、その点はどのように考えているかお尋ねしたい。

**教育長** 質問ありがとうございます。

それぞれの立場から子供たちへの関わり方をこの条文にはまとめておりますが、改めてそのための新たな組織、新たな団体等を構築するということは考えておりません。これまでもう既にあるような様々な関係機関をフルにその役割、機能を生かしながら、子供たちの関わりを強くしていきたいと考えているところでございます。

**1番** 分かりました。

ちょっと教育長にお聞きしますけれども、本条例は県内初というようなことで、浅井教育長の肝煎りの条例ということで評価したいというふうに思います。

浅井教育長は、今月で約1年教育長として在職されるわけですけれども、在職されまして舟形町の教育の現状と課題等についての所感とございますか、思い、その辺1年を振り返って感想などをお聞きすればありがたいと思うんですが、お願いします。

**議長** すみません。条例の内容ではなくて、教育長の個人的な見解だとちょっとこの議案から離れているかと思えますけれども……（「条例と関連した教育長の思いをお伺いしたいんですけども」の声あり）では、条例を制定するに当たっての教育長の思い、お願いします。

**教育長** この条例の策定に当たって、教育委員会の中で考え、また、みんなで考えて議論したことをお伝えいたしたいと思います。

まず、この4月来の公務の中で感じてきた学校、また、子供たちの様子でございますが、非常に学校も子供たちも落ち着いて学校で生活をしております。この状況は私も様々な市町村を回ったり学校に勤めながら、間違いなく今最上地区の中では他に誇れる状況があります。それを支えていただいている特に町民の皆さんの心強さを強く感じてまいりました。その温かさとか、あとは熱心さでございます。これは、例えばそれをまたさらにくるんで、町が掲げる日本一の給食など、町の宝を守り育てていこうという様々な施策や取組が展開されております。そして、いい状況にあるな、これは間違いのないなと感じてきました。

その象徴とございますか表れは、私自身が非常に感じているのは、他地区ではもう既に消えつつあるようなこと、例えば通学合宿をやっているのは舟形町だけです。あとはスキーのメッカである国体選手を輩出しているような市町村からもクロスカントリースキーが消えつつあります。その中で、全中スキーに出場するような選手も育ててきているんです。そういうことは、多分舟形町が間違いなくよさをたくさん抱えているんだろうなというふうに考えています。ただ、このこども条例をつくることによって、そういう学校、家庭、地域、そして町全体のよさをこのまま継続させていきたいなと考えております。

こうした中で、学校に長く勤めてきた者として感じているのは、学校教育の役割とか責任の重さでございます。もっともっと学校の中で質の高い教育を実現しなければなと感じております。今お話ししたような町の状況を踏まえて、舟形町にしかできないような教育とか、舟形町にしかできないような学校づくりを具現化していけるんじゃないかなというふうに期待

していたところでございます。例えば例を挙げれば、何よりも授業の中で子供たちがもっともっと目を輝かせて学習参加できるような学校でありたい。また、子供だけでなく大人の皆さんも、町民の皆さんが学校に足を運んで、子供たちと一緒に学べる勉強できるような学校であればいいなと強く願っているところです。

そうした中で、このまんなか条例をこの契機にしていければありがたいなと感じているところでございます。あわせて、このたび第一次舟形町教育振興計画というものも教育委員会で策定しております。この中身もぜひご覧いただきながら、これから町として目指していく教育の方向性とか実現のための手だてを記してありますので、ぜひ皆さんの力で具体化していただけたらありがたいと考えているところでございます。

以上です。

**議長** ほかに質問、質疑ありませんか。

**3番** 今説明あった内容ですけれども、全協でも一部説明してもらったんですけれども、対象の子供18歳未満ということで、舟形町に何人いるのか、ちょっと町のホームページから拾ってみたんですけれども、町のホームページに載っているのは19歳までの区切りで人数出てあったんですけれども、19歳までだと577人。これは今年の1月1日現在の数値ですけれども、今回対象の18歳未満の方だと何人になるのかお聞きしたいと思います。

**教育課長** ただいまご質問の18歳未満の子供の数ですけれども、大変申し訳ございませんが、今手持ち資料がございませんで、ちょっと分からない状況でございます。すみません。

**3番** では、また後でお願いしたいと思います。

全協の中でも説明あったんですけれども、この条例、県内初っというふうなところで認識しましたけれども、他の自治体ですけれども、同じような条例を持っている自治体あるのかお聞きしたいと思います。

**教育課長** ただいまの質問の、他の自治体の条例の制定状況でよろしいでしょうか。

この条例については、2001年に国内で初めて神奈川県の川崎市で制定されております。2026年の今年1月現在の状況を申し上げますと、都道府県を含み全国で93自治体で制定されているというふうな状況でございます。

なお、近隣の東北地方については、岩手県の遠野市、それから宮城県の石巻市、青森県の青森市、そしてむつ市の東北地方では4自治体のみと。ですので、舟形町でこの条例が制定されれば、東北地方では5番目の制定というふうな状況になります。

以上でございます。

**3番** こういうふうな条例、今提案あったんですけれども、大人も当然ですけれども、子供たちにもぜひこういうふうな条例が町にできたというふうなところで、ぜひ説明をしていただきたいと思います。

答弁は必要ありません。

**議長** ほかに質疑ございませんか。

**2番** この条例は大変すばらしいなと思います。あとは、子供の自分らしく生きる権利ということでもありますけれども、やはりまず舟形学区がまず4学区あったところで、やっぱりいろいろ地域性というのが、いまだにと言うのはおかしいですけれども、やっぱり長沢地区とか堀内地区とかっていうのはやっぱり行事とかも全然違ってきて、やっぱり子供の参加するものも違ってきます。長沢でいえば子ども遊々塾、それで今回、浅井教育長が言った通学合宿も今期初めて長沢から始めて、舟形で初めてしたということで、これはどんどん普及していけばいいなと思ってますけれども、やはりその地域差的なものがあるって、やはり子供の環境下にある中とない中とある中で、やっぱりどうしてもどこかでやっていたら、やっぱりしたいなという気持ちもあると思います。そういうこともこういう権利の条例的なものに加えてすれば、やっぱり地域全体4学区協働し合って何かをしていくとかなっていかばいいかなと思っております。

まず一つは、自分らしく生きる権利とありのままの自分や個性が尊重されるとありますけれども、これは多分、学校の校則とかそういう部分も絡まってくると思いますので、どこまでの権利が子供にあって、やっぱり子供の自由さとか、そういうのがどこまで尊重されるかは、教育関係者と話して進めていくと思いますけれども、やはりこの交通機関的なものの中で、やっぱり公共交通のあるところとないところもあって、あと、子供の移動的なものがなかなか自由にできないと。あとは、子供でどこかに行ってはいけないとかいろいろあると思いますけれども、そういうことも今後、自由さがそこで生まれて来るのか、例えば1人で電車に乗っちゃいけないとか、多分あると思うんですよ。ただ、都会辺りに行けば子供はもう全部電車とか乗ったりしているんですけども、なかなか舟形の子供はやっぱり中学校ぐらいまで意外と制限されてますんで、そういう何かの子供の権利とか尊重できるようなものになっていければいいのかなと思いますけれども、やはり安全性とかいろいろあると思いますけれども、そういう部分も中にあるのか、検討していくのかお伺いします。

**教育長** ご質問ありがとうございます。

今、冒頭議員さんがおっしゃった地区の特性とか云々というのは、私、この第4条の(1)の「あらゆる差別や偏見」という言葉がございますが、それに通じるように、決してやっぱり地域性で差別されたりするようなことはやっぱりあってはいけないと強く感じております。このあたりはこれから育っていく子供たちにとっては最も大事なことで、我々大人自身が地域の壁を乗り越えて、みんなで手を携えてまちづくりを進めていくというようなことが求められるのではないかなと感じております。

あと、2つ目の自由な交通公共機関の利用ということでございますが、この点については今

議員さんがおっしゃったとおり、片や子供たちが行きたいところに行けるという権利と、あとは安全を担保されるという権利との瀬戸際にあると思います。そのあたりは何もかもこの条例があるから、子供たちの意思のありのままに思いのままに好き勝手なことをしていいという条例ではございません。やっぱり子供たちの安全と情操の成長とか、様々な角度から我々大人と一緒に子供たちがよく育つ環境をつくっていきましょうというメッセージだと捉えていただければ幸いです。

ただ、今まで以上に子供たちの思いを大事にするという点は外せないと考えております。勝手に大人が決めてこうだからこうだというのではなくて、一緒に子供と考える。これは学校だけでなく、親御さんも地域の皆さんも、そういうスタンスでぜひ子供に関わってほしいということは強くこちらからお伝えしていきたいと考えていたところでございます。

**2番** やはり子供だけの目線ではなくて、やはり大人の姿勢も大事なのかと思います。例えば雪国で雪、楽でないとかってというのは子供に伝えても、やはりそれって子供が経験しているものではなくて大人が感じていることだけなので、やはりそういうことを何か住みにくいやとか、そういう言葉自体はやっぱり大人も気をつけていかないと、やっぱりここで暮らしてる楽しさとか、そういう部分をやっぱり子供に伝えて、やっぱり少しでも子供が残っていけるような環境になればいいのかなと思ってます。

今後ともよろしくお願いします。

**議長** ほかに質疑ございませんか。

**8番** 今の2番議員の質問とも関連するんですけども、やっぱりこの条例、背景は子供たちの権利といいますか、それを育てながら町全体で育てていこうということで、本当にすばらしい条例だと思います。

1点気になるところがあるんですけども、4条の自分らしく生きる権利というのがありますね。4条(2)の自分らしく生きる権利の中で、このアに「ありのままの自分や個性が尊重されること」というふうな条文があります。やっぱり幾らこのありのままの個性といいますが、ある程度この社会秩序の中でやっぱり暮らしていく上でのそういう制限があるんじゃないかというふうに私は思うわけですけども、その辺これを制定する上で、こういう検討というのがあったのかどうか、ちょっとお聞きしたいと思います。

**教育長** ご指摘いただきました第4条(2)のアの部分につきましては、このままやっぱり今議員さんが感じておられるように、全て受け入れられるのかという見方になってしまうかもしれませんが、実はこの文言はこの条例のみならず、全ての他の自治体に多分同じようなものがございます。というのは、国際条約で定められている子供の権利条約の中に、ありのままの自分というものが非常にクローズアップされています。やはりこれまでの我々が教育を受けてきた時代と違って、一人一人の個性が認められなければ自己実現はないんだという根底

基点に立った考え方が大きく流れているのは感じて取っているところでございます。

ただ、だからといって子供たちが何でも認められるということではなくて、今議員さんがおっしゃったような社会秩序ももちろん大事であります。ただ、その社会秩序がなぜ必要なのかというところまで立ち入って子供と一緒に考えられる学校でありたいというふうには考えているところでございます。一方的に学校の校則なども、今はもう全国的に先生が決めたからこれを守れっていう方策は壊滅していますね。生徒と一緒に本気になって深く考えていく、それが表面的なものではなくて、しっかりとやっぱり社会秩序まで考えられるような子供たちを育てていくという気構えが必要なんだろうなと感じているところでございます。

**8番** 今、教育長の答弁でなるほどなどは思ったんですけども、やっぱりそのままの自分が、これが私の個性ですよというものを伸ばしていくというのは、それがいい方向に伸ばすのであれば結構なんですけれども、やっぱり是正する、改めるべき部分があれば、それはやっぱり教育の中で改めというか、教えていかなければならない部分もあるのかなというふうに思うわけです。その辺やっぱり誤解を与えないようにっていうか、間違いがないようぜひ指導を今後お願いしたいというふうに思います。

以上です。

**議長** ほかに質疑ございませんか。ありませんか。

(「なし」の声あり)

**議長** 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**議長** 討論なしと認めます。

これより議案第7号を採決いたします。議案第7号を原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

**議長** 起立多数です。よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

---

## 日程第9 議案第8号 舟形町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の設定について

**議長** 日程第9 議案第8号 舟形町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の設定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

**健康福祉課長** (朗読、説明省略)

**議長** これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

1番 対象者が生後6か月～3歳未満児ということなのですが、全ての子供たちになっています。月10時間という時間の設定の仕方、短くはないんですか。

健康福祉課長 これにつきましては、児童福祉法という国の法律で決められておるものでございますので、全国の市町村全てにおいてこの10時間という規定の中でこども誰でも通園制度という制度を運用するという決まりになっておりますので、これを延ばすとかはできません。ただし、当町では一時預かり制度というものを導入しておりますので、これで足りない部分とかであれば一時預かり制度を使って増やすということは可能かと思えます。

1番 では、一時預かり制度について、ちょっと内容をお願いします。

健康福祉課長 一時保育につきましては、一時預かり制度につきましては、保護者の病気、災害事故、あとは冠婚葬祭等の社会的理由、育児に伴う心理的・肉体的負担を解消する場合に応じて保育所を利用することができるというものでございまして、日額についてはゼロ歳児で3,000円、1歳、2歳児で2,000円、3、4、5歳児で1,500円というふうに決められておるところです。

1番 期間というか、日数はないんですか。

健康福祉課長 日数の制限は特にございません。

議長 ほかに質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

これより議案第8号を採決いたします。議案第8号を原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

議長 起立多数です。よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

---

## 日程第10 議案第9号 舟形町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議長 日程第10 議案第9号 舟形町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長 (朗読、説明省略)

議長 これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

**議長** 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**議長** 討論なしと認めます。

これより議案第9号を採決いたします。議案第9号を原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

**議長** 起立多数です。よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

---

## 日程第11 議案第10号 舟形町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

**議長** 日程第11 議案第10号 舟形町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

**総務課長** (朗読、説明省略)

**議長** これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

**7番** 昨今の社会情勢を考えると、幾らか補償をあげるのはやむを得ないと思うんですけども、あまりにもこの予算の範囲内で町長が定める額が、あまりにも漠然とした金額じゃないですけども、金額が決まっていなだけで幾らでも決めようがあるっていうような額になる可能性もあるというところで、これをどういうふうに考えているのか、町長の考えをまず聞きたいというふうに思います。

**農業振興課長兼農業委員会事務局長** ただいまの質問にお答えします。

全員協議会の際にもご説明申し上げましたが、国から来る交付されるお金というか、補助金が、こちら上乘せ報酬に係る分については単価表が定められておりまして、その単価表で交付されたものを原資に上乘せ報酬を支払うものでございまして、そちらのほうで単価が決まっておりますので、上限がないような形にはなってはございません。

**町長** ということでございますので、私が勝手に予算をいっぱいつけて交付するというふうなことではなくて、最適化交付金が支給されてきます。その予算の範囲内で支給するものでありますので、これは各市町村とも同じようなことではございますので、ご理解いただければというふうに思います。

**7番** 全協のときから思ってるんですけども、ですので内容の表現が、条例の表現がそういう決まっているものがあるのであれば、そこの表現でいいんだと思うんです。町長のこの定め

る額というふうにしなくて、そういったところからの金額によるっていうふうな表現にできないものなのかなのかどうなのかっていうところがまず疑問と思える内容になっているので、そこを町長の定める額にしなければならない理由、これ分かれば答弁お願いします。

**農業振興課長兼農業委員会事務局長** こちらの表現の仕方なんですけど、新庄最上管内の定めている状況をいろいろ参考にしましてこのように設定したんですけども、国から来る補助金というものは、農業委員会全体の活動量に合わせて単価表で交付されるんですけども、その金額について14人対象者がおりますけれども、14で割って均等に割って交付するというふうな形になっておまして、なかなかこちらに表現するのが文字数が多くなってしまうということもございまして、このような表現にほかの市町村もしているというふうな状況と理解してございます。

**7番** 当然この答弁は記録にも残りますし、こういった答弁があったということは今後もあるんですけども、一番はやっぱりこの条文の内容だけで言えば、そういう課長の答弁がそういうものがありますよ、根拠になるものがありますよっていう答弁が残ってあるんですけども、でも、これから決める条例は町長が定める額なんです。つまり、町長は自由に決めてもいいという内容になるんです。なってるんです。課長が言ったその答弁は答弁として記録には今残りましたけれども、これから決める条例は町長が定める額なんです。だから、町長が定める額で報酬はどういった金額で上げてもいいというふうにも捉えられる内容なんです。だからそこが一つ。町長もそんなことないですよっていう答弁がありましたからあれなんですけれども、やっぱりほかの町村がそういうふうにしたからうちもそういうふうにするということではなくて、やはりそういった根拠のあるものがあるんだとすれば、やはり今後はそういったものに乗じて金額を上げる、または下げる、そういうものとして条例として残すべきところではないのかなと私はそういうふうには思っているところです。

**町長** ご指摘はごもっともでございまして、そういうおそれもあるというふうな可能性についてはそのとおりだというふうに思います。

ただ、猫の目農政と言われるというふうな昨今の農業事情といいますか、農政の制度でいくと、ここにございます農地最適化交付金というふうなものの名前についてもまた変わる可能性がございまして。町長が定める額の前には予算の範囲内というふうな言葉がございまして、予算を示した場合については、やはり議会の審査も受けることになりますから、まずは予算の範囲内で町長が定める額でございまして、そのようにご理解をいただければいいかなというふうには思っております。

**議長** ほかに質疑ございませんか。

**1番** それでは、今の国の交付金ですけども、今の段階では来年度の見込みっていうか、そういうのは全然分からないということなんでしょうか。

**農業振興課長兼農業委員会事務局長** 来年度の支給額に関しては、今年度の活動実績によって金額が決まってまいります。まだ集計、また、最後の月も3月分も2月分もまだ頂いていない状況でございますので、まだ決定はしておりません。そのため参考に、もしも7年度から支給していたら1人当たり2万8,800円の支給額になっていたというふうなご説明をさせていただいたところでした。

以上です。

**1番** そうすると、新年度の当初予算では増額分は見えていないというようなことですよ。

**農業振興課長兼農業委員会事務局長** 実績が出ましてから補正を前提に予算要求させていただいているところでございます。

**議長** ほかにございませんか。ありませんか。

(「なし」の声あり)

**議長** 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**議長** 討論なしと認めます。

これより議案第10号を採決いたします。議案第10号を原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

**議長** 起立多数です。よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

---

## 日程第12 議案第11号 舟形町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

**議長** 日程第12 議案第11号 舟形町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

**総務課長** (朗読、説明省略)

**議長** これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

**議長** 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**議長** 討論なしと認めます。

これより議案第11号を採決いたします。議案第11号を原案のとおり決定することに賛成の方

はご起立願います。

(賛成者起立)

**議長** 起立多数です。よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

---

**議長** 本日の日程は全て終了いたしました。

明日は午前10時より再開をいたします。

本日はこれにて散会いたします。

お疲れさまでございました。

午後2時00分 散会

令和8年3月6日（金曜日）

第1回舟形町議会定例会会議録

（第3日目）

令和8年舟形町議会第1回定例会第3日目

令和8年3月6日(金)

---

出席議員(9名)

1番 伊藤 廣好	7番 佐藤 広幸
2番 叶内 昌樹	8番 八  太
3番 荒澤 広光	9番 石山 和春
5番 小国 浩文	10番 斎藤 好彦
6番 奥山 謙三	

---

欠席議員(1名)

4番 伊藤 欽一

---

地方自治法第121条の規定により説明のため議場(会議)に出席した者の職氏名

町 長 森 富 広	新規就農・女性活躍支援室長	岡崎 千恵子
副町長 伊藤 幸一	地域整備課長	伊藤 秀樹
総務課長 兼選挙管理委員会書記長	地域強靱化対策室長	伊藤 英一
デジタルファースト推進室長	会計管理者	相馬 広志
まちづくり課長	総務課財政係長	仲野 健太
ふるさと応援推進室長	教 育 長	浅井 純
住民税務課長	教 育 課 長	森 英利
健康福祉課長	代表監査委員	齊藤 徹
農業振興課長 兼農業委員会事務局長	斎藤 雅博	監査委員事務局長 大場 健一

---

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 大場 健一 事務補助員 大場 正江

---

議事日程

- 日程第 1 議案第12号 舟形町定住促進住宅設置及び管理に関する条例の一部を改正する  
条例の制定について
- 日程第 2 議案第13号 令和6年災公共下水道舟形浄化センター放流渠復旧工事請負契  
約の一部変更について

- 日程第 3 議案第 14 号 町有財産の無償貸付けについて
- 日程第 4 議案第 15 号 舟形町過疎地域持続的発展計画の策定について
- 日程第 5 議案第 16 号 辺地総合整備計画（太折辺地）の策定について
- 日程第 6 議案第 17 号 新庄最上定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定の締結について
- 日程第 7 議案第 33 号 令和 8 年度舟形町一般会計歳入歳出予算について
- 議案第 34 号 令和 8 年度舟形町国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出予算について
- 議案第 35 号 令和 8 年度舟形町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出予算について
- 議案第 36 号 令和 8 年度舟形町介護保険特別会計事業勘定歳入歳出予算について
- 議案第 37 号 令和 8 年度舟形町水道事業会計予算について
- 議案第 38 号 令和 8 年度舟形町下水道事業会計予算について

---

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時01分 再開

**議長** 皆様、おはようございます。

ただいまの出席議員数9名です。定足数に達しております。

ただいまから3日目の定例会を開会いたします。

直ちに会議を開きます。

---

**議長** 昨日の審議の中で、3番議員の質問に対する答弁がございました。

**教育課長** 昨日はお答えすることができず、大変失礼いたしました。こどもまんなか条例の定義にあります対象となる18歳未満の当町の人口についてお答えをいたします。2月28日時点で458人になります。

以上でございます。

**議長** 以上で報告を終わります。

---

**日程第1 議案第12号 舟形町定住促進住宅設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について**

**議長** 日程第1 議案第12号 舟形町定住促進住宅設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

**地域整備課長** (朗読、説明省略)

**議長** これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

**3番** 改めてですけども、この堀内定住促進住宅ですけども、ちょっと場所を再確認したいと思います。お願いします。

**地域整備課長** 元の堀内駐在所になります。

**3番** この場所ですけども、昨年ですか、解体して今は更地の状態ですけども、今後の活用の予定ですけども、どのようになっているかお聞きしたいと思います。

**総務課長** 定住促進住宅から外れまして、今度は普通財産ということになりますので、町の通常の土地と同じように管理していくわけなんですけれども、今後その土地につきまして活用したいという方がいらっしゃれば対応していくわけなんですけど、今の時点でそういったそこを使えないかというような問合せが来ている案件がございますので、それについて適切に対応してまいりたいと思っております。

**3番** ちょっと具体的な内容はお聞きしませんけれども、その相談に来ている方ですけども、具体的なスケジュールを持っている方なのかどうなのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

**総務課長** まだお話を聞きしている段階ですけども、具体的にスケジュールとしていつまで

にどうするというような、具体的な日程のほうはお伺いはしていないんですけれども、そこを活用してこういうふうに使いたいというような中身の相談は受けている状況でございます。

**議長** ほかにございませんか。ありませんか。

(「なし」の声あり)

**議長** 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**議長** 討論なしと認めます。

これより議案第12号を採決いたします。議案第12号を原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

**議長** 起立多数です。よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

---

## 日程第2 議案第13号 令和6年災公共下水道舟形浄化センター放流渠復旧工事請負契約の一部変更について

**議長** 日程第2 議案第13号 令和6年災公共下水道舟形浄化センター放流渠復旧工事請負契約の一部変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

**地域整備課長** (朗読、説明省略)

**議長** これより質疑に入ります。質疑はございませんか。ありませんか。

(「なし」の声あり)

**議長** 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**議長** 討論なしと認めます。

これより議案第13号を採決いたします。議案第13号を原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

**議長** 起立多数です。よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

---

## 日程第3 議案第14号 町有財産の無償貸付けについて

**議長** 日程第3 議案第14号 町有財産の無償貸付けについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

まちづくり課長 （朗読、説明省略）

議長 これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

1番 土地の中で畑が2筆約780平米ほどあるんですが、この畑の活用についてはどのような状況なんでしょうか。

まちづくり課長 こちらの畑の活用については、地元の方と野菜を植えてみたり、あとは花を植えてみたりというふうな活動をしているようです。

議長 ほかにございませんか。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

議長 討論なしと認めます。

これより議案第14号を採決いたします。議案第14号を原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

議長 起立多数です。よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第4 議案第15号 舟形町過疎地域持続的発展計画の策定について

議長 日程第4 議案第15号 舟形町過疎地域持続的発展計画の策定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

まちづくり課長 （朗読、説明省略）

議長 これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

6番 議案書のページ63ページの中で、産業の振興で、農業関係でちょっともう少し具体的な内容を聞きたいなと思ひまして、農業関係で5行目「園芸を取り入れた経営の複合化により経営を安定させる必要」というふうな文言がありますが、この複合というふうなところ、要するに、具体的に米プラスアルファとかそういうことを想定しているのか、はたまた組織的な農業での複合化なのか、個人経営での複合化なのか、この辺について町の考えをお聞きしたいと思ひます。

町長 これは過疎の計画でございますので、ある程度総花的なところでございます。

町のほうとしては、農業の政策的には町単独で作成いたしました農業ビジョンというのがございますので、それらに基づいてもうかる農業とか次世代につなぐ農業とか、そういったところをやっておりますので、内容等については農業振興課長より答弁をさせていただきたい

と思います。

**農業振興課長兼農業委員会事務局長** ただいまの質問にお答えいたします。

園芸を取り入れた複合化ということで、水稻プラス野菜であったり、水稻プラスまた違った園芸作物というふうな意味でございます。それから発展しますと、さらには6次産業化であったり、また、農業関連サービスというふうなこともいろいろ出てくるわけですが、こちらに記載しておりますのは野菜類等を念頭に置いた水稻と野菜類というような形でございます。

**6番** そうしますと、町長の答弁から言うと総花的な意味で表現したのであって、特段町としては力を入れて進めていくというような考えではないというような理解でいいのか。というのは、米農業については非常にこの農業機械等の投資が大きくなっているということを考えていくと、どうしても規模拡大、これをせざるを得ない状況になってくると思うんです。そういったときに、その家その家の労働力、この辺を考えていくと、本当にこの複合というふうなものができるのか、組織的な法人的な農業であれば雇用をして、そして米プラスアルファというようところが可能になってくると思いますけれども、個人経営の中ではなかなか難しくなってきたと。特に、うちの福寿野地域を見ると、もう田は全部貸して、ニラとか専門的な形で畑作農業に特化してきているというような状況下なんです。そういったさなかでこの町が複合化というふうな言葉を出したというところが、これからの農業政策の中で何か疑問に感じたもんだから、この辺について、もう少し町としての視点というか、強力な考え方、この辺についてもう一度答弁をお願いしたいというふうに思います。

**町長** 政策を進めないというのではなくて、これは単に過疎債を受けるときの計画書でございますので、農業政策に関しては先ほども申し上げましたが、農業振興課の中で舟形町の農業をどうしていくかという農業ビジョンというものをつくってあります。そこには米プラス作物が何々であったらこのぐらいもうかるとか、そういう実例を挙げてつくっております。

そういったところで、後継者であったり新規就農の方とかそれらに指導をしているというふうなところでございますので、力を入れていないというところではなくて、この計画は先ほども申し上げましたとおり過疎債を受けるための計画でありますので、その産業の振興の部分のところには事細かに書く必要がないというふうなことでありますので、そういうふうにご理解をいただきたいと。

なお、舟形町の農業に対する施策等については、農業ビジョンのほうでしっかりとらっておりますので、もう少し詳しく農業振興課長より説明をさせていただきたいと思います。

**農業振興課長兼農業委員会事務局長** 先ほど奥山議員のほうからご質問ありました、やはり福寿野地区になりますとやはり大規模化が非常に進んでおりまして、大規模化した水稻農家に関しては園芸と複合というのはなかなか両立するのは難しいことだと考えております。できな

いことはないんですけどもなかなか難しいと。そういった中で、福寿野地区については圃場整備も非常に進んでおりますし、より進んだ形の営農形態があるのかなと思っております。ですので、水稻の大規模化と、あとは園芸特化する方というふうな形でなっておりますので、より進んだ形なんですけど、町全体見回しますとまだそこまでできていない地域が圧倒的に多くて、水稻もそこまで大規模化していないですし、また、水稻は非常に省力化できるものですから、時間が大変余裕が出てきます。そういった中でニラ、ネギとかそういった野菜物を作って所得を上げていくというのが非常に多いパターンでございまして、奥山議員の地元とはちょっと違う形が一般的かなというふうに思いますので、こういった形で記載させていただいているところでございます。

**6番** 町長の言わんとするところも分かりますけれども、現実的な農業を見ると、やはり町として本当にこの複合というようなことに力を入れていいんだらうかと私個人的にも思うものですから、心配で質問したようなところでありますけれども、今後とももうかる農業を進めていただきたいというふうに思います。

**議長** ほかに質疑ございませんか。ありませんか。

(「なし」の声あり)

**議長** 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**議長** 討論なしと認めます。

これより議案第15号を採決いたします。議案第15号を原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

**議長** 起立多数です。よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

---

## 日程第5 議案第16号 辺地総合整備計画(太折辺地)の策定について

**議長** 日程第5 議案第16号 辺地総合整備計画(太折辺地)の策定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

**まちづくり課長** (朗読、説明省略)

**議長** これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

**1番** 辺地の対象地区は町内では大平も入っているのではないかと思ったんですが、そのほか地域の対象地区というのはどこになっているのでしょうか。

**まちづくり課長** 辺地に該当する地区は、当町においては大平と太折の2か所になっております。

1番 そうすると、大平では整備計画がないというような解釈でよろしいのでしょうか。

まちづくり課長 大平にも整備計画はあるんですが、計画期間がまだあるといった状況であります。

議長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

これより議案第16号を採決いたします。議案第16号を原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

議長 起立多数です。よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第6 議案第17号 新庄最上定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定の締結について

議長 日程第6 議案第17号 新庄最上定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

まちづくり課長 (朗読、説明省略)

議長 ここで暫時休憩をします。

午前10時40分 休憩

---

午前10時52分 再開

議長 それでは、休憩前に復し会議を再開いたします。

町長 議案書107ページの議案第17号 新庄最上定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定の締結についての提出月日令和3年3月4日の4という数字が抜けておりました。大変、議案書提出の際については様々チェックをしておるんですが、初歩的なミスというふうなところで大変申し訳ございませんでした。今日中に、昼休みにでもこの議案書の107ページを差し替えさせていただいて、3月4日提出という数字を入れたものと差し替えさせていただきますので、よろしくお願いを申し上げます。

また、今後こういうことのないよう努めてまいります。

議長 お諮りいたします。

ただいま森町長のほうから説明提案ございましたように、後ほど議案書の差し替えということで、この形で進めてよろしいでしょうか。

(「分かりました」の声あり)

**議長** それでは、議案書の差し替えということで、議案の内容についてこの形で説明受けたとおり進めさせていただきます。

それでは、ただいまから質疑に入ります。質疑はございませんか。

**3番** 今説明していただいた議案17号ですけれども、この新庄最上地域自立圏形成というふうな、前回の締結ですけれども、平成27年というふうなところでいいのちよっと確認したいと思えます。

**まちづくり課長** 少々お待ちください。一番最初が平成27年6月に締結しております。

**3番** 新旧対照表の15ページになりますけれども、1、地域公共交通というふうなところの構築というふうなところで、取組の内容とか甲・乙の役割がうたわれておりますけれども、この辺は旧からどのようにちよっと変わったのかお聞きしたいと思います。

**まちづくり課長** 地域公共交通の部分につきましては、旧では新庄市と協定を組んで締結しているところが大蔵と鮭川村さんの2つだけでした。これは村営バスが新庄市に乗り入れているということで協定を組んでいたものです。

このたび、全市町村が新庄市とおのおのに協定を結びました。その内容といたしましては、例えば舟形町についてはデマンドタクシーが県立新庄病院まで行っておる関係上もあって、その先の交通、新庄病院までしかデマンドタクシーが行かないものですから、その先の交通について新庄市と連携が図れないか。例えばなんです、新庄市の中では循環バスを走らせておりますので、そこの連携が構築できないかとか、そういったことを今後ちよっと検討していけないかといった内容で協定を結んだものになっております。

**3番** 先日の一般質問の中でも少しデマンドタクシーの話出たと思うんですけれども、舟形町では公共のバスもない、あとはデマンドタクシーで今何とか頑張ってもらってるんですけれども、新庄市に関しても今言った循環バスは走っていると思いますが、いわゆるタクシーですか、そのタクシーの会社さんも少なくなっているということで、舟形町も10年前と比べて公共交通が少し弱くなっているというふうな私は認識しています。新庄市も少し弱くなってきているのかなというふうな認識をしまして、お互い手を取り合って頑張るのはいいと思うんですけれども、少しその先のことも考えないと、ちよっと共倒れじゃないんですけれども、そういうふうなことも少し考えていただきたいなと思っているところなんですけれども、その辺少しお聞きしたいと思います。

**まちづくり課長** 公共交通を担っていただいている事業者さんにつきましては、やはり議員ご質問のように、新庄市においても当町においてもなかなか成り手といいますか、従業員の数が

少なくなっている状況だと思います。その先のことについてなんですが、まず、舟形町においては星川タクシーさんがデマンドタクシーの主体としてやっておられるわけなんですが、実際ハローワークに従業員を募集していてもなかなか申込みが来ないのが現状だといったことを聞いております。そういったことから、町ではこういった公共交通を残していきたいと、町の事業者さんを残していきたいという考えもあるものですから、今社長さん等の打合せの中では、地域おこし協力隊とか、そういったもののそういう制度の活用ができないかということでもちょっと検討は進めているところです。

**議長** ほかに質疑ございませんか。

**2番** 同じところですけども、新旧対照表の15ページになります。

同じ地域公共交通ネットワークの構築でありますけれども、今新庄のほうでもタクシー会社が1社ということであります。舟形においても6時以降は営業してない状況の中、新庄市さんのほうも、もう電話しないと駅前にはタクシーが来ないというような、駅前にも常時いないような状況になってます。そんな中、夜間というか6時以降の舟形で新庄を呼んだ場合には台数なくて行けないとか、やっぱりそういうふうな状況もある場合があります。やはりこうやって構築する場合にも、やっぱり新庄市さんのほうでもそこまでできるのか、ちょっと何かこれを見ると、何かできないことを書いているような気もするんですけども、やはり本当に不便な人には不便な状況であります。だから、そういった内部的なものをしっかり構築するような文言もないと、やはりここの文言だけの締結だけではない、やっぱり社会情勢とかそういうものがあると思いますので、やはりハローワークに募集しても来ないという状況もあればそうなんですけれども、それはタクシーに限ったことではなく、いろんな企業でもやっぱりハローワークに募集しても人材確保が難しいというのが今の現状であります。やっぱりそういった形でどういった公共交通を今後お互いに締結していくかということも親身に考えて締結する内容にしていきたいなと思ったんですけども、その点についてどう考えていますか。

**まちづくり課長** この公共交通につきましては、やはり今後高齢化が進む中で、どうしても移動にお困りの方が増えてくることは当然想定されております。これは舟形だけでなく、近隣の市町村においても同じ状況であると思います。そういったことも当然想定に入れながらこの協定を結んで、どういった構築が必要かということを検討していく土台でありますので、この協定を基に検討を進めていくというふうに考えております。

**議長** ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

**議長** 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**議長** 討論なしと認めます。

これより議案第17号を採決いたします。議案第17号を原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

**議長** 起立多数です。よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

---

**日程第7 議案第33号 令和8年度舟形町一般会計歳入歳出予算について**

**議案第34号 令和8年度舟形町国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出予算について**

**議案第35号 令和8年度舟形町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出予算について**

**議案第36号 令和8年度舟形町介護保険特別会計事業勘定歳入歳出予算について**

**議案第37号 令和8年度舟形町水道事業会計予算について**

**議案第38号 令和8年度舟形町下水道事業会計予算について**

**議長** 日程第7 議案第33号 令和8年度舟形町一般会計歳入歳出予算について、議案第34号 令和8年度舟形町国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出予算について、議案第35号 令和8年度舟形町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出予算について、議案第36号 令和8年度舟形町介護保険特別会計事業勘定歳入歳出予算について、議案第37号 令和8年度舟形町水道事業会計予算について、議案第38号 令和8年度舟形町下水道事業会計予算について、以上6会計議案を一括上程をいたします。

朗読説明をお願いいたします。

**総務課財政係長** (朗読、説明省略)

**議長** ただいま上程されました6会計予算の審査の方法についてお諮りいたします。

議案第33号から議案第38号まで6議案を審査するため、委員会条例第5条第1項の規定により、予算審査特別委員会を設置して審査したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

**議長** 異議なしと認め、予算審査特別委員会を設置して審査することに決定をいたしました。

次に、委員の選任についてお諮りをいたします。

ただいま設置されました予算審査特別委員会の委員の選任につきましては、委員会条例第7条第4項の規定により議員9名を指名したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

**議長** 異議なしと認め、ただいま指名した議員9名を予算審査特別委員会委員に選任することに決定いたしました。

ここで休憩し、予算審査特別委員会の正副委員長互選のため、予算審査特別委員会を招集いたします。

ここで、11時30分まで休憩をいたします。

午前11時21分 休憩

---

午前11時30分 再開

**議長** それでは、休憩前に復し会議を再開いたします。

予算審査特別委員会の正副委員長互選の結果の報告をお願いいたします。

**6番** それでは、私のほうから予算審査特別委員会正副委員長の互選結果の報告をいたします。

予算審査特別委員会で慎重審議した結果、委員長に佐藤広幸議員、副委員長に叶内昌樹議員と決定しました。

報告を終わります。

**議長** ただいま報告ありましたように、予算審査特別委員会委員長に佐藤広幸議員、副委員長に叶内昌樹議員が選任されました。

これにて予算審査特別委員会正副委員長互選の報告を終わります。

これより予算審査特別委員会に入りますので、本会議を3月10日まで休会することといたします。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

**議長** 異議なしと認め、本会議を3月10日まで休会といたします。

なお、本会議は3月11日午前10時より再開いたします。

本日はこれにて散会いたします。

お疲れさまでございました。

午前11時30分 散会

令和8年3月11日（水曜日）

第1回舟形町議会定例会会議録

（第4日目）

令和8年舟形町議会第1回定例会第4日目

令和8年3月11日（水）

---

出席議員（9名）

1番 伊藤 廣好	7番 佐藤 広幸
2番 叶内 昌樹	8番 八  太
3番 荒澤 広光	9番 石山 和春
5番 小国 浩文	10番 斎藤 好彦
6番 奥山 謙三	

---

欠席議員（1名）

4番 伊藤 欽一

---

地方自治法第121条の規定により説明のため議場（会議）に出席した者の職氏名

町 長 森 富 広	新規就農・女性活躍支援室長	岡崎 千恵子	
副町長 伊藤 幸一	地域整備課長	伊藤 秀樹	
総務課長 兼選挙管理委員会書記長	鍛冶 紀邦	地域強靱化対策室長	伊藤 英一
デジタルファースト推進室長	佐藤 仁	会計管理者	相馬 広志
まちづくり課長	曾根田 健	総務課財政係長	仲野 健太
ふるさと応援推進室長	野尻 誠	教育長	浅井 純
住民税務課長	豊岡 将志	教育課長	森 英利
健康福祉課長	沼澤 一征	監査委員事務局長	大場 健一
農業振興課長 兼農業委員会事務局長	斎藤 雅博		

---

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 大場 健一 事務補助員 大場 正江

---

議事日程

日程第 1 議案第33号 令和8年度舟形町一般会計歳入歳出予算について  
議案第34号 令和8年度舟形町国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出予算について  
議案第35号 令和8年度舟形町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出予算につ

いて

議案第36号 令和8年度舟形町介護保険特別会計事業勘定歳入歳出予算について

議案第37号 令和8年度舟形町水道事業会計予算について

議案第38号 令和8年度舟形町下水道事業会計予算について

日程第2 議案第18号 舟形町教育委員会教育長の任命について

日程第3 議案第19号 舟形町教育委員会委員の任命について

日程第4 議案第20号 舟形町固定資産評価審査委員会委員の選任について

日程第5 議案第21号 舟形町農業委員会委員の選任について

日程第6 議案第22号 舟形町農業委員会委員の選任について

日程第7 議案第23号 舟形町農業委員会委員の選任について

日程第8 議案第24号 舟形町農業委員会委員の選任について

日程第9 議案第25号 舟形町農業委員会委員の選任について

日程第10 議案第26号 舟形町農業委員会委員の選任について

日程第11 議案第27号 舟形町農業委員会委員の選任について

日程第12 議案第28号 舟形町農業委員会委員の選任について

日程第13 議案第29号 舟形町農業委員会委員の選任について

日程第14 議案第30号 舟形町農業委員会委員の選任について

日程第15 議案第31号 人権擁護委員候補者の推薦について

日程第16 議案第32号 人権擁護委員候補者の推薦について

日程第17 閉会中の所管事務調査報告

総務文教常任委員会

産業振興常任委員会

日程第18 議員派遣の件

---

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時06分 再開

**議長** ただいまの出席議員数9名です。定足数に達しております。

ただいまから8日目の定例会を開会いたします。

直ちに会議を開きます。

---

**日程第1 議案第33号 令和8年度舟形町一般会計歳入歳出予算について**

**議案第34号 令和8年度舟形町国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出予算について**

**議案第35号 令和8年度舟形町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出予算について**

**議案第36号 令和8年度舟形町介護保険特別会計事業勘定歳入歳出予算について**

**議案第37号 令和8年度舟形町水道事業会計予算について**

**議案第38号 令和8年度舟形町下水道事業会計予算について**

**議長** 日程第1 議案第33号 令和8年度舟形町一般会計歳入歳出予算について、議案第34号 令和8年度舟形町国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出予算について、議案第35号 令和8年度舟形町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出予算について、議案第36号 令和8年度舟形町介護保険特別会計事業勘定歳入歳出予算について、議案第37号 令和8年度舟形町水道事業会計予算について、議案第38号 令和8年度舟形町下水道事業会計予算について、以上6議案について議題といたします。

予算審査特別委員会付託事件の報告を求めます。佐藤委員長。

**予算審査特別委員長** 令和8年3月11日 舟形町議会議長 斎藤好彦殿。予算審査特別委員会委員長 佐藤広幸。

#### 予算審査特別委員会審査報告

令和8年2月25日招集の3月定例会において、3月6日に付託されました議案第33号 令和8年度舟形町一般会計歳入歳出予算について、議案第34号 令和8年度舟形町国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出予算について、議案第35号 令和8年度舟形町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出予算について、議案第36号 令和8年度舟形町介護保険特別会計事業勘定歳入歳出予算について、議案第37号 令和8年度舟形町水道事業会計予算について、議案第38号 令和8年度舟形町下水道事業会計予算について、以上6議案につきまして、本委員会は3月6日より3月10日までの3日間、慎重に審査した結果、賛成多数により原案どおり可決すべきと決しましたので、会議規則第76条の規定により報告いたします。

なお、本委員会は特に留意すべき事項として、下記の付帯決議を付することに決定しました。

記

1 特に留意すべき事項

①不動産の取得や建設、運用にあたっては、建設用地、事業内容等を説明できる予算計上  
すること。

以上。

**議長** ただいまの委員長報告について質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

**議長** 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**議長** 討論なしと認めます。

これより採決に入ります。

なお、賛成の方は起立、座っている方は否とみなします。

お諮りいたします。議案第33号 令和8年度舟町一般会計歳入歳出予算について原案のとおり  
賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

**議長** 起立多数です。よって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第34号 令和8年度舟形町国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出予算について  
原案のとおり賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

**議長** 起立多数です。よって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第35号 令和8年度舟形町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出予算について原  
案のとおり賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

**議長** 起立多数です。よって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第36号 令和8年度舟形町介護保険特別会計事業勘定歳入歳出予算について原案  
のとおり賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

**議長** 起立多数です。よって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第37号 令和8年度舟形町水道事業会計予算について原案のとおり賛成の方はご  
起立願います。

(賛成者起立)

**議長** 起立多数です。よって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第38号 令和8年度舟形町下水道事業会計予算について原案のとおり賛成の方は

ご起立願います。

(賛成者起立)

**議長** 起立多数です。よって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩をいたします。

午前10時15分 休憩

---

午前10時16分 再開

**議長** 会議を再開いたします。

---

## 日程第2 議案第18号 舟形町教育委員会教育長の任命について

**議長** 日程第2 議案第18号 舟形町教育委員会教育長の任命についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

**町長** (朗読、説明省略)

**議長** これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

**議長** 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**議長** 討論なしと認めます。

これより議案第18号を採決いたします。

議案第18号を原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

**議長** 起立多数です。よって、議案第18号は原案のとおり同意することに決定をいたしました。

暫時休憩をいたします。

午前10時20分 休憩

---

午前10時20分 再開

**議長** 会議を再開いたします。

---

## 日程第3 議案第19号 舟形町教育委員会委員の任命について

**議長** 日程第3 議案第19号 舟形町教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

**町長** (朗読、説明省略)

議長 これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

これより議案第19号を採決いたします。

議案第19号を原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

議長 起立多数です。よって、議案第19号は原案のとおり同意することに決定をいたしました。

---

#### 日程第4 議案第20号 舟形町固定資産評価審査委員会委員の選任について

議長 日程第4 議案第20号 舟形町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長 (朗読、説明省略)

議長 これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

これより議案第20号を採決いたします。

議案第20号を原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

議長 起立多数です。よって、議案第20号は原案のとおり同意することに決定をいたしました。

---

日程第5 議案第21号 舟形町農業委員会委員の選任について

日程第6 議案第22号 舟形町農業委員会委員の選任について

日程第7 議案第23号 舟形町農業委員会委員の選任について

日程第8 議案第24号 舟形町農業委員会委員の選任について

日程第9 議案第25号 舟形町農業委員会委員の選任について

日程第10 議案第26号 舟形町農業委員会委員の選任について

日程第11 議案第27号 舟形町農業委員会委員の選任について

日程第12 議案第28号 舟形町農業委員会委員の選任について

日程第13 議案第29号 舟形町農業委員会委員の選任について

日程第14 議案第30号 舟形町農業委員会委員の選任について

議長 日程第5 議案第21号 舟形町農業委員会委員の選任についてから、日程第14 議案第30号 舟形町農業委員会委員の選任について、以上10議案を一括として議題といたします。

議案第21号から議案第30号については、一括提案、審議し、一括採決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、一括提案、審議、一括採決といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長 (朗読、説明省略)

議長 これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

これより議案第21号から議案第30号まで一括採決をいたします。

議案第21号から議案第30号までを原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

議長 起立多数です。よって、議案第21号から議案第30号までは原案のとおり同意することに決定をいたしました。

---

日程第15 議案第31号 人権擁護委員候補者の推薦について

日程第16 議案第32号 人権擁護委員候補者の推薦について

議長 日程第15 議案第31号 人権擁護委員候補者の推薦について及び日程第16 議案第32号 人権擁護委員候補者の推薦についてを一括議題といたします。

議案第31号及び議案第32号については、一括提案、審議し、採決につきましては各個別に採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、一括提案、審議し、採決についてはそれぞれ個々に採決をしたいと思います。

提案理由の説明を求めます。

**町長** (朗読、説明省略)

**議長** これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

**議長** 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**議長** 討論なしと認めます。

これより議案ごとに採決をいたします。

初めに、議案第31号を原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

**議長** 起立多数です。よって、議案第31号は原案のとおり同意することに決定をいたしました。

次に、議案第32号を原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

**議長** 起立多数です。よって、議案第32号は原案のとおり同意することに決定をいたしました。

---

## 日程第17 閉会中の所管事務調査報告

**議長** 日程第17 閉会中の所管事務調査報告を議題といたします。

奥山謙三総務文教常任委員長より報告を求めます。

**総務文教常任委員長** 令和8年3月11日、舟形町議会議長殿。総務文教常任委員会委員長 奥山謙三。

### 所管事務調査報告書

総務文教常任委員会の所管事務調査の結果について、下記のとおり報告いたします。

#### 記

1. 期 日 令和8年2月19日(木)

2. 調査内容 令和7年度所管各課の主要事業の成果について

○住民税務課

(1) 防災資機材整備事業

①10月以降購入予定の資機材については、計画通り納入済であった。

○デジタルファースト推進室

(1) 舟形町デジタル推進化計画2.0については、調査日現在で計画未達の施策、「行政手続のオンライン化の推進」「町民に親しまれるホームページづくり」等があった。

○健康福祉課

(1) 地域福祉計画策定事業

①第5期地域福祉活動計画（舟形町）と第1期地域福祉活動計画（社協）の策定が年度内完成に向けスケジュール化されて進められている。

②緊急通報システムの設置及び運用状況は、令和7年12月25日で運用開始されていた。

○教育課

(1) 小中一貫校に向けた進め方

①前回調査日（10月23日）以降の検討委員会活動報告及び先進地視察等の実施が計画されていた。

(2) 部活動地域移行

①「わかあゆクラブ」の設立による休日の部活動体制が構築されていた。

(3) 縄文の女神プロジェクト事業

①プロジェクト事業の経過と、今後の取組みについて報告を受けた。

3. 所 感

○防災資機材整備事業について、資機材の使用方法等について職員のほか多くの町民に対し取扱いについて、周知する必要がある。

○デジタル化推進計画2.0進捗について、目標値管理についての見える化を行い、早期の計画達成に向けて進める必要がある。

○舟形町地域福祉活動計画の策定や社協職員を増員したことによる、町民の福祉課題解決等に期待する。

○小中一貫校の進め方について、地域の学校としての視点に立った視察等を検討しているが、並行して用地取得について早急に進める必要がある。

○縄文の女神プロジェクト事業について、プロジェクト会議、視察等を実施しているが、「縄文の女神」の帰還について県との協議が優先であり、早急な取組みが必要である。

以上です。

**議長** ただいまの総務文教常任委員会の所管事務調査報告について、質疑を求めます。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長** 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長** 討論なしと認めます。

閉会中の所管事務調査報告を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長 異議なしと認めます。よって、閉会中の所管事務調査報告は委員長報告のとおり決定をいたしました。

続きまして、佐藤広幸産業振興常任委員長より報告を求めます。

産業振興常任委員長 令和8年3月11日、舟形町議会議長殿。産業振興常任委員会委員長 佐藤広幸。

#### 所管事務調査報告書

産業振興常任委員会の所管事務調査の結果について、下記のとおり報告いたします。

#### 記

1. 期 日 令和8年2月18日（水）
2. 調査内容 令和7年度各課主な事業の取組み状況について

#### ○農業振興課

(1) 豪雪による農業用施設等の被害状況について

- ・施設4棟（施設、機械） 7,600千円
  - ・果樹（西洋梨） 0.26ha 1,400千円
- 計 9,000千円

#### ○地域整備課

(1) 空き家略式行政代執行について

- ・執行日 令和7年10月15日 事業費 7,469千円
- ・完成日 令和7年11月21日

(2) 中袋地区、土砂災害復旧の現状について

令和6年災中袋地区道路復旧工事

- ・契約金額 406,450千円
- ・工 期 令和7年6月16日～令和8年3月31日

(3) 本堀地区の土砂崩れ、迂回路の状況について

- ・治山工事完成予定 令和8年11月末日
- ・道路工事完成予定 令和9年3月
- ・迂回路は雪解け後に調査

#### ○まちづくり課

(1) 舟形小学校若あゆ太陽光発電所の発電状況、管理状況について

- ・運転開始 令和7年10月1日
- ・管 理 (株)やまがた新電力（山形市）
- ・太陽光発電量実績

10月 1,225KWh（発電量予測の93%）

11月 780KWh（発電量予測の106%）

12月 420KWh（発電量予測の68%）

※太陽光パネルに積雪があると発電しないため1～2月は実績ゼロ。

### 3. 所 感

#### ○農業振興課

(1) 豪雪による農業施設の被害状況についてはすみやかに県に報告をすること。

また、対策として施設の共済加入など、適切なアドバイスを行うこと。

#### ○地域整備課

(1) 空き家略式代執行については、略式代執行になる前に早めに関係者に指導することが重要である。

(2) 中袋地区、災害復旧工事については、令和9年3月完成予定であるが、早期完成を目指してもらいたい。

(3) 本堀地区土砂崩れ、迂回路については、現在迂回できない状況であり、治山工事を早期復旧し、速やかに県道の通行を確保すべきである。

#### ○まちづくり課

(1) 舟形小学校若あゆ太陽光発電所の発電については、実証実験の結果が豪雪地帯でも有効活用となることを期待している。

また、環境教育の一環として利用していることは評価できる。

以上です。

**議長** ただいまの産業振興常任委員会の所管事務調査報告について、質疑を求めます。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長** 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長** 討論なしと認めます。

閉会中の所管事務調査報告を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

**議長** 異議なしと認めます。よって、閉会中の所管事務調査報告は委員長報告のとおり決定をいたしました。

---

## 日程第18 議員派遣の件

**議長** 日程第18 議員派遣の件について議題といたします。

議員派遣の内容につきましては、議会事務局長より朗読をさせます。

**議会事務局長**（朗読、説明省略）

**議長** ただいまの議員の派遣についてご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

**議長** 異議なしと認めます。よって、議員派遣については原案のとおり決定をいたしました。

---

**議長** これをもちまして、3月定例会に付された事件は全て審議を終了いたしました。

町長よりお礼の申出がありますので、お受けをいたします。

**町長** 令和8年第1回定例会の閉会に当たりまして、御礼の挨拶を申し上げます。

3月4日から8日間の日程で、令和7年度一般会計ほか特別会計の予算の補正が5件、令和8年度一般会計、特別会計等歳入歳出予算が6件、条例の設定が2件、条例の制定が4件、承認が2件、新庄最上定住自立圏協定を変更する協定の締結について1件、過疎地域持続的発展計画の策定について1件、太折辺地に係る総合整備計画の策定について1件、工事請負契約の変更について1件、町有財産の無償貸付について1件、人事案件が15件、合計39件につきまして、ご決議賜りまして心より御礼を申し上げます。

さて、令和8年度は、第7次総合発展計画後期短期アクションプランの2年目の年となります。第7次総合発展計画で目指す町の将来像「住んでいる人が誇れるまちづくり、わくわく未来ふながた」の実現に向けて6本の柱と、それを支える1つの基盤、これら7つの基本目標を達成できるよう、全力で取り組んでまいります。

また、ご決議賜りました令和8年度予算については、職員と一丸となって本来の目的が達成できるよう、経済的かつ適正な執行に努めてまいりますので、議員の皆様、町民の皆様におかれましては、なお一層のご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

また、一般質問や、ご審議の中で賜りました建設的な提言は真摯に受け止めまして、行政運営に努めてまいります。

結びになりますが、議員各位におかれましては、まだまだ寒い日が続きますので、健康に留意され、引き続き舟形町発展のためにご指導、ご鞭撻を賜りますようよろしくお願い申し上げます。閉会の挨拶とさせていただきます。

3月定例会、8日間、本当にありがとうございました。

**議長** これで本日の日程は全て終了いたしました。

以上で会議を閉じます。

令和8年第1回舟形町議会定例会を閉会いたします。

8日間にわたる慎重審議ありがとうございました。お疲れさまでございました。

午前11時10分 閉会

上記会議の経過を記載し、その相違ないことをここに署名する。

議 長 齋 藤 好 彦

署 名 議 員 伊 藤 廣 好

署 名 議 員 佐 藤 広 幸